

特 216

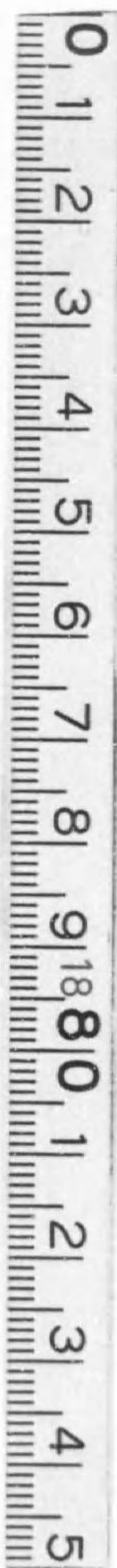
968

× 複写

奉紀元二千六百年
祝

全國融和團體聯合大會紀念

法財人團同和奉公會編纂



始



特216
968

紀元二千六百年奉祝

全國融和團體聯合大會紀要

目次



第一節 大會第一日	(七)
一、開會まで	(九)
二、開會式	(九)
式辭、告辭、祝辭、祝電	(一〇)
三、參拜、誓詞	(一〇)
目次	(一)



四、平沼會長胸像贈呈式……………(10)

胸像贈呈の辭、謝辭……………(11)

五、議事……………(11)

議長並副議長推舉、戰線に活躍中の將兵に對する感謝電報……………(12)

宣言決議……………(13)

厚生大臣諮問答申審議……………(14)

文部大臣諮問答申審議……………(15)

第二節 大會第二日……………(16)

六、議事(續き)……………(16)

厚生大臣諮問答申……………(16)

文部大臣諮問答申……………(17)

七、講演……………(17)

八、物故功勞者慰靈祭…慰靈の辭……………(18)

九、閉會……………(18)

第四章 議事速記録……………(18)

第一日……………(18)

一、議長副議長推舉……………(18)

二、厚生大臣諮問……………(19)

三、文部大臣諮問……………(19)

四、宣言並決議……………(19)

五、各府縣提出協議題……………(19)

1、新體制に關する事項(自第一號至第八號及第十三、十四號議題)……………(19)

2、地區外轉住に關する事項(第九號議題)……………(20)

3、融和教育に關する事項(第十號議題)……………(20)

第二日……………(20)

六、厚生大臣諮問答申案……………(20)

七、文部大臣諮問答申案……………(21)

第五章 大會整理……………(21)

一、陳情……………(21)

1、內務大臣に對する陳情……………(21)

2、大政翼贊會事務總長に對する陳情……………(22)

二、融和事業の新體制要綱……………(22)

第六章 大會一覽……………(22)

一、大會日程……………(22)

二、加盟團體……………(23)

三、厚生大臣諮問事項……………(23)

四、文部大臣諮問事項……………(24)

目次

五、各府縣提出協議題……………(六)

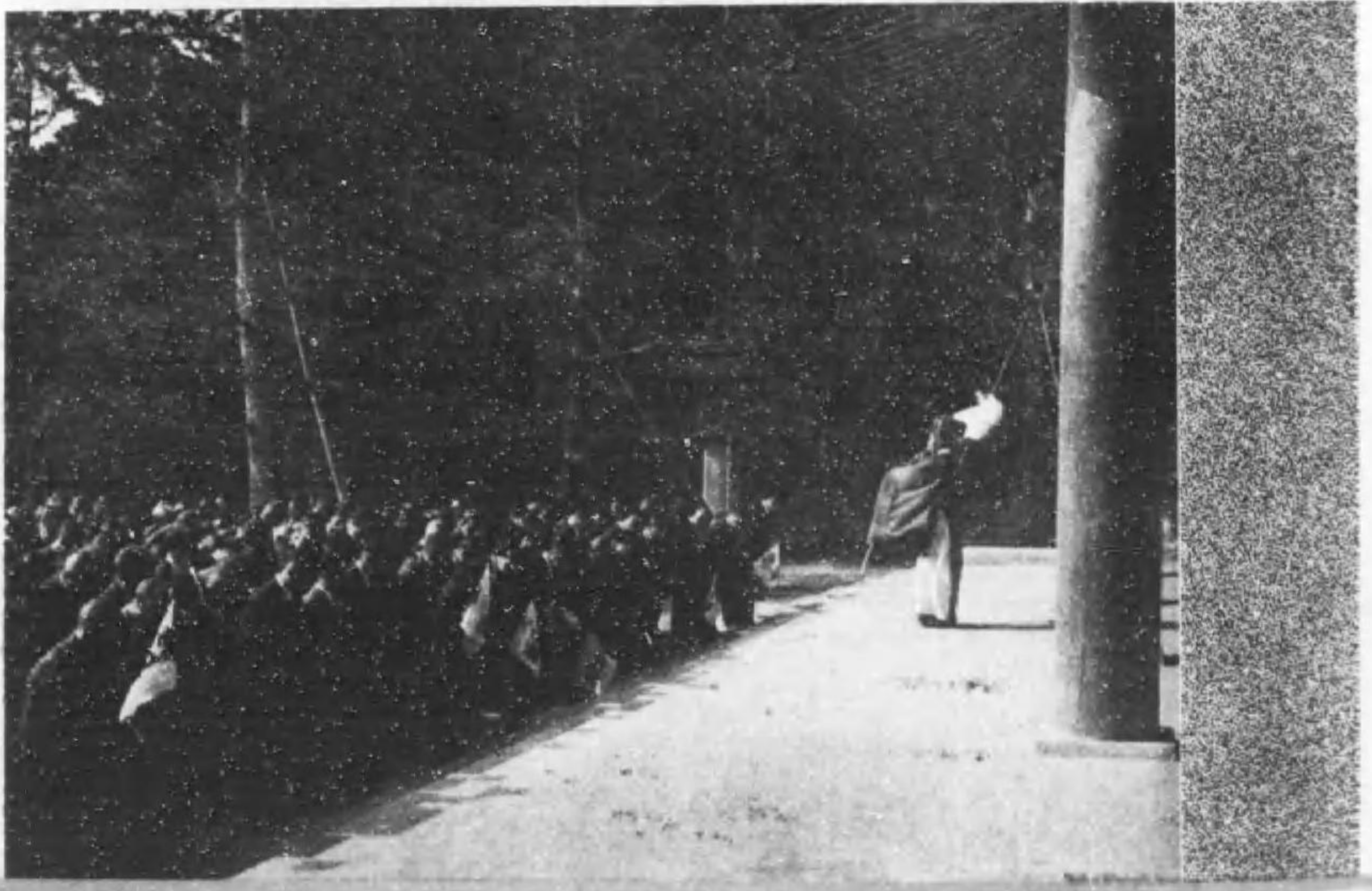
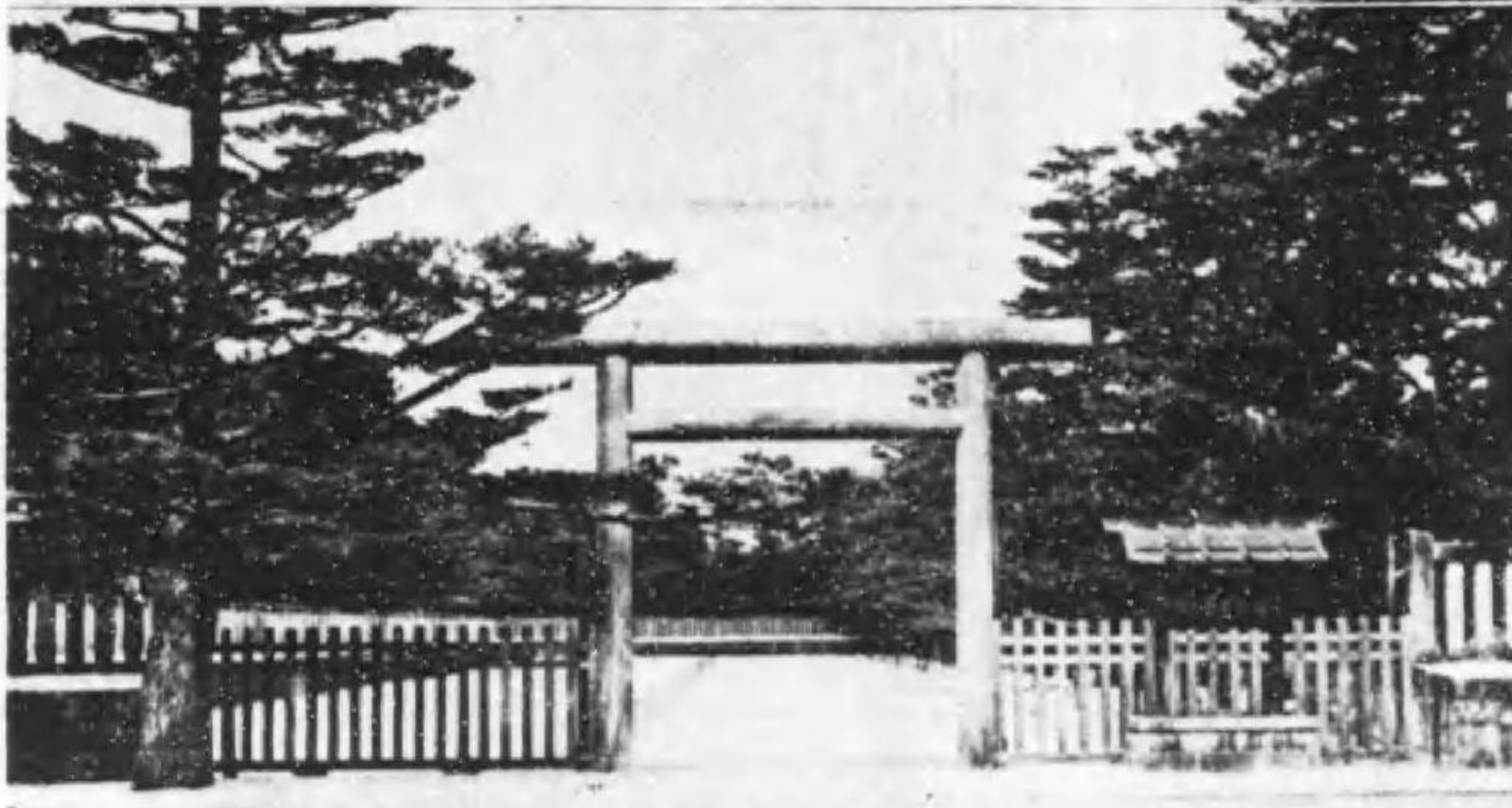
六、役員……………(六)

七、係員……………(六)

八、參會者氏名……………(七)

九、物故功勞者氏名……………(七)

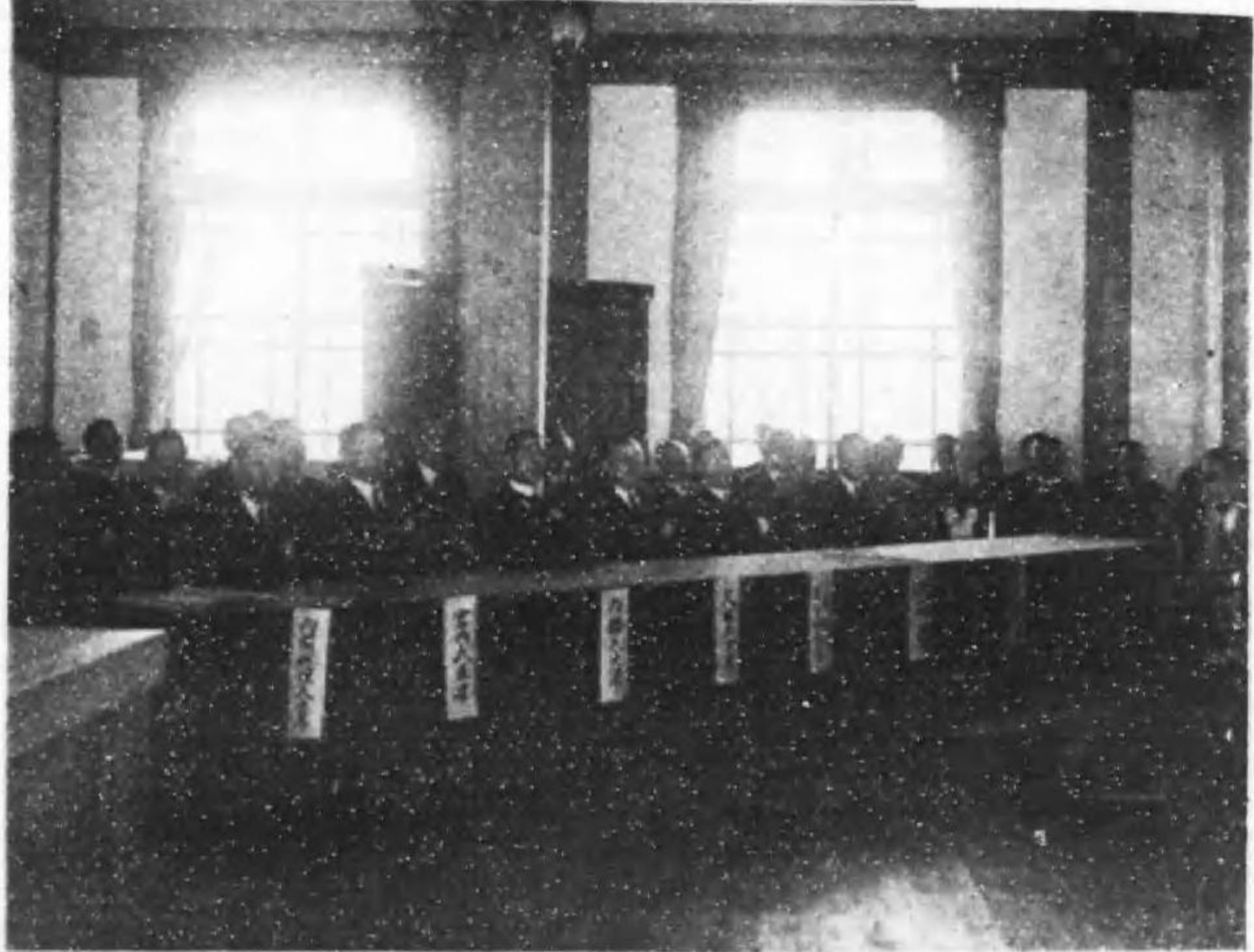
十、紀元二千六百年頌歌……………(一〇)



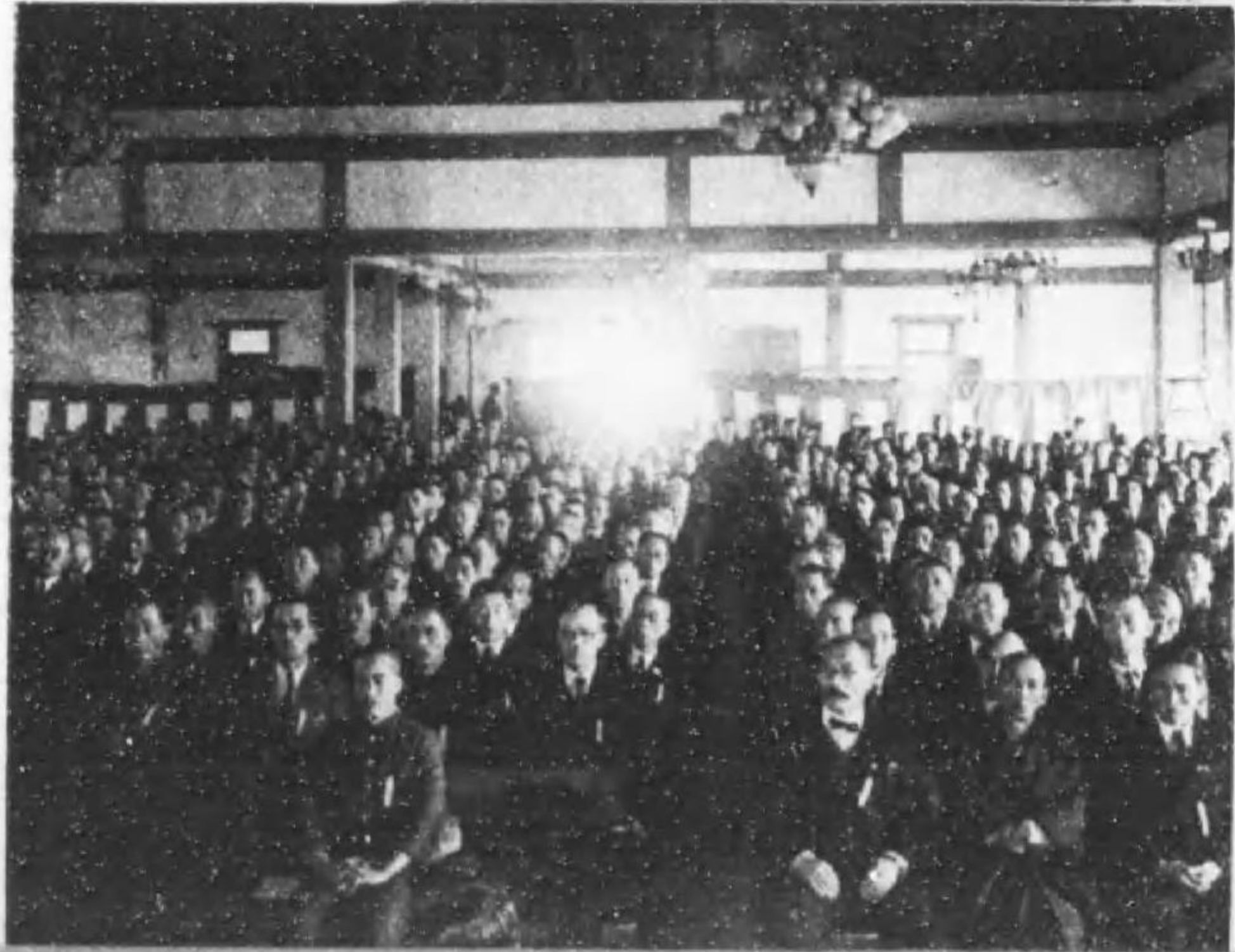
(上) 檜原神宮 (中) 誠傍御陵
 (下) 檜原神宮南御門前に御杖を受くる參會者



會長式辭朗讀(會長代理熊谷厚生省社會局長)



來賓席



參會者



財團中央融和事業協會會長男爵平沼騏一郎閣下

(中村直人氏作)

會場・建國會館入口



平沼會長胸像贈呈式（會長代理熊谷厚生省社會局長と贈呈の辭を朗讀する吉川大和同志會長）



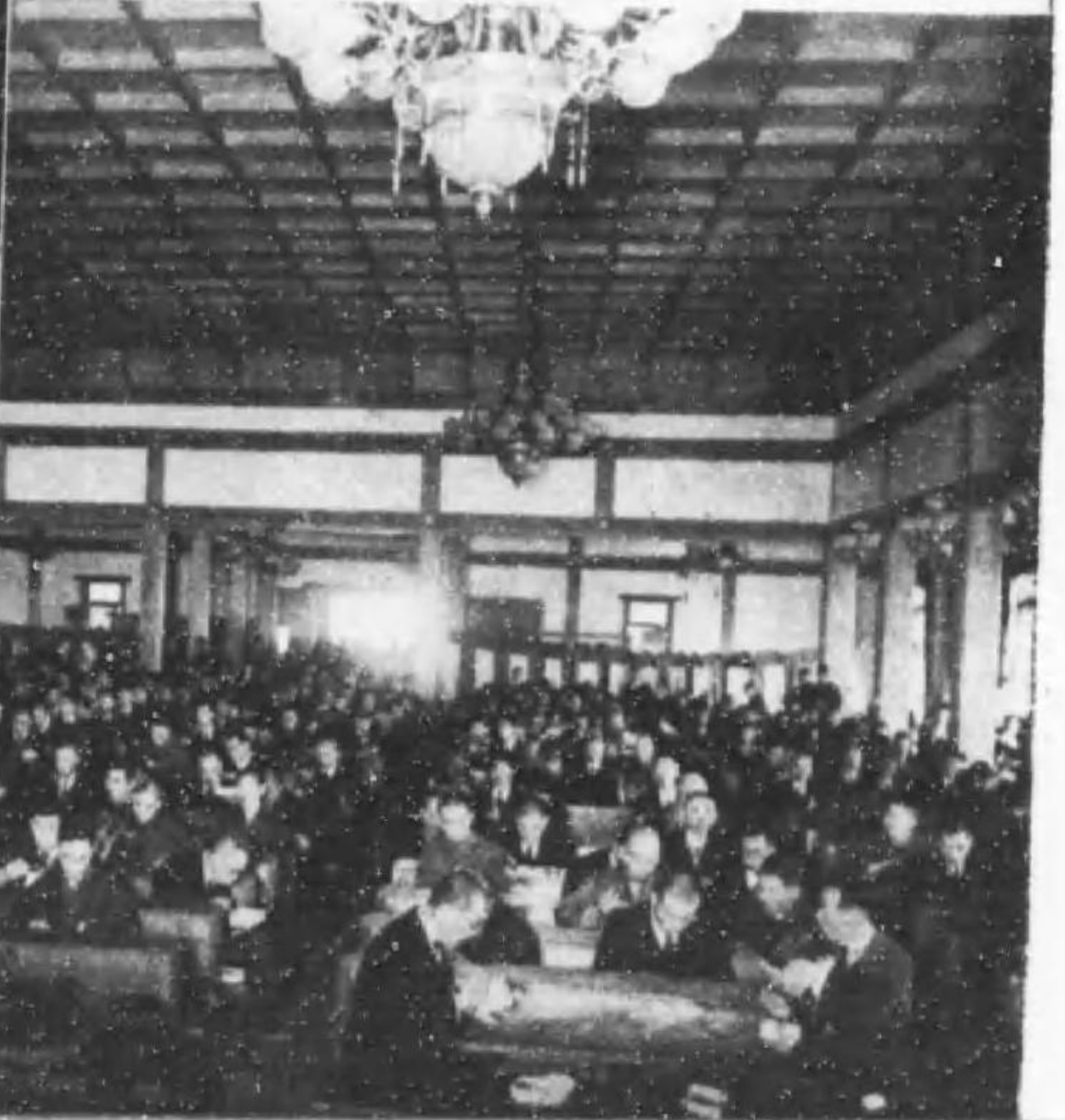
紀元二千六百年頌歌奉唱（奈良縣立御所高女生徒）



宣言決議發表



橿原神宮並畝傍御陵参拜

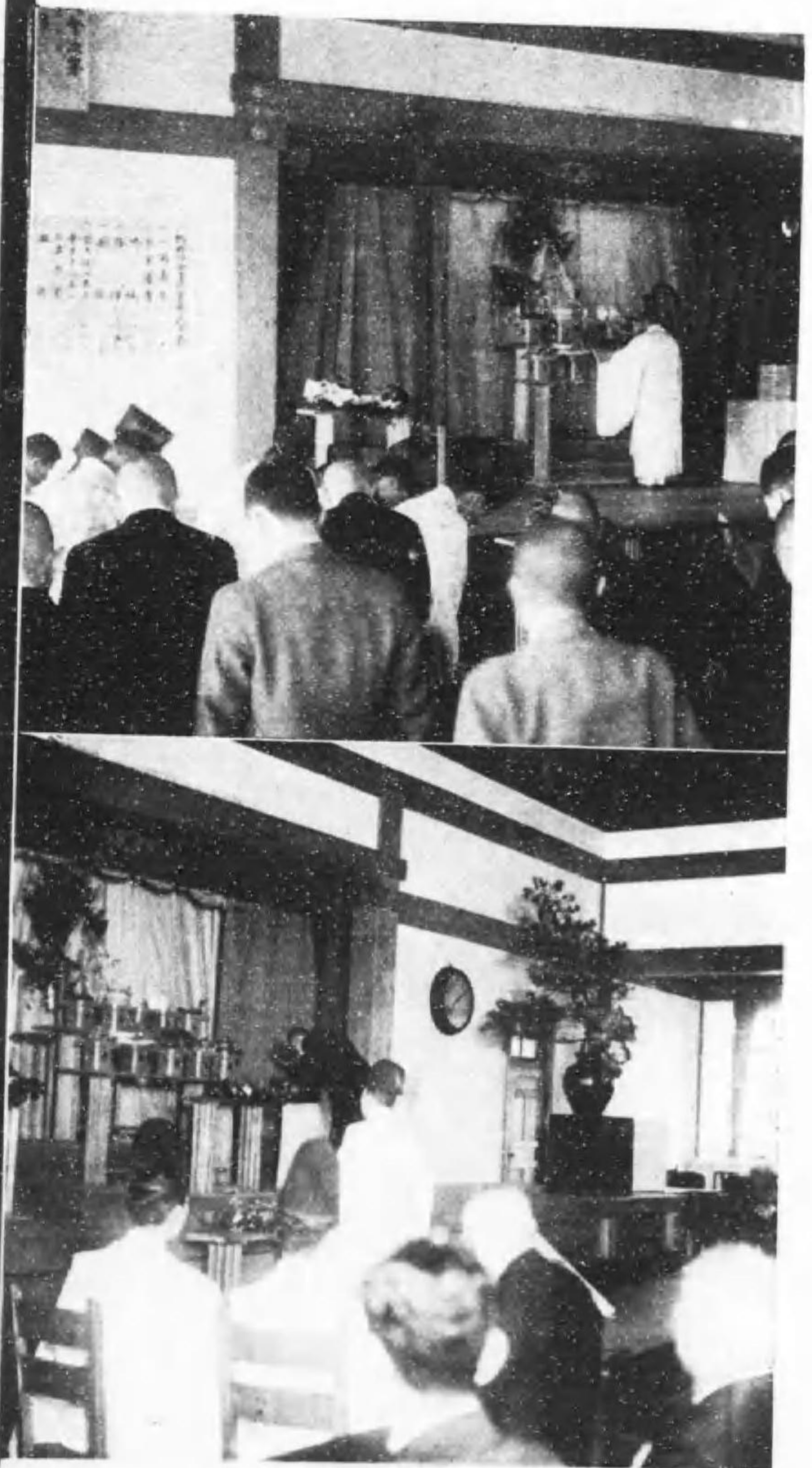


晝食

講演（吉田茂閣下）



物故者慰靈祭



紀元二千六百年 祝 全國融和團體聯合大會紀要

第一章 大會の發端

神武天皇惟神の大道に遵ひ、一系無窮の寶祚を承け給ひてより茲に二千六百年、聖壽の愈々宏遠悠久なるを壽ぎ奉ることは御民いま生けるしるしありて、享け得たる世紀の喜びに浴したる全國民の等しき歡喜であり感謝である。我が融和事業團體に於ては、昭和十三年六月十四十五の兩日厚生省に於て開催せられたる全國融和事業協議會の席上、全會一致の下に、紀元二千六百年奉祝記念事業として、聖地に於て奉祝記念大會を開催すること及び其他適切なる事業實施方の決議をなし、これが實施案につき、靜岡安藤寛、奈良吉川吉治郎、和歌山藤範見誠、神奈川植木俊助、聖訓奉旨會伊藤末尾の五氏を委員に委嘱した。委員は翌昭和十四年二月二十八日、全國の希望事項等を考慮して左記委員會案を決定し、同年六月一日の全國融和事業協議會に提出し確定した。

- 一、奈良縣政修明建國會館に於て開催すべき全國融和團體聯合大會に關しては委員を擧げ各融和團體の希望意見を考慮して發行方法を決定すること。
- 二、右委員の數及選定は中央融和事業協會に一任すること。
- 三、「融和運動大觀」を編纂出版すること。
- 四、右は中央融和事業協會に一任すること。

附帶事項 第一章 大會の發端

紀元二千六百年に備ふる爲時局即應の融和運動新指導方針を確立し其の躍進を図ること。
當日大會準備委員に左の十五氏を委嘱して實行方法を審議することになった。

- (神奈川縣青和會) 植 木 俊 助 (大 和 同 志 會) 吉川 吉治郎 (新潟縣社會事業協會) 五十嵐 榮
- (群馬縣融和會) 小川 百 助 (和歌山縣同和會) 藤 範 晃 誠 (高知縣公道會) 汲田松之助
- (長野縣同仁會) 鈴木 鳴 海 (兵庫縣清和會) 吉田 靜 雄 (福岡縣親善會) 眞鍋博愛
- (京都府親和會) 森 梁 香 (岡山縣協和會) 森川榮次郎 (一 如 會) 山本 匡 夫
- (大阪府公道會) 河上 正 雄 (廣島縣共鳴會) 木村 徹 英 (中央融和事業協會) 小山 三 郎

第二章 大會の開かるゝまで

七月十五日厚生省に於て第一回委員會を開催して左記事項を決定した。

一、開催要項に関する件

- 1 主催 府縣單位以上の融和團體(四十二團體)の聯合主催とすること。
 - 2 名稱 紀元二千六百年記念全國融和團體聯合大會。
 - 3 代表者 本大會々長は中央融和事業協會長平沼驥一郎とし更に副會長を定むること。
 - 4 開催期日 期間は二日間とし、期日會場其他は中央融和事業協會及大和同志會に於て交渉の上決定すること。
- ### 二、目標に関する件

肇國の大義を宣揚し國民融和の徹底を図らんとす。

三、参加者に関する件

- 1 資格 融和事業に關し相當經驗を有する者にして府縣及參加融和團體の推薦に係る者。
- 2、参加人員 一千名
- 4、同割當 中央融和事業協會に一任すること。
- 4、其他
イ、汽車電車賃割引の交渉をなし宿舍に關しても相當斡旋をなすこと。
ロ、大會の傍聴は之れを禁じ、入場者は参加票及招待状を持參せる者に限り、大會當日直接入場を希望する者あるも許可せざること。

四、大會行事に関する件

- 1 宣言、決議 中央融和事業協會に於て文案を起草し準備委員會に附議すること。
 - 2 諮問 厚生文部兩大臣より諮問をせらるべく申請すること。
 - 3 協議案 協議題は、準備委員會に於て決定すること。
 - 4 祝辭 左記に對し祝辭を申請すること。
關係各大臣、貴衆兩院議長、奈良縣知事、其他主要關係團體長
 - 5 講演會 講演會を開くこと
 - 6 參拜 全員樞原神宮及故傍御陵に參拜すること。
 - 7 物故功勞者慰靈祭 物故功勞者慰靈祭を行ふこと。
- ### 五、經費豫算に関する件

第二章 大會の開かるゝまで

1、収入

九、九二五圓

内 譯

イ、中央融和事業協會負擔

二、〇〇〇圓

ロ、參加融和團體負擔

二、〇〇〇圓

右割當は中央融和事業協會に一任すること

八、補助金其他の収入

五、九二五圓

2、支出

九、九二五圓

内 譯

イ、會場設備費

二、〇〇〇圓

ロ、食事費 一、二〇〇人二回分

一、二〇〇圓

ハ、印刷費

二、〇〇圓

ニ、通信運搬費

二、五〇圓

ホ、講演會費

一、〇〇圓

ヘ、物故功勞者追悼費

二、〇〇圓

ト、大會報告書費 一部五〇錢 一、五〇〇部代

七、五〇圓

チ、速記費

二、〇〇圓

リ、參加章費 一個五錢 一、二〇〇個代

六、〇〇圓

ヌ、準備費

三、〇〇圓

ル、旅費補助 一名五圓 一、〇〇〇名分

五、〇〇〇圓

ヲ、記念品費 一名五〇錢 一、二〇〇名分

六、〇〇圓

ワ、雜費

五、〇〇圓

カ、豫備費

三、六五圓

六、議事進行に関する件

1日 程

イ、第一日(午前十時開會)

午前 開會式(宣言決議の附議を含む)參拜

午後 總會(諮問案及協議案附議)部會

ロ、第二日(午前九時開會)

午前 部會、講演會

午後 物故功勞者慰靈祭、總會閉會式

2 緊急動議は議事進行に限ること。

七、來賓に関する件

案内先は中央融和事業協會に一任すること

八、事務に関する件

1 事務所 中央融和事業協會内に置くこと。

2 準備委員長 中央融和事業協會常務理事準備委員長として之が事務を處理すること。

3 大會前々日準備委員會を開き諸般の準備をなすこと。

4 大會前日參加團體代表者會議を開き諸般の打合せをなすこと。

5 大會係員は準備委員會に於て決定すること。

其の後大會期日十月二十三、二十四日の兩日と決定したが種々の都合により十二月十日、十一日の兩日舉行することに決定した。十一月十四日午前十時より **第二回大會準備委員會** を女子會館に於て開催して、大會執行態度、宣言決議其他大會役員並係員事務、大會執行順序、奉祝歌奉唱、經費豫算等に關して打合協議をした。特に大會執行態度に對しては、紀元二千六百年を奉祝する意義深き大會なることを確認し、眞摯に、謹嚴に大會を終了するやう出席者に徹底せしむることを申合せた。其後中央融和事業協會は奈良縣並大和同志會と周密なる聯絡の下に、會場の準備に出席者の調査に乘車船賃割引證案内狀等につきて交渉其他の事務に當り萬全を期した。

次で十二月九日午前十時より八紘寮に於て第三回の大會準備委員會を開催して宣言、決議、諮問事項、委員會委員、執行順序係員、其他準備等につき協議をなし、引續き午後二時より大會參加團體代表者打合會を開き、大會執行順序、係員宿舍割、參加章配付參拜等につき打合せをした。

第三章 大會概要

十月十日十一日の兩日、快晴の好天候に恵まれて、紀元二千六百年記念全國融和團體聯合大會は、聖地橿原建國會館に於て舉行せられた。

來會者は全國各府縣及其他的參加團體四十一、出席者一千名に上り頗る盛會であつた。

大會は左の執行順序によつて進められた。

第一日(十二月十日)

開會式

- 一、開會の辭(午前十時)
 - 二、宮城遙拜
 - 三、默禱
 - 四、君が代奉唱
 - 五、紀元二千六百年紀元節ニ賜リタル詔書捧讀
 - 六、會長式辭
 - 七、厚生大臣告辭
 - 八、祝辭
- 内閣總理大臣
宮内大臣
内務大臣
文部大臣
大政翼贊會事務總長
紀元二千六百年奈良縣奉祝會長
奈良縣會議長
九、紀元二千六百年頌歌齊唱

一〇、閉式の辭

參 拜 (午前十一時)

官幣大社樞原神宮參拜

畝傍御陵參拜

休憩

胸像贈呈式 (午後一時)

一、平沼中央融和事業協會長に胸像贈呈

二、贈呈の辭

三、謝辭

議 事

一、開會

二、議長副議長推舉

三、議長挨拶

四、陸海出征將兵に感謝の電報發送の件

五、宣言決議に關する件

六、厚生大臣文部大臣諮問事項協議

七、府縣及融和團體提出協議事項協議

第二日 (十二月十一日)

議 事 (午前九時)

一、協議

講 演 (午前十時)

肇國の大義 貴族院議員 吉田茂閣下

萬 歳

一、萬歳三唱 會長發聲

休憩

物故功勞者慰靈祭 (午後一時)

一、神事

二、慰靈の辭

三、玉串奉奠

四、神事

閉 會

閉會の辭

第一節 大會第一日 (十二月十日)

一 開會まで

當日各係員は、午前八時各部署につき來會者の參集に備へた。會員章は前日の代表者會議の席上取纏め交付し、夫々府縣別

に配付することになつてゐるので、受付に於ては「紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會要項」記念品（筆墨）平沼男爵胸像寫眞、繪葉書、觀光案内等を一袋に納めて交付した。當日出席した數は千百名に上り、來賓は兩日に亘り左記諸氏の外更に八十七名の多きに達した。

宮内省白井事務官、内務省吉川事務官、厚生省熊谷社會局長、武島生活課長、文部省小田成人教育課長、貴族院議員吉田茂氏、山内奈良縣知事、伊藤同縣總務部長、中川同縣學務部長、松村同縣會議長、中央社會事業協會大谷繁次郎氏

二、開會式

午前十時、振鈴來賓及會員一同着席、中央融和事業協會の菊山常務理事の開會の辭に先ちて、大會々長平沼男爵缺席につき左記電文を朗讀した。

時局重大ノ折速カニ國務大臣ニ任ゼラレ國務多端ノ爲大會ニ出席スルヲ得ザルヘ誠ニ遺憾トスルトコロナリ、代理トシテ厚生省社會局長タル熊谷理事ヲ臨席セシム

本大會ハ紀元二千六百年奉祝ノ意義深キ催ニツキ格別慎重ヲ期シ多大ノ成果ヲアゲラレンコトヲ望ム、平沼駿一郎改めて開會を宣し、宮城遙拜、黙禱、君が代奉唱、紀元二千六百年に賜りたる詔書捧讀の後、熊谷大會長代理より左の式辭を述べた。

式辭

茲ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ヲ樞原ノ聖地ニ於テ開催致シマスルニ當リ厚生大臣閣下ヲ初メ多數來賓御臨席ノ下ニ全國ニ於ケル關係各位ト共ニ相會シテ現下ノ國情ニ鑑ミ特ニ喫緊ヲ要スル國民融和ノ實踐ニ關シ檢討ヲナス機會ヲ得マシタコトハ私ノ最モ欣幸トスル所デアリマス
謹ミテ惟ヒマスルニ此ノ樞原ノ地ハ畏クモ

神武天皇ガ惟神ノ大道ニ遵ヘセラレ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ給ヒ大ニ天業ヲ經綸セラレマシタ感激ノ聖地デアリマス爾來年ヲ閱スルコト正ニ二千六百年コノ貴キ記念スベキ年コノ聖地ニ於テ謹ミテ神武天皇ノ鴻業ヲ俾ビ奉リ融和事業ノ全國大會ヲ開催致シスルコトハ其ノ意義甚ダ深キモノガアルト信ズルデアリマス。

御承知ノ通り皇國ハ今ヤ世界大動亂大轉換ノ眞只中ニアツテ東亞新秩序ノ建設ニ邁進シツ、アルノデアリマス此ノ度日獨伊三國ノ條約ガ締結致サレ、コ、ニ皇國ノ嚮フトコロ國民ノ進ムベキ道ガハツキ致シタノデアリマスガ皇國ノ所デアリ信ヲ貫徹シ所期ノ目的ヲ達成致シマス爲メニハ尙前途幾多ノ障礙ニ遭遇スルコトノアルベキヲ覺悟セネバナラヌコトハ勿論マシテ實ニ容易ナラス時デアアルコトヲ痛感致スデアリマス。

斯ノ如ク内外未曾有ノ重大時局ニ直面セル我ガ國ト致シマシテコレニ對處スル爲ニハ將來如何ナル新事態ガ發生スルトモ克ク獨自ノ立場ニ於テ迅速果敢且ツ有效適切ナル方途ヲ講ジ國家國民ノ總力ヲ最高度ニ發揮スル様所謂高度國防國家體制ノ整備ヲ計ルコトガ必要デアリマス。而シテ高度國防國家體制ノ基礎ハ強力ナル國內體制ノ整備完成ニアルノデアリマシテ政治經濟教育文化等國民生活ノ凡ユル領域ニ於ケル新體制ガ要請セラル、所以モ亦實ニ茲ニ存スルノデアリマス。即チ一億ノ同胞ガ眞ニ生キタ一體トナツテ萬民輔翼ノ臣道ヲ全ウスル所謂國民組織ノ完成ト其ノ十分ナル活用ヲ圖ルコトハ其ノ要請ニ應ヘル所以デアリマシテ今日我々ノ十分留意セネバナラヌ點デアルト存ズルノデアリマス。

然ルニ我ガ國內ニハ之ガ障碍トナルベキ事象ガ猶全ク其ノ跡ヲ絶ツニ至ラズ殊ニ我々ガ年來憂ヒヲ共ニシ各般ノ方途ヲ講ジテ其ノ解決ノタメ精進シテ參リマシタ融和問題ハソレガ百萬ノ一部同胞ノ不幸デアリ計リデナク實ニ國民一體ノ實ヲ妨ゲル根源ヲ爲シテキルノデアリマシテ時局下一億ノ同胞ガ生キタ一體トシテ萬民輔翼ノ臣道ヲ完ウセンコトヲ要請セラレテキル時本問題ガ未解決ノマ、殘存シテキルコトハ誠ニ憂フベキコトデアリマス。我々ハ昨年融和事業ノ綜合的進展ニ關スル要綱ヲ改訂シ肇國ノ大精神ニ基イテ國民一體ノ道ヲ明瞭ニ致シマスト共ニ融和事業完成十ヶ年計畫ノ擴充計畫ヲ樹立致シマシテ時局下融和事業ノ執ルベキ方途ヲ決定シタノデアリマス。

最近我が國官民ノ間ニ澎湃トシテ生起シテ參リマシタ所謂大政翼賛運動ハソノ精神ニ於テハ全ク我等ノ融和運動ト表裏一體ノ關係ヲ持ツモノデアリマスカラ我々ハ此ノ機會ニ於テ一方ニ於テハ克ク翼賛運動トノ聯繫ヲ保チツ、愈々ソノ獨自ノ機能ヲ發揮シ國民一體ノ實ヲ舉ゲテ萬民翼賛臣道實踐ノ大道ヲ邁進シナケレバナラスノデアリマス。

時ハ方ニ紀元二千六百年 處ハ 神武天皇創業ノ樞原ノ聖地 人ハ眞ニ憂ヒヲ同ジウスル一千ノ同志コノ全國大會ヲ意義アラシムル爲メ各位ヘ全力ヲ傾ケ此ノ歴史的大轉換期ニ即應スル融和事業ノ方途ヲ研鑽セラレ斯業ノ目的達成ニ貢獻セラレシメト望ミ以テ式辭ト致シマス。

次に左記の厚生大臣(熊谷社會局長代理)告辭並に祝辭があつた。

厚生大臣告辭

本日建國ノ聖地樞原ニ於テ全國融和事業團體及奈良縣主催ノ下ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ヲ開催セラルルニ方リ一言所懐ヲ述ブルハ欣幸トスル所ナリ

恭シク惟フニ我が國ハ萬世一系ノ天皇上ニ御座シマシ惟神ノ大道ニ遵ヒテ天業ヲ恢弘シタマヒ下萬民相率キテ盡忠報國ノ赤誠ヲ獻テ和衷協力愈々國體ノ精華ヲ發揚シ世々相承ケテ克ク今日ノ隆昌ヲ致セリ。

今ヤ肇國ノ大義ニ則リ大東亞新秩序ノ建設ヲ期シテ聖戰既ニ三年有半偶々世界歴史ノ一大轉換期ニ際會シ内外益々多事ナリ曩ニ其ノ意圖ヲ同ジウスル獨斷兩國ニ對シ相提携シテ世界ノ平和克復ニ協力スルノ同盟ヲ結ビ更ニ最近日華兩國間ノ基本條約成立シ帝國ノ嚮フ所國民ノ進ムベキ道ニ於テ既ニ昭々タリト雖其ノ所信ヲ貫徹スルハ前途尙遠遠ニシテ幾多ノ障害ヲ覺悟セザルベカラズ是ヲ以テ和衷協贊眞ニ一億一心ノ實ヲ舉ゲ速カニ國內體制ヲ整備シ國家ノ總力ヲ舉ゲテ一ニ大業ノ完遂ニ邁進セザルベカラサルナリ此ノ時ニ當リ内ニ顧ミルニ今日尙國民ノ間ニ同胞差別ノ不合理ナル陋習ヲ遺存セルアリテ往々社

會生活上ノ圓滿ヲ缺クコト無キニ非ザルハ洵ニ遺憾ノ至リナリト素ヨリ斯カル弊習ハ尊嚴ナル我が國體ノ本義ニ鑑ミルモ將又現下ノ非常時局ニ處シテ皇國臣民タルノ責務ヲ全ウスル上ヨリ視ルモ速カニ之ヲ根絶シテ渾然タル萬民一體ノ實ヲ成サザルベカラサルナリ。

政府ハ夙ニ融和問題ノ解決ヲ期シテ策勵スル所アリ又中央地方ヲ通ジテ各融和事業團體ノ協力活動セラルルアリテ漸次昔日ノ弊風革正顯著ナルモノアルハ誠ニ慶スベキナリト雖現下内外ノ情勢ニ鑑ミルトキハ速カニ此ノ陋習ヲ一掃セザルベカラズ此ヲ以テ政府ヘ各位ノ努力ニ期待スル所亦極メテ大ナリトス

冀ハクバ各位多年ノ體驗ヲ披瀝シテ研究協議ヲ重ネ本大會ヲシテ眞ニ意義アラシムルト共ニ其ノ成果ヲ舉ゲテ國民福祉ノ増進ト國運ノ進展ニ寄與シ以テ皇謨翼賛ノ臣道ヲ完ウセラレシコトヲ一言以テ告辭トス

昭和十五年十二月十日

厚生大臣 金光庸夫

來賓祝辭

内閣總理大臣祝辭(武島生活課長代讀)

本日茲ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會開催セララルルニ方リ所懐ヲ述ブル機會ヲ得タルハ餘ノ欣幸トスル所ナリ我が國ハ聖戰既ニ三年東亞新秩序建設ノ大業着々進捗ヲ見ツツアリト雖内外ノ情勢極メテ多端ニシテ一億同胞渾然一體トナリ 國家ノ總力ヲ舉ゲ時難克服ニ邁進スベキノ秋ナリ、然ルニ今尙同胞間ニ封建時代ノ遺習タル不合理ナル差別觀念ヲ遺存セルモノアリテ間々紛議ノ根因ヲ爲スハ洵ニ遺憾ニ堪ヘザル所ニシテ速ニ之ヲ解消ヲ圖リ以テ一億一心ノ實ヲ舉グルニ些ノ障碍ナキヲ期セザルベカラズ

爰ニ多年融和事業ニ盡瘁シ來レル各位一堂ニ相會シ光輝アル紀元二千六百年ヲ奉祝シ併セテ時局ニ鑑ミ更ニ一層融和事業

ノ效果ヲ舉グル方途ニ關シ協議セラルルハ洵ニ機ヲ得タル盛舉ニシテ邦家ノ爲慶賀ニ堪ヘザルナリ
翼クバ各位使命ノ重大ナルニ思ヒヲ致シ、和衷協力融和事業ノ目的達成ニ勵メ以テ興亞ノ聖業ヲ翼贊シ奉ランコトヲ一言
以テ祝辭トス

昭和十五年十二月十日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文 麿

宮内大臣祝辭（白井事務官代讀）

中央融和事業協會ハ今明日ヲ以テ紀元二千六百年ヲ奉祝スル全國融和團體聯合大會ヲ開キ兼ネテ融和事業ニ關スル諸問題
ヲ諮問協議センコトヲ企圖セラル洵ニ慶賀ノ至ニ勝ヘズ

今ヤ世界曠古ノ變局ニ當リ我國民ハ舉國一體ト爲リテ時艱ヲ克服シ國運ノ興隆ニ邁進スベキ秋ニ際會セリ然ルニ我國民ノ
間ニ因襲ノ不合理ナル差別ヲ爲スノ弊風未ダ全ク消滅スルニ至ラザルハ予ノ衷心憂慮ニ堪ヘザル所ニシテ此ノ如キハ畏ク
モ一視同仁ノ化ヲ敷キ給フ聖旨ニ副ヒ奉ル所以ニ非ザルナリ本協會ノ諸氏ハ多年ニ涉リテ之ガ解決ニ盡瘁セラレ今ヤ全國民
的運動トシテ漸次効果ヲ舉ゲツ、アルハ洵ニ喜ブベキ現象ナリトス然レドモ理ノ如何ヲ問ハズ舊來ノ因襲ヲ打破スルハ固達
ヨリ容易ノ業ニ非ザルナリ予ハ茲ニ參集セラレタル諸氏ガ深ク現下ノ時局ニ鑑ミ更ニ一層ノ努力ヲ傾注シテ重大ナル使命ノ
成ニ努メラレンコトヲ衷心翹望シテ已マザルナリ之ヲ祝辭ト爲ス

昭和十五年十二月十日

宮内大臣 松平 恒雄

内務大臣祝辭（吉川事務官代讀）

茲ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ガ開催セラルルニ當リマシテ一言所懐ヲ述ベル機會ヲ得マシタコトハ誠ニ
欣幸ニ堪ヘナイ所デアリマス

惟フニ現下非常ノ時局ニ際シマシテ國民相親和シ一億一心ノ實ヲ舉ゲ以テ時艱克服ニ當リマスコトハ聖戰目的達成ノ爲極
メテ緊要ナリト謂ヘネバナリマセン、近年融和事業ハ飛躍的進展ヲ見、克ク内外諸情勢ニ即應シテ其ノ成果著シキモノガア
リマスコトハ邦家ノ爲同慶ニ堪ヘナイ所デアリマス、融和事業ノ使命タルヤ建國ノ大義ヲ闡明シテ一視同仁ノ聖旨ヲ宣揚シ
奉ルニアルコトハ申ス迄モナイ所デアリマシテ之ガ爲ニハ國民生活ノ各般ニ涉リ舊來ノ陋習ヲ根絶シテ眞ニ全一體ノ成果ヲ
招來スベキ諸般ノ施設ヲ強化擴充シ其ノ徹底ヲ計ラナケレバナリマセヌガ特ニ此ノ肇國ノ精神ニ徹シ億兆一心以テ皇國民ク
ルノ自覺ニ透徹スルコトコソ最モ肝要ナリト信ズルノデアリマス。光輝アル紀元二千六百年ニ當リ此ノ建國ノ聖地ニ於キマ
シテ本大會ノ舉行サレマスコトハ誠ニ意義深キコトト存ズルノデアリマス

各位ハ此ノ劃期的大會ヲ契機トシ眞ニ更始一新、熱意ト信念ヲ以テ肇國ノ大理想ノ下至誠翼贊ノ大道ニ邁進サレン事ヲ祈
念シテヤマナイ次第デアリマス

一言所懐ヲ述ベマシテ祝辭ト致シマス

昭和十五年十二月十日

内務大臣 安井 英二

文部大臣祝辭（小田成人教育課長代讀）

本年恰モ紀元二千六百年ヲ迎ヘ國運愈々隆昌大東亞共榮圈ノ樹立日ニ進捗スト雖モ眞ニ肇國ノ大理想ヲ顯揚シ世界新秩序
ノ建設ニ邁往スベキ邦家ノ前途倍々多事ヲ加フルノ秋舉國一體臣節ヲ竭シテ以テ天業翼贊ノ誠ヲ致スノ要益々切ナルモノア
リ茲ニ光輝アル紀元二千六百年ヲ奉祝シテ全國融和團體聯合大會ヲ開催セラル洵ニ意義深シト謂フベシ

冀ハクベ國體ノ本義ニ鑑ミ渾融輯睦和協ヲ致シ愈々奉公ノ精神ヲ振作シ國民融和ノ實ヲ舉グルニ最善ノ方途ヲ講ジ以テ本
大會所期ノ成果ヲ收メラレムコトヲ一言希望スルトコロヲ述ベテ祝辭トナス

昭和十五年十二月十日

文部大臣 橋田邦彦

大政翼賛會事務總長祝辭(奈良縣支部長代讀)

本日茲ニ肇國ノ聖地樞原ノ地ヲトシ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ノ開催ニ當リ一言所懷ヲ述ブルノ機會ヲ得タルハ私ノ深ク欣ビトスル所デアリマス。

聖戰將ニ三年有半曩ニ日獨伊三國條約成リ今回亦日支基本條約ノ締結ト日滿支共同宣言ノ發表セラル、アリ東亞新秩序ノ建設ハ方ニ一段階ヲ劃シ着々トシテ其ノ歩ヲ進メツ、アルノデアリマスガ現下ノ國際情勢ハ一日トシテ苟安ヲ許サズ前途尙ホ一層ノ奮勵努力ヲ要スルモノガアルノデアリマス

此ノ秋ニ當リ全國ノ融和團體關係ノ各位ガ一堂ニ會シ光輝アル紀元二千六百年奉祝ヲセラル、ト共ニ斯業達成ノ方途ヲ講ゼラル、ハ寔ニ意義深キ舉措トシテ深ク敬意ヲ表スル次第デアリマス

謂フ迄モナク八紘一字ノ大精神ニ基キ東亞ノ新秩序ヲ建設シ進ンデ世界ノ新秩序建設ニ貢獻スルハ皇國日本ノ歴史的使命デアリマスガ此ノ大使命ヲ達成センガ爲ニハ國家國民ノ總力ヲ集結シ一億同胞ヲ眞ニ生キタ一體トシテ大政翼賛ノ臣道實踐ニ邁進セシムル爲ノ國民組織ヲ確立スルコトコソ刻下喫緊ノ要務デアリマス

曩ニ發足セル大政翼賛會ヘ之レガ一日モ速カナル確立ヲ期スベク其ノ中核體トシテ一大國民運動ヲ展開シツ、アルノデアリマスガ希クベ來會ノ各位ニ於カレテモ新タナル任務ニ就クノ一大決意ヲ以テ眞ニ時局ニ即應セル新體制ヲ確立シ所期ノ目的達成ニ萬全ヲ期セラレンコトヲ一言囑望スル所ヲ述ベテ祝辭ト致シマス

昭和十五年十二月十日

大政翼賛會事務總長 有馬頼寧

紀元二千六百年奈良縣奉祝會祝辭

本日茲ニ財團法人中央融和事業協會並奈良縣協同主催ノ下ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ヲ開催セラル、ニ

當リ祝辭ヲ述ブル機會ヲ得マシタコトハ寔ニ欣幸トスルコトコロデアリマス

回顧致シマスルニ明治元年三月畏クモ、明治天皇五ヶ條ノ御誓文ヲ渙發アラセラレ一君萬民ノ大御心ヲ宣ベサセ給ヒシヨリ星霜ヲ閱スルコト既ニ七十有三年此ノ間政府ノ施設宜敷ヲ得タルト幾多先輩ヲ始メトシ本日御參會ノ關係各位ノ多大ナル御盡瘁トニ依リマシテ融和事業ノ進展興隆歳ト共ニ加リツ、アリマスコトハ衷心慶賀ニ堪ヘナイトコロデアリマシテ各位不斷ノ御勞苦ニ對シ深甚ナル敬意ト感謝トヲ捧グル次第デアリマス

然シナガラ翻ツテ仔細ニ現情ヲ眺メマスルトキ今尙時ニハ忌シキ問題ノ惹起ヲ見マスルコトハ眞ニ聖代ノ不祥事デアリマシテ上大御心ニ對シ奉リ洵ニ恐懼ニ堪ヘザル次第デアリマス。

惟フニ今ヤ我國ハ東亞ノ新秩序ヲ建設シ更ニ進ンデハ世界恒久ノ平和ヲ將來センガ爲内ハ百般ノ體制ヲ新ニシテ高度國防國家ヲ確立シ外ハ盟邦獨伊ト結ビテ複雑タル世界變局ニ對處シ東亞共榮圈ノ確保ニ邁進シツ、アリマスル秋實ニコレガ完遂ノ最モ根柢ヲナスモノハ強健不拔ナル國民精神ノ作興振作ト克ク之ヲ把握セル國民全體ノ鞏固ナル一致團結トニ在リト信ズルモノデアリマス。即チ前線統後ヲ一貫シテ今日最モ緊切ナル問題ハ一億ノ國民眞ニ一心一體トナリ赤誠ヲ捧ゲテ大政ヲ翼賛シ奉ルコトデアルト信ズルノデアリマス。

而シテ國民融和ノ實踐コソハ正ニ其ノ前衛ヲナスモノデアリ又同時ニ五族協和東亞諸民族融合ノ母體ヲナスモノトモ申スベキデアリマス

斯ク觀ジ來リマスルトキ斯業關係各位ノ責任ハ愈々重且大ヲ加ヘ各位ノ奮闘努力ニ俟ツコト洵ニ大ナルモノアルヲ覺ユル次第デアリマス

時恰モ光輝アル紀元二千六百年ニ當リ千載一遇ノ佳キ歲ヲ壽ギ奉リ建元發祥ノ聖地タル樞原神宮ノ神域ニ全國融和團體各位ガ相集リ本問題ノ各般ニ亘ツテ研究討議ヲ盡サレマスコトハ洵ニ意義深キ壯舉デアルト信ズルノデアリマス。冀ハ參會者各位ガ充分ノ御神徳ヲ靈感シ八紘一字ノ大精神ヲ體認セラレ以テ本大會ヲシテ我國融和事業ノ一大進展期ヲラシムベク一段

ノ御奮闘アランコトヲ切望シテ已マナイ次第アリマス甚ダ簡單ナガラ一言所懐ノ一端ヲ申述ベテ祝辭ト致シマス
昭和十五年十二月十日

奈良縣會議長祝辭

紀元二千六百年奈良縣奉祝會會長 山 内 逸 造

本日茲ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ヲ開催セラル、ニ際リ其ノ席末ニ列シ一言祝辭ヲ申述ブル機會ヲ得マシタコトハ私ノ洵ニ光榮且ツ欣快ニ存ズル所デアリマス

惟フニ此ノ佳キ歲柄建元發祥ノ樞原ノ聖地ニ於テ國民融和事業ニ專念セラル、代表者各位ガ遠路遙々御集合ニナリ大使命遂行ノ決意ヲ新ニセラレマスコトハ誠ニ意義深ク神威ノ然カラシムル所トシテ此ノ大會ノ盛會ヲ衷心ヨリ祝福スルモノデアリマス

各位ハ常ニ率先垂範 明治大帝ノ御聖旨ヲ體シ國民融和ノ爲ニ日夜盡萃セラレツ、アリマスコトハ我々ノ洵ニ感激ヲ覺ヘ心カラノ敬意ヲ表スル所デアリマス

今ヤ我が國ノ情勢ヲ考ヘマストキ事變モ愈々深刻内外極メテ多事多端ナル未曾有ノ時局ニ遭逢シテ居リマシテ一億一心愈々萬民輔翼ノ赤誠ヲ捧ゲナケレバナラス重大時デアリマス、コノ重大ノ秋、聊カノ偏見、陋習ニ囚ヘレルノ惡因襲ノ絶無ヲ期スルコトハ何ヨリ喫緊事ト考ヘルモノデアリマス

一億國民ノ自肅ト各位ノ熱意ニヨツテ着々國民融和ノ實ガ擧ガリツ、アリマスコトハ誠ニ御同慶ニ堪ヘナイ所デアリマスガ時局愈々重大ヲ加フル時尙一層其ノ必要ガ痛感サレルノデテリマシテ、國民ガ文字通り打ツテ一丸トナリ、一億一心聖戰完遂ト時艱克服ニ一路邁進セナクテハナラナイコトハ言フ俟タナイ所デアリマス

翼クバ各位ニ於カセラレマシテハ本日ノ此ノ大會ノ感激ヲ以テ、益々奮勵努力、國民融和ノ聖業ニ勇往邁進セラレムコトヲ衷心ヨリ念願シ私ノ祝辭ニ代ヘタイト存ジマス

昭和十五年十二月十日

奈良縣會議長 松 村 正 治

祝 電

一、遙ニ御盛會ヲ祝シ大會ノ御盛會ヲ祈ル

鹿兒島縣知事 新 居 善 太 郎

一、本大會ノ御盛典ヲ祝スト共ニ愈々融和事業ノ爲ニ御盡瘁アランコトヲ祈ル

滿洲移住協會 大 藏 公 望

一、東亞新秩序建設ノ道義的基礎固メ是レ大會ヲ眞ニ意義アラシメルコトデアル

中 村 至 道

一、二千六百年奉祝全國大會ニ際シ謹ミテ祝意ヲ表シ速ニ問題ノ解消センコトヲ祈ル

佐世保市助役 小 山 三 郎

一、全國融和聯合大會ノ盛會ヲ祝ス併テ新體制ノ眞意義ノ貫徹ヲ祈ル

大分縣親和會理事 本 田 内 記

一、御盛會ヲ祝シ現下時局ノ重大性ニ鑑ミ一層其ノ事業ノ御進展ヲ祈ル

全日方本面委員聯盟 原 泰 一

一、貴大會ヲ祝シ國家目的ニ即應セル新方針ヲ確立セラレムコトヲ望ム

皇民運動解體全國會議

一、御盛會ヲ祝ス

愛知縣理事官 岩 畔 輝 一

次に奈良縣立高等女學校生徒の前奏により一同紀元二千六百年頌歌を齊唱し、閉式を宣し開會式を終了した。

三、参 拜

午前十一時一同は六班に分れて橿原神宮参拜の爲整列の上行進を起し、神前に参拜後菊山中央融和事業協會常務理事一同を代表して左記誓詞を奏上し、終つて畝傍御陵前に参進、各班毎に謹みて参拜し一同深き感激に打たれた。

誓 詞

紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會開催ニ當リ一同謹ミテ
橿原神宮ノ大前ニ拜跪シ恭シク皇室ノ彌榮ト皇國ノ隆昌ヲ祈願シ奉ル
今ヤ我國内外非常ノ世局ニ際會シ倍々強力ナル國內體制ノ確立ヲ要請セラル茲ニ愈々決意ヲ新ニシ遙ニ思フ肇國ノ創
業ニ馳セ國民一體ノ成果ヲ期シ以テ大政翼贊ノ臣道ヲ全ウセムコトヲ謹ミ長ミ誓ヒ奉ル
昭和十五年十二月十日

紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會

會長 男爵 平 沼 驥 一 郎

四、平沼會長胸像贈呈式

参拜を終つて休憩午後一時より、平沼會長胸像贈呈式に移る。下村中央融和事業協會参事の開會の辭に次で、熊谷會長代理

に對し目錄を贈呈し吉川大和同志會長一同を代表して左記贈呈の辭を述べた。

胸像贈呈ノ辭

茲ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ノ開催ニ方リマシテ閣下ニ對シ胸像ヲ御贈呈申上クルニ至リマシタコトハ私共衷心光榮トシ感激ニ堪エナイ所テ御座イマス
願ミマスレハ閣下カ大正十四年財團法人中央融和事業協會會長ノ職ニ就カレマシテ以來實ニ十有六年ニ及ンテ居リマス其ノ開閣下ニハ公私極メテ御多忙ニアラレマシタカトリワケ樞密院議長ニナラレ臺閣ノ首班ニ列セラルル等樞要ナル國務ニ寸刻ノ御暇モアラセラレサルニモ拘ラス融和事業ノ爲ニ終始御盡瘁下サレマシテ廣ク人心ヲ陶冶シ我々ヲ御指導頂キマシテ至難ナル融和事業ヲシテ堅實ナル今日ノ基ヲ樹テサセラレタノテ御座イマス 洵ニ閣下ノ御功績ハ筆舌ノ克ク盡ストコロテハアリマセン、過キニシ方ヲ願ミマシテ感激一入深イモノカアルノテ御座イマス
茲ニ我等ハ紀元二千六百年ノ記念スヘキ機會ニ閣下ノ偉大ナル御功績御勞苦ヲ景仰致シマシテ感謝ノ誠ヲ現スヘク御胸像ヲ謹作シテ御贈呈申上クルコトトナツタ次第テ御座イマス
乏シキ我等ノ企テテ御座イマシテ閣下ノ御満足ヲイタタクコトノ出來マセヌコトヲ懼レルノテ御座イマスカ何卒全國ノ志ヲ同フスルモノノ微衷ノ存スルトコロヲ御賢察下サイマシテ御嘉納ノ榮ヲ賜ハラントヲ謹ンテ御願ヒ申上クル次第テ御座イマス

簡單テアリマスカ之ヲ以テ贈呈ノ辭ト致シマス

昭和十五年十二月十日

全國融和團體總代

大和同志會長

吉 川 吉 治 郎

次に熊谷會長代理より左記の謝辭ありて贈呈式を終了す

謝 辭

不肖私ハ中央融和事業協會長ノ席ヲ汚シマシテ以來只管國民融和ノ完成ニ努力シテ參リマシタカ常々長鞭馬腹ニ及ハサルノ感アリ内心忸怩タルモノカアルノテ御座イマス

然ルニ本日大會開催ニ際シ全國同憂ノ各位カラ貴重ナル記念品ノ御惠贈ニアツカリマシタコトハ望外ノ光榮トスルトコロテ御座イマス今後ハ一層各位ノ御支援協力ヲ得マシテ益々本會ノ目的達成ニ邁進致シ度イト考ヘテキル次第テ御座イマス茲ニ大方ノ各位ニ對シ厚ク御禮ヲ申上マス

議 事

午後一時三十分より議事に入り、菊山中央融和事業協會常務理事より議長副議長推舉を諮り満場一致熊谷社會局長を議長に山内奈良縣知事を副議長に推舉した。

熊谷社會局長登壇、一場の挨拶の後大會の名に於て戦線に活躍中の海陸將兵に對し感謝電報を發するの件」を諮り、満場一致可決左記の通り打電す

世界平和確立ノ爲アラユル苦難ヲ克服シ日夜勇戰奮闘セラル我ガ忠勇ナル將兵各位ニ對シ深甚ナル感謝ノ誠ヲ捧ゲ併テ武運長久ヲ祈ル我等協力一致益々國民一體ノ實ヲ舉ケ以テ銃後ノ護ヲ堅カラシメンコトヲ期ス

紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會

會長 男爵 平 沼 騏 一 郎

上海軍艦出雲支那派遣艦隊司令長官

海軍大將 島田繁太郎宛

南京支那派遣軍總司令官

陸軍大將 西尾壽造宛

次に議長より「宣言決議に關する件」を附議し、是亦満場一致を以て可決、左記を記章委員に指名した。

(聖訓奉旨會) 伊藤 末尾 (京都府親和會) 阪口 眞道 (兵庫縣青和會) 吉田 靜雄
 (大阪府公道會) 今田 善勸 (岡山縣融和事業協會) 山崎 利吉
 委員は別室に於て審議し、委員長伊藤末尾氏より左記の通り發表し、満場一致可決せられた

宣 言

光輝アル紀元二千六百年國民歡喜奉祝ノ盛時、恰モ皇國未曾有ノ重大世局ニ際會ス
 今ヤ大東亞共榮圈ヲ確立シ世界新秩序建設ニ向ツテ巨歩ヲ進メツ、アルノ秋、高度國防國家體制ノ整備ヲ期スルハ刻下喫緊ノ要務ニシテ之レカ根柢ヲナス國民一體ノ實ヲ舉クルノ要愈々切ナリ
 此ノ時ニ當リ大政翼賛運動ノ發足ヲ見ル、我等年來實施シ來レル國民融和運動亦其ノ使命ヲ同クシ吾人ノ責務倍々重大ヲ加フ

茲ニ紀元二千六百年ヲ迎へ、遙ニ思フ肇國創業ニ馳セ、愈々決意ヲ新ニシ所期ノ目的達成ニカメ以テ大政翼賛ノ臣道ヲ全ウセンコトヲ期ス
 右宣言ス

昭和十五年十二月十日

決議

紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會

- 一、吾等ハ東亞新秩序ノ建設ヲ期シ肇國ノ大義ヲ宣揚セン
- 一、吾等ハ高度國防國家ノ完成ヲ期シ全一體ノ成果ヲ舉ケ皇國日本ノ眞姿ヲ顯現セン
- 一、吾等ハ國民融和ノ完成ヲ期シ協心戮力大政翼賛ノ臣道ヲ全ウセン

續いて左の厚生大臣の諮問が上提された。

厚生大臣諮問

「紀元二千六百年ニ方リ戰時下社會情勢ノ動向ニ鑑ミ融和事業ヲ一層進展セシムルノ要アリト認ム仍テ之カ方途ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ」

説明

光輝アル紀元二千六百年ニ方リ内外ノ情勢ヲ洞察スルニ我國ハ今ヤ總力ヲ舉ケテ聖戰目的ノ完遂ニ邁進スヘキ秋ニシテ舊來ノ陋習ヲ打破シテ國民一體ノ成果ヲ期シ融和事業ヲ一層進展セシムルノ要アリト認ム仍テ茲ニ其ノ會ノ意見ヲ求ムル次第ナリ

右説明は、武島厚生省生活課長が當られた。續いて、京都松島、大坂泉野、福岡田中、群馬坂本、山口徳田、愛知阿久津、長野神田、埼玉山田、岡山野田、愛媛川口の十氏より意見開陳あり、左記二十三名の委員附記となつた。

- (東京府社會事業協會) 安藤 專哲 (京都府親和會) 梁 森香 (神奈川縣青和會) 青木 信二
- (兵庫縣濟和會) 金子 念阿 (群馬縣融和會) 小川 百助 (茨城縣社會事業協會) 津川 公治
- (大和同志會) 松浦勇太郎 (三重縣厚生會) 長井徳次郎 (滋賀縣昭和會) 郷間源一郎

- (岐阜縣社會事業協會) 熊崎 利夫 (鳥根縣和敬會) 飯島 武雄 (富山縣大和會) 山本 源次
- (愛知縣社會事業協會) 加藤 信一 (新潟縣社會事業協會) 五十嵐 榮 (長野縣同仁會) 鈴木 鳴海
- (福井縣親和會) 古市 良雄 (石川縣融和事業協會) 垣内 正勝 (岡山縣融和事業協會) 岡崎規矩吾
- (德島縣融和團體聯合會) 長谷部 豊 (廣島縣共鳴會) 古藤 一 (大分縣親和會) 東山 範明
- (佐賀縣社會事業協會) 横尾 克己 (中央融和事業協會) 下村春之助

文部大臣諮問

引續いて文部大臣の諮問を提出、小田成人教育課長より、左記諮問につき説明があつた。
「紀元二千六百年ノ記念スベキノ秋、國體ノ本義ニ鑑ミ愈々國民一體タルノ實ヲ舉ゲ以テ時局ニ對處センガ爲融和教育ヲ一層徹底セシムル具體的方途如何」

右につき、京都市中島、愛知羽芝、群馬上井、長野高橋、徳島越野、岡山高橋、愛媛岡田の七氏より意見發表があつて、左記二十氏を委員に擧げて附記された。

- (大阪府公道會) 野間 宏 (長崎縣誠心會) 永野間義光 (埼玉縣社會事業協會) 湊見 愷成
- (千葉縣社會事業協會) 大野金三郎 (下野縣昭和會) 長濱 庫一 (新潟縣社會事業協會) 佐々木春吉
- (山梨縣共愛會) 野中 善一 (富山縣大和會) 本江 榮吉 (鳥取縣一心會) 牧田春太郎
- (熊本縣昭和會) 濱田 正人 (高知縣公道會) 汲田松之助 (山口縣一心會) 田中 三郎
- (和歌山縣同和會) 内田新右衛門 (讚岐縣昭和會) 加藤 卓治 (愛媛縣善鄰會) 福井宇之助
- (福岡縣親善會) 高橋 稔生 (鹿兒島縣社會事業協會) 小笹 進 (本派本願寺一如會) 門中 順誠
- (大谷派本願寺眞身會) 星野 慶縁 (中央融和事業協會) 植木 俊助

引續いて各府縣提出協議題の協議に移り、一京都、二神奈川、三茨城、四岐阜、五富山、六岡山、七佐賀、八兵庫、一三愛知、一四廣島の一〇件を一括提出、順次各府縣提出者より説明あり、群馬田村、岡山能本、愛媛成川、京都大槻、長野高橋の五氏よりそれ〴〵意見開陳あり、一括して厚生大臣諮問事項審議委員に併せ附記して、九三重縣提出の協議題に移つたが、都合により提出者より撤回し、一〇富山縣提出協議題の説明があつて、これを文部大臣諮問答申審議委員に附記、一一山口縣、一二兵庫縣各提出協議題は撤回され、こゝに大會第一日の議事を終了した。正に午後五時四十三分であつた。七時より委員會は深更に至るまで、夫々論議研究の後成案を得ることが出来た。

第二節 大會第二日 (十二月十一日)

六、議 事

午前九時開會厚生大臣諮問答申案審議委員長森梁香氏より左記答申案につき説明した。

答 申 案

未曾有ノ重大時局ニ際會シ、一億一心臣道ヲ竭シ以テ大政翼賛ニ邁進スヘキ秋融和事業ヲシテ一層進展セシムル方途ハ大政翼賛運動ト一環ノ關係ニ於テ曩ニ決定セル「融和事業ノ綜合的進展ニ關スル要綱」ノ完遂ヲ期スルト共ニ特ニ世局ノ推移ニ鑑ミ左記事項ニ留意シ總力ヲ舉ケテ之カ徹底ヲ期シ實效ヲ收ムルノ要アリト認ム

記

一、自覺更生施設ニ關スル事項

- (1) 國土計畫ニ照應シテ關係部落ニ於ケル人口竝ニ資源ノ調整、文化厚生施設ノ徹底、産業ノ再編成等ヲ圖ルコト

- (2) 關係部落内中小工業者ノ轉業ニ際シテハ、極メテ困難ナル實情アルニ鑑ミ特ニ適切ナル指導斡旋ノ方途ヲ講スルコト
- (3) 國民精神ノ昂揚ヲ圖リ國民的資質ノ鍊成ヲ期スルコト

二、教育教化施設ニ關スル事項

- (1) 時局下國民一體ノ實ヲ舉ケ、皇國日本ノ眞姿顯現ニ努ムヘク之カ根柢ヲ爲ス融和教育ノ徹底ニハ特ニ留意スルコト
- (2) 大政翼賛會ヲ通シテ啓蒙教化運動ヲ積極化シ、國民各層ヲ通シ國民生活各般ニ亘リ、舊來ノ陋習ヲ根絶シ以テ國民一體ノ根柢ヲ堅カラシムルコト

三、融和事業機關ニ關スル事項

- (1) 關係各官廳ニ於テハ、本事業關係ノ部課又ハ關係官ヲ設ケ夫々ノ機能ノ積極化ニ努ムルコト
- (2) 中央、地方ノ融和事業團體ノ系統化ヲ圖ルト共ニ、之ヲ整備シ特ニ市區町村機關ノ充實ヲ期スルコト
中央、地方ノ融和事業團體ハ夫々協議機關等ヲ設ケ、上下達意ノ機能ヲ發揮セシムルコト
- (4) 中央、地方ノ融和事業團體ハ關係行政部局大政翼賛會等ノ連絡ヲ緊要ナラシムルタメ適當ナル機關ヲ設クルコト
- (6) 市區町村融和機關ハ融和事業ノ綜合的實施ニ當ルト共ニ市區町村常會、部落常會及町内常會ノ一般的運営ヲ通シ之カ促進ヲ圖ルコト

なほ意見の間に、屢々現はれしかも眞剣に討議せられた差別言動取締に關する件を、大政翼賛會に對する陳情はこれを中央融和事業協會に一切を委任することに決した旨を諮つた。

これに對し山口縣山本氏外數氏よりの意見があつた後、大阪府今西氏の意見により原案通り可決引續いて文部大臣諮問答申案審議委員長牧田春太郎氏より左記答申案につき説明した。

文部大臣諮問答申案

融和教育ノ深徹ハ團體ノ本義ニ鑑ミ國民一體ノ實ヲ舉クルノ要諦ニシテ、殊ニ現下ノ時局ニ對處シテソノ重要性倍々大ヲ加フ茲ニ於テ融和教育ノ機能ヲ教育教化全面ニ亘リ擴充強化シ、以テ普ク國民各層ノ認識ヲ新ニシ、就中從來實施シ來レル施設ヲ徹底スルノ外更ニ左記各項ノ實現ヲ期スルハ刻下喫緊ノ要務ナリト認ム

記

一、學校教育ニ關スル事項

- 1 師範學校並ニ青年學校——教員養成所ニ融和教育ニ關スル科目ヲ設置シテ指導ノ徹底ヲ期スルコト
- 2 青年學校ニ於テハ、其ノ教授訓練等ヲ通シテ特ニ國民融和ノ實踐ヲ期セシムル様指導スルコト
- 3 中等學校、高等專門學校、大學ニ於テ融和ノ徹底セシムルノ方法ヲ講スルコト
- 4 融和教育教授要目ヲ作製シテ斯業實施ノ指針ヲ示スルコト
- 5 教科書編纂ニ當リテハ融和教育資料タルヘキ教材ヲ加フル様特ニ考慮スルコト
- 6 關係部落ニ教員ヲ居住セシメ之カ指導ニ當ラシムル様獎勵スルコト
- 7 關係兒童ノ職業指導ニハ特ニ留意シ恒久的更正ノ基礎ヲ培フコト

二、社會教育ニ關スル事項

- 1 幼稚園、保育所ニ於テハ融和的情操涵養ニ努ムルコト
- 2 兒童ノ校外生活指導ニ關シテハ、融和教育ノ立場ヲ特ニ考慮スルコト
- 3 男女青年團ノ指導ニ當リテハ特ニ本問題ノ取扱ニ關シ留意スルコト
- 4 市町村、部落等ニ於ケル常會ニ際シテハ、特ニ融和精神ノ普及徹底ニ努ムルコト
- 5 家庭教育ノ實施ニ當リテハ國民融和ノ精神ヲ涵養スルコト共ニ特ニ婦人團體ト密接ナル提携ヲ圖リ融和教育ノ徹底ヲ期スルコト

- 6 關係官公署會社工場等ノ従事員教育ニ當リテハ特ニ融和精神ヲ普及徹底セシムルノ方途ヲ講スルコト
- 7 講演會、講習會、協議會、映畫會、紙芝居等ノ開催印刷物ノ配布國民融和宣傳等ニ依リ、融和精神ノ普及徹底ニ努ムルコト

三、機關ニ關スル事項

- 1、文部省並ニ府縣ノ關係局部課ニ於テハ夫々國民融和ノ徹底ヲ期スル施設ヲ講スルコト
- 2 融和教育ニ關スル主務職員ヲ文部省並ニ各府縣ニ設置スルコト
- 3 中央、地方ノ融和教育研究ヲ整備シ之カ擴充ヲ圖ルコト
- 4 融和教育研究校ヲ指定シ、本教育ノ振興ヲ促進スルコト

四、其ノ他ニ關スル事項

- 1、融和教育ニ關スル優良校並ニソノ功勞者ヲ表彰スルコト
- 2 教育教化ノ各種講習會ニ、國民融和ニ關スル科目ヲ特設スルコト
- 3 社會教育ノ資料トシテ融和讀本ヲ編纂スルコト共ニ、關係映畫作製ノ方途ヲ講スルコト
- 4 教育教化ノ各種團體ニ融和教育ヲ當該團體ノ事業トシテ積極的ニ取扱ハシムルコト
- 5 宗教團體ヲシテ其ノ使命ニ鑑ミ積極的ニ融和精神ノ徹底ニ努メシムルコト

右の條項はすべて滿場一致可決決定した。

七、講演

午前十一時十分より「肇國の大義」と題して、前厚生大臣、貴族議員吉田茂閣下の講演があり、出席者に多大の感鳴を與へ

正午終了、終つて熊谷會長代理の發聲にて、萬歳を三唱した。

八、物故功勞者慰靈祭

午後一時より奈良縣高市郡神職會の後援により、融和事業物故功勞者の慰靈祭を舉行した。此日近畿地方は勿論、遙々關東北陸九州四國等より出席せられた遺族は十八名あつた。

神事に次で、熊谷會長代理は次の慰靈の辭が述べられた。

慰靈ノ辭

茲ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ヲ開催スルニ當リ謹ミテ物故功勞者ヲ祭り其ノ英靈ニ對シテ弔慰ノ辭ヲ呈シマス

顧ミマスレハ融和運動カ團體的活動ヲ開始シテ以來年ヲ閱スルコト三十有餘年其ノ間物故セラレタル功勞者カ融和事業ノ爲ニ身ヲ挺シ百難不撓敢然トシテ國民一體ノ大旗ヲ掲ケ克ク荊荊道ヲ切り拓カレマシタコトハ聖旨ヲ奉戴シ皇國日本ノ眞姿ヲ顯現セントスル忠誠ナル精神ノ現レニ外ナラナイノテ此ノ祭典ヲ行フニ當リ其ノ業績ヲ追懷シ吾人ノ感激ヲ新ニスル次第デアリマス此ノ貴キ精神コソ幾多後進ヲ鼓舞激勵シ融和事業ヲシテ今日在ラシムルノ因ヲ爲シタノテアリマシテ我等ハ此ノ尊キ諸英靈ノ不滅ノ遺志ヲ繼承シテ前途如何ナル艱難ニ遭遇スルモ誓フテ八紘一字ノ大理想實現ニ邁進スル決意ヲ有スルモノデアリマス

茲ニ恭シク全國融和團體ヲ代表シテ諸英靈ニ對シテ感謝ノ意ヲ表シ其ノ冥福ヲ祈リマス

昭和十五年十二月十日

紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會

會長 男 爵 平 沼 驥 一 郎

次で玉串奉奠あり嚴肅裡に慰靈祭を終了した。

九、閉 會

行事凡てが無事終了を告げたので、菊山中央融和事業協會常務理事閉會を宣し午後二時解散した。

第四章 議事速記録

第一日

○午後一時十分振鈴開議

一、議長並副議長推舉

大會總務(菊山嘉男君)——議事を進行致しますに就きまして皆様にご願ひ致したいと思ひます。議事を進行致しますに對し議長副議長の選舉を行ひたいと思ひます。選舉の方法を如何に致しますか、主催者に御一任願へれば(賛成々々)異議なし(と)と呼ぶ者あり(拍手起る)………それでは満場御賛成のやうでありますから、これらから御推選申し上げます。會長代理熊谷社會局長閣下を議長に、本縣知事閣下を副議長に戴きたいと思ひます。(満場拍手起る)

議長 熊谷憲一君(厚生省社會局長)(登壇)(拍手)御推選に依りまして議長の席を汚したいと存じます。誠に不束な者でありますから、どうか皆様の充分なる御援助を御願ひ致したいと存じます。この大會は、一番始めに平沼會長の式辭にもありました通り、紀元二千六百年を奉祝致します大會でありますから、その趣旨を體されて、特に慎重なる態度をもつて終始されんことを議長より御願ひ申し上げます。尚ほ議事に付きまして一應御注意申し上げます。動議は議事進行に關するものに限りたく存じます。又發言に當つては、府縣名と番號をお知らせ願ひたいと存じます。尚ほ議事に入るに先きだち皆様に御圖り致したいことは、大會の名に於て前線に御活躍中の陸海軍將兵に對し、感謝の電報を發したいと思ひます。(満場拍手起る) 尚ほ文案その他手續きに就きましては、議長に御一任願ひたいと存じます。(拍手) 有難うございます

それでは感謝電報の文案に係員から朗讀致します。

係員 只今の御決定により文案起草等を全部御任せ願つたのでありますから左様御了承願ひます。

熊谷議長 尙ほ次にお圖りしたいことは、此の大會に於きまして宣言、決議を致しまして、廣く天下に決意を表明致したいと思ひます。この點をお圖り致します。

松浦勇太郎君(大和同志會副會長)——光輝ある紀元二千六百年を奉祝する機會に融和事業は大躍進をしなければならぬその決意を表明するため宣言決議を致しますことは極めて意義深いことであります。滿腔の誠意を以て賛成致します。就きましてはその起草委員を議長より御指名願ひたいと思ひます。

熊谷議長 只今の動議に御賛成をお願ひ致します。(滿場拍手起る) それでは滿場の御賛成でありますから、起草委員を五名として、只今委員の御氏名に係をして朗讀致させます。御指名申上げた方々は、直に宣言決議文案の起草に執りかゝつて戴きたいと思ひます。

係員 宣言、決議文案起草委員の御氏名を申し上げます。
(委員氏名、朗讀)

二、厚生大臣諮問

熊谷議長 只今御指名の委員の方は一つよろしく願ひ致します。

次に厚生大臣、文部大臣より本大會に對して諮問事項が發せられて居りますが、先ず厚生大臣の御諮問に就きまして御説明を願ひます。

武島一義君(厚生省社會局生活課長)(登壇)

(厚生大臣諮問事項、同説明朗讀)(拍手)

熊谷議長 只今の厚生大臣の諮問事項に就きまして、皆様方の御意見の御發表をお願ひ致したいと思ひますが、この問題に就きまして、意見發表の御通告がありますので、通告順にお許し致します。先づ京都の松島吉之助君にお願ひ致します。

松島吉之助君(京都市社會部主事)(自席) 明治維新以來茲に七十有餘年、解決すべくして解決し得ざりし部落問題は、この新體制確立の時に於て解決せざれば、何れの日にか解決し得るでありませうか。私は此の問題は、臣道を実踐する新體制運動の展開に依つて解決し得るものと確信する次第であります。今や國民は、一人一人その總力を擧げて舉國體制を整備し高度國防國家を建設することこそ刻下の急務であるとして居るのでありますが、その今日の國內に於きまして現實の問題として一部同胞が經濟文化等生活諸般に特異なる社會的地位に置かれて居ることは、一君萬民の我が肇國の理想にもとる反國體的の事象であるのであります。これ等の事象は現下の高度國防國家建設途上の一大障害でありまして、我々皇國の臣民としては深き自覺を以つて、大政翼賛臣道實踐を國民的任務としてこれが解決に當らなければならぬと確信するのであります。これが實踐の道は一億國民は國體の本義に徹し大御心を奉戴し協力一致天業を恢宏しなければならぬが、これを解決し得ない國民では高度國防國家の建設はむづかしいと言はねばならぬ。然るに部落の實情は、多年の歴史的社會的關係に於きまして國防國家建設に添はないものがあり、而も國防經濟のより高度なる發展にも、部落の受ける影響は愈々深刻なるものがある譯であります。茲に於て新體制確立を展開致しましてその職域の擴大を圖り、以つて高度國防國家新體制に即應し得る新しい地歩を得るべきであり。然してその新しき地歩を以つての新しき國家體制に即應する新しき地位を獲得し、その地位に依つてこの高度國防國家の完成に寄與せしめるのでなければならぬと存するのであります。斯う云ふやうな觀點から致しまして、融和事業も大東亞完成を目的とする高度國防國家の確立、大政翼賛運動とし一環の關係に於て展開されるのでなければならぬのでありまして、それには國民組織と一體の關係を以つて生活共同體を強化し、その本質の機能を通して、而も歴史的社會的の惡條件を克服すると共に積極的に、殊に産業經濟の再編成を圖り、國民精神

の昂揚特に國民が資質を鍊成し以つて、國民一體の實を擧げるべきであると考へるのであります。而して從來の融和事業團體は解消を要請さるべきで、融和團體は國民組織と一體の關係を以つて國民組織の線に添つて解消されなければならぬのであります。先づ地區に於きましては國民の下部組織を中心として、適當なる要素を糾合して以つて新組織を結成し、融和問題の自覺運動の實踐を計り、更に市町村に於てはその地の地區組織を糾合し、その上に市町村自治機關大政翼賛會市町村支部等の諸機關の緊密なる統合を計り、その上に府縣その上に中央と云ふやうな状態を以て進むべきであります。斯う云ふ風に致しまして、中央に於きます機關と政府とは表裏一體の關係を以つてこの問題に對處することが最も大切な策であると考へる次第であります。以上、戦時下の社會情勢の動向に鑑み、融和事業を強化進展する方途に就て極て簡単に概略を申上げた譯であります。勿論。かゝる組織機構もこれを指導する者の精神、これを指導するものの素質にあることは言ふ迄もない、殊に指導者の鍊成養成は最も必要であることは言ふ迄もないことでもあります。私は厚生省文部省或は中央融和事業協會等各方面に於きまして、この問題解決に對して多大の努力を拂はれつゝあることに對しては、多大の感謝深甚なる敬意を表する次第であります。かゝる政府の御努力が具現するだけの國民組織との關聯をもたねばならぬのであります。かゝる國民組織を以つてこそ始めて、融和問題もその解決の緒に着き得るものと確信するものであります。私は現下の社會狀勢に即應する融和事業解決の方法を、斯う言つた組織を以て進めて戴きたいと考へるのであります。簡單乍ら以上が私の意見であります。(拍手)

熊谷議長 この問題は時局下非常に重要な問題でありますので、尙ほ發言者が多數あります。従つて時間の關係上一人で五分位でお願いいたします。次は大阪の泉野力三君にお願いいたします。

岡崎規矩吾君(岡山縣融和事業協會主事) 各府縣の代表から御意見をお述べ下さるのであります。下の方でお述べになりますと會場に徹底し難いので、願くば登壇して戴いて發表願ひたいと思ひます。

熊谷議長 只今の動議に御異議ございませんか。(拍手)。それでは登壇の上で御意見の發表を願ひます。

泉野力三君(大阪府堺市支部參與)

紀元二千六百年に當りまして、厚生大臣閣下の諮問に答申する爲めに大阪府と致しましては、全部落運動者が云つてゐる事項に就いて、又日常生活の上に實踐しつゝある行動、又先き程の京都の代表が述べられた根本問題に對しては、意見の相異點はないのであります。従來行はれた所の我々の活動する運動の方向を今一歩前進して戴きたい、我々が過去に於てなした所は運動を反省致しまして、この際一舉に本問題の根本の解決策を國家に於て確立して戴きたいと云ふことを要望致したのであります。(拍手)國家の目的は明にされたのであります。肇國精神の發揚、大政翼賛、臣道實踐公益優先下我々の生活態度、今後の進むべき方向は明にされたのであります。我々は愈々臣道を實踐しなければならぬが、今の我々のバラ／＼な勢力は一體になつて進まねばならぬと思ふのであります。國家目的が決つた以上この國家目的に對して高度國防國家建設の爲めに一億一心となる爲めに、國家はこの差別觀念の撤廢のために根本的な解決策を構じて戴きたいと思ふのであります。(拍手)以上は大阪の意見であります

熊谷議長 次は福岡の田中さん。

田中松月君(福岡縣親和會理事) 今や我國は國を擧げて新體制を叫ばれ、新しい體制の下に國防國家を建設しなければならぬと言はれて居ります。然し乍ら、私は端的に申上げます、この部落問題を解決し切れぬやうな新體制ならば、それは速に崩れて終へ本問題を本當に憂ふる者であつてこそ新體制を叫ぶ權利がある。又その熱意を以てこそ新體制が出来るのであります。何としてもこの古い舊體制 聖旨に添はない、肇國の大精神に合はない、人間が人間を差別すると云ふこととき大きな舊體制はないのであります。(拍手)今日、日本全國に舊體制を斷ち切つて、所謂新體制の叫びが起つて居るが、これは事變が起つて始めて新體制でなければならぬと云ふことを認識して起つたのであります。私共は既に數十年前から舊體制ではいかん、新體制でなければ日本も、世界も救ふことが出来ないと思ふことを自覺して居たのであります。この問題は解り切つた仕事であるが、實際にこの問題を進めて行く上に、皆様も充分に見られつゝあると考へますが、例

へば融和教育の問題であります。學校で講演會を致したいと思つて學校にお願ひする。三度も五度も頭を下げてお願ひしても學校長は今日は忙しい、明日は留守居來月は休であると言ふ譯です。市町村役場にそう云ふことを相談しても、五度も十度も足を運ばねば市町村當局はウンと言はない。又融和問題を阻害する事件が起つても、今日までの警察當局は問題が起つた時に、その糾弾をやりすぎてはいかん。斯ういしてはいかんと云ふだけで、そう言ふ問題に對して、こうしなければならぬと云ふ指導的な處置がない、その縣の警察部長或は特高課長に個人的に理解のある方が居られる所は別であります、全國的にそう云ふ指導的の方策がなかつたのであります。それを直接學校に講演會をお願ひするより、學務部長學務課長を通じれば直に出来る、又、市町村でも縣當局に相談すれば早いし警察の方でも警察部長又は特高課長の命令があればいい、今まで融和運動も熱心にやつて居りますけれども、そう言ふ方面の權威がない。現に貧民救済と同じやうにこの部落問題を一つの改善社會事業の一部門として取扱つて居る所に根本的の間違ひがあると思ひます。(拍手)大政翼賛會も本當の新體制を確立するならば、最も古いこの舊體制を解消しなければならぬ。それに對して、今までのやうに厚生省の社會局、その他の生活課の内の末端にあるのでなく、國策會社のやうな權威あるものを造らねばならぬ。(拍手)又政友會民政黨等相争つて犬猿たゞならぬ間にあつたものが、今や一つになつたのである。かういふことについては我々の融和團體こそ先鞭をつけねばならぬ。その點に就きましては残念乍ら、中央融和事業協會或は全國水平社運動又色々の團體が全國にございますが、そう云ふものが政黨よりも先に一つになつて我々を見習へと言はねばならなかつた。今日は未だばらばらである。我々も一つにならねばならぬが、政府も強力なる國策會社のやうなものを造つてこの問題解決の爲めに權威ある所の一つの團體として総合的なものとして、色々研究して問題の處理に當れと云ふ方針を樹て、頂くことが一番大事な根本問題であらうと思ひます。(拍手)。

熊谷議長 次は群馬縣の阪本さん。

阪本清作君(群馬縣融和會理事)(登壇)(拍手) 大政翼賛運動のなかにこの融和運動を織込むと云ふことが一番大切なこ

と、思ふのでございます。そこで大政翼賛運動をあらゆる角度からあらゆる面から考察致しまして、そして我々の少數同胞のものをあらゆる部門の中に入れて、これに參與して行ふことが一番大切なこと、思ふのであります。(拍手)。これらで我々の少數同胞を差別して置いた爲めに、全國を通して觀まするに、あらゆる官吏、あらゆる會社の役人そうした者に殆んど入つて居ないやうな状態であります。それが爲めに差別感情と云ふものは、どうしても一般社會民衆の頭から取除かれぬのであります。大政翼賛運動のなかに中央地方共に融和部を設置致して、その事業の實踐指導者を人的構成要件と致して、我々の部落の者を採用して、そして一日も早くこの融和運動を解決されんことを希望致します。(拍手)。何故にこの部落問題が解決しないか、それは差別したものを處理する方法がない。差別の言辭を取締る方法としては嚴罰主義を執らねばいかなのであります。重罪主義で、或る縣に於きましては警察犯處罰令のなかに入れてこれを處分して居る縣があります、日本の國の澤山の府縣のうちでそんな所は一、二縣で他は殆どないのであります。これはどうしても警察犯處罰令だけではいかん。これは古いことであります、差別を受けた爲めに縊死した軍人もありました。又女で狂人となつたものもあります。この問題に非常に熱心な或る方の調査であります、一年に少くとも二百四五十人の者がこの差別に苦んで死んで居るのであります、この差別言辭の取締を嚴重にやらねばこの問題は解決しないものと存じます。差別問題があつた時に嚴重な處分方法を執つて戴くやうに一つ御賛成願ひたいのであります。(拍手)。

熊谷議長 次は山口縣の徳田淺二郎さんにお願ひします。

徳田淺二郎君(山口市社會課長)——悠久二千六百年、光輝あるこの年、この聖地に於きまして、この不合理なる大日本帝國の汚を取り除く爲めの一大會議が開催された時に於て、私の所懐を述べさして戴くことは私の衷心より感謝する所であります。本問題は何時までもこうして、銃後の我々の大事な時間を費して叫ばねばならぬと云ふことは誠に殘念であると言はねばならぬのであります。今や百言を以て論ずるより一つの實行であります。現在は議論抗争の時代ではない。論議は既に盡されて居ます。私の願ひます所は強權の發動より他にない。これに依つて行かねばこの問題は解決しない、政

府に向つて強権の發動を要望するのであります。(「賛成々々」と呼ぶ者あり。拍手)。

熊谷議長 次は愛知縣の阿久津さん。

阿久津今朝五郎君(愛知縣共存團主事)(登壇) 私は京都府提出の問題に對して發言致したい希望でありましたが、只今事務當局から厚生大臣の諮問に關して發言してよろしいと云ふことでありすが、融和事業に就きましては全國の融和運動の權威者から屢々御話がありました。私は愛知縣に於て融和運動に關係して居りますが、これは國家の方針として、どうしても融和運動を解決致したいと云ふ信念の下に、將來この問題は一刻も早く解決しなければならぬと云ふ信念をもつて居る譯であります。前の方は大政翼賛會に入れてこの問題を急速に解決せんと云ふ御話でありましたが、私もその意見であります。然乍ら顧みて考へまするに既に 明治天皇が五ヶ條の御誓文の中に「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と申され、越えて明治四年には太政官布告が出て諸民平等の御示があつてから爾來七十年、今尙ほ斯う云ふ融和運動を叫ばねばならぬと云ふことは、上 陛下に對して何と申譯がありませうか。等しき 陛下の赤子を差別したと云ふことは何としても申譯けないことでありすがこの問題は深刻であります。今や大政翼賛會が出来たのである。この機會にどうしてもこの問題を解決しなければならぬ。地區民には罪はない。地區民に何の罪もありません。我々一般國民が斯う云ふ問題を放つて置くと言ふことが 陛下に對して申譯けない次第であります。「簡單々々」と呼ぶ者あり。融和問題は皆様の御努力に依つて大正十一年水平社運動から大正十四年中央融和事業協會が出来て進んで來たのであります。差別事實も段々薄らいで來たと考へて居りました。所が問題はこの時局に直面した。今こそ政府は慎重に考へて急速にこの問題の御解決をお願い致します。一般の立場から特別にお願い致します。(拍手)。

熊谷議長 次は長野縣の神田貫一さんにお願ひします。

神田貫一君(長野縣同仁會囑託)(登壇)——長野縣を代表致しまして簡單に申し上げます。最初から京都、大阪、岡山、群馬、愛知等の方々から申されたことに盡されて居りまして、今更申上げることはないであります。何と申しまして融和事業を私設の團體の仕事としてある所に誤謬がある。これはどうしても國家事業として取上げてこの機會に融和事業の進展ではなく、融和事業がなくなることでなければならぬと思ふのであります。(拍手)。その意味から、先き程も警察で處罰するによろしいと云ふ御言葉があつたやうで、非常に過激のやうに思はれるのであります。第三者がこれを觀るよりその當事者の立場、本當に自分の立場で考へる時に、これは止むを得ない、これを解決するには刑法によるより他にない(拍手)のであります。これを以つて長野縣の意見を終ります。(拍手)。

熊谷議長 次は埼玉縣山田準太郎君。

山田準太郎君(埼玉縣) 各府縣の代表から色々申上げられたことであるがこれは差別されて居る者以外にはこの問題は解らないのであります。地區の者とか我々一般の者とか言ふやうに言はれた人がありますが、これが大なる間違ひであります。部落地區一般と云ふやうなことは絶対にないのであります。(拍手)。これは差別される者以外にこの苦味は知るところが出来ない。永い間卑しめられてきたが今こそ、新體制に依つてこの問題を解決しなければならぬ。我々は新體制から取り残されてはならない。この新體制、大政翼賛運動と一致してこの問題を一舉に解決しなければならぬのであります。そして群馬縣の方から申されたやうにこの問題はなか／＼解決しない。どうしてもこの問題の解決の爲には中央から各府縣にまで、警察行政に此の問題を取上げて行かねばならぬと思ふのであります。この問題解決の爲にあらゆる水平社運動、融和運動の展開はその名稱が新體制で變るかも知れないけれども、我々の申したことを實行に移して戴きたいと思ふのであります。以上を以て終ります。(拍手)。

熊谷議長 次は岡山縣野田勝次郎君。

野田勝次郎君(岡山縣融和事業協會囑託)(登壇)(拍手) 厚生大臣閣下の御諮問にお答へする機會を得ましたことは、誠に欣快とする次第であります。お答へすることは最早數府縣の方々から熱烈なる御意見があり最早私の意見は盡されたと思ふのであります。一體融和問題と云ふものはどう云ふ時代であるかと云ふことは、既に今日はこの融和問題に關係して

居る總ての團體が改造するか解消をするかの場合に直面して居るのではないかと思ふのであります。徒に融和商賣的にこの運動に關係して居る人々は赤子一體と云ふことをやたらに申して居りますが、それは肚から出た言葉であるかどうかの底に立脚した赤子一體と云ふ言葉であらうか、融和問題を考へる時にこんなことで今日までの経過を御覽なさい、この問題が解決する時は地球が亡びる時だと言ひたい。靜かに考へて下さい。さて私は思ふのであります。本當に國民が心から過去の考へ方を變へて出直して行くならば、融和問題の解決は極めて早く済むものと確信するものであります。さてその行き方でありませんが、その行き方に就いては色々の意見がありますが、時間が制限されて居りますから、簡単に一言申上ますと、融和問題は融和事業家の仕事ではない國家の仕事である。融和事業家のみが職業的に動く問題ではない。國民全體の運動でなければならぬ。過去に於ては融和事業家が專賣特許的な概念に動いて居ることがかなりあつたと思ふのであります。こう云ふ考へ方はさらりと捨て、本當に巨道實踐と云ふことを心から行ふと云ふことにならなければならぬのであります。その本當の行き方を厚生大臣閣下は考へねばならないと同時に、國民はこぞつて上から來ることをまつ必要がない。下から國民が融和道を進むことであります。その時が來て居ります、新體制であります。支那事變が勃發して精神運動が起つた時に、この問題に關係を持つて居る人は誰も何か融和問題をして解決をつけるべき方法を樹てらるゝことと期待して居つたのであります。所が先に計らんやその期待は裏切られたのであります。次に我々の大先輩である中央融和事業協會の會長平沼閣下が内閣の主班となられ、我々の親父が上に立たれと云ふ期待を以つて居つたのであります。所持が澎湃として今動いて居るのであります。それが先き程來の數縣の方々の御意見のなかにあるのであります。我々が動かねばならぬ過去に捉はれず、總ての部落問題は一貫して進む、この巨道實踐の御奉公のことあるのみであると思ふのであります。簡單乍らこれで終ります。(拍手)。

熊谷議長 次は愛媛縣の川口滿義さん。

川口滿義君(愛媛縣(登壇))—愛媛縣に於きましては各府縣から述べられた所の考へ方と大同小異であると思つて居ります。私はこの問題を考へるに當りまして、今日まで行はれた所の運動の形態をはつきり知ることが必要であると思ふのであります。この問題の發生或はそれに對する對策を樹立致しました當時を振り返つたらば、それは自由主義時代に發生したものではないかと思ふのであります。今日の中央或はその他に行はれた指導方針が、殊に形式的に行はれて居つたと思ふのであります。今やその方針は清算し新なる方針と同時に過去の自由主義によつて組織された形態を一掃致しまして新なる出發をしなければならぬと思ふのであります。各府縣の述べられた、この問題を國家の問題として取上げ或は翼賛會の運動とすると云ふことは私も同感であります。同時にこの大會に出席したお互は深く反省して、その方途を樹立しなければならぬ、即ち全部を一丸としたる強固なる運動をこの大會に於て組織され、そこに各自の研究によつて反映する所の縱の威力をクロスして國民一體となつて動くことにならねばならぬのであります。我々は我々の力に依つて全國に統制ある所の一箇の團體を樹立することが、先づ必要であらうと思ふのであります。又地方に於きましては各村に於いて縱の指導力をもつ我々の意志の反映する機關を各地方の細部に涉つて建設することが急務であると思ふのであります。須らく新らしき酒は新らしき革袋に盛ることが急務であります。(拍手)。(議長々々と呼ぶ者あり)

熊谷議長 では二九五番。

松浦勇太郎君(大和同志會副會長)(自席より) 議事進行に就いて申し上げます。猶ほ意見が相當にあるやうでありますが時間の關係上本案を委員附託として、本問題は非帶に重要な問題でありますから、委員會で慎重審議して頂いてその委員の數、氏名は議長に一任として頂きます。(拍手)。

熊谷議長 只今の動議に御賛成であれば、(滿場拍手)。それでは滿場一致の御賛成でありますから、本問題は重要問題でありますから、委員の數並に氏名は議長にお任せ願ふことにしまして、後刻申し上げます。では次は文部大臣の諮問。當

局の御説明を願ひます。

三、文部大臣諮問

小田成就君(文部省社會教育局成人教育課長)(登壇)

(文部大臣諮問事項朗讀)

概略に説明致します。融和教育の徹底は、現下の重大なる時局に應じて、真に一億一心、國民一體の實を擧ぐる上に益々重大性を加へて來たと思ふのであります。而して往々に見受けられる差別的現象をなくする爲めには、元より融和事業の総合的進展に俟つべきこととありますが、結局に於て融和教育の強大を以つてこれを基調と致さねばならぬと信ずるのであります。この緊要なる問題に對して、文部省に於ては、國定教科書の改正等國民融和精神の昂揚に資して來たのであります。今回事變勃發以來各地に遺憾の現象を散見致しまして、これは同時に東亞新秩序建設途上一大障害たるに鑑み昭和十三年八月には文部省は、文部大臣訓令を發し融和教育徹底を促したのであります。更に十五年度は新に融和教育奨励費が文部省豫算に計上されたのであります。更に文部省の直接施設として、文部省内に毎月融和教育研究會を開催して居りまして、一般の啓蒙運動と融和教育の具體的方策並に自覺の運動等融和教育の具體的方策を中心として研究を進めて居ります。尙ほ道府縣に於きましては、直接教育教化社會教育或は青年教育の擔任者に對する融和教育講習會を開き、或は地方融和教育の研究を進めて居りますが、關係府縣には文部省より奨励金交付を致して居るのであります。尙ほ融和教授資料として指導書を發行すべく特別委員會で研究を致して居ります。以上が文部省としての施設であります。尙ほ本年度は豫算に於きまして、尙ほ相當の融和教育費計上を見ることになつた次第であります。その上、中央地方の關係は元より融和團體との連絡を緊密にして、差別觀念が一刻も早く解消され學國一體の實を擧げる爲めに一層融和教育を徹底せしめたいと考へるのであります。就きましては、各位に於かれては諮問事項に對しては充分御審議の上具體的な

御答申をお願ひ致したいと思ふのであります。簡單乍ら文部大臣諮問事項に就きまして、趣旨を御説明申上しました。(拍手)

熊谷議長 融和教育の問題も重要な問題でありますから意見発表も澤山ありますが、大體五分位で御發言願ひます。第一に京都の中島さん。

中島源三郎君(京都府視學委員)(登壇)——融和教育の徹底は何と言つても全國の教育者は一人の例外もなく融和教育の重要性を確信致して強固な信念に生ると云ふ熱情をもつて教育道の實踐に當ることが最も原理的なものであります。(拍手)然るに振り返つて見ますに、只今文部省から申されたやうに昭和七年十月三日文部次官依命通牒があり、更に昭和十三年八月二十九日文部大臣訓令が發せられ、又今月今日文部次官依命通牒がありました。その依命通牒のなかにもはつきり「日本の教育の基調をなすものは融和教育である」と云ふことが示されて居ります。然るに全國の教育者は今尙ほ教育者であり乍ら教育の大任を以て居るに拘らず、尙且融和教育に無關心であり無理解であり、未だ差別觀念の抜け切らぬ教育者が澤山あるのであります。(拍手)斯くの如きではどうして融和教育の徹底を期することが出来るでございませうか。全國の教育者が一人残らずこの問題の解決の第一線に立つべきものであると私は叫びたいのであります。そこでその方法であります。それはどうしても師範學校の校長さんの頭から改造しなければならぬと思ふのであります。(拍手)全國の師範學校に融和教育に對する調査は設けられて居ります。然らばそれは各府縣の融和團體の依囑に依つて教室と學生を貸す。そして師範學校は唯冷淡なる態度でもつて之れを眺めて居ると云ふやうな事實は澤山あるのであります。それではなく師範學校の校長が融和教育の表面に立つて頂きたいのであります。そこで師範學校の校長先生がその強い信念で教育者を養成することが、この問題を解決することに最も大なる關係をもつのであります。それでは既に教壇に立つて居る者を如何にするか、それに對しては各府縣の學務部長或は視學が徹底するやうに指導し、これに對して監督を施していきたいのであります。最近視學さんの講習を文部省が開催されたのであります。尙ほ學務部或は視學に向つて文部省の方で

一層の御苦勞を觀て載きたいと思ふのであります。眞に簡單であります。全國の教育者が一人の例外もなくこの教育に當る爲めに、師範學校の校長さんの頭を改造すること、これを以て具體方策の一つと致します。(拍手)。

熊谷議長 次は愛知縣の羽柴時太郎さん。

羽柴時太郎君(愛知縣小學校長)(登壇) 私は自分の學校に地區を擁して居りますが、私はそれに關係すること他の町村で十年、今回が八年餘りであります。最初の私の考へたことは、第一に自分がその土地に入り、十分の信念を以て斯の教育に當るべきであると信じて、今日までやつて來た事情をこゝに申上げる時間がありませんが、私の信念はこの地區の改善の發展の爲めには、第一に學校の兒童、第二に青年教育にまつべきものと思ふのであります。そうして自ら地區に入つて今日まで八年、幾らか前進しつゝあることを觀て非常に喜びを以つて居ります。今後も文部大臣の御趣旨に従つて一層この方面に精進致したいと思つて居ります。然乍ら我々の力を以て進むことの出來ないと思ひますことは、只今文部省から御説明がありましたやうに、今後に於ける我々の執るべき仕事はこの地區に關係ある學校職員だけではないかのであります。唯、今後の我々のお願ひすることは、地區に關係ある職員だけでなく地區に關係のない職員をも大いに教育しなければならぬと思ふのであります。文部省は更に我々を監督して下さい、この方面に力を注いで載きたいと思ふ次第であります。

熊谷議長 次は群馬縣の上井致さん。

上井致君(群馬縣融和會理事)(登壇) 私は群馬縣を代表致しまして文部大臣の諮問に對して一言申し上げたいと存すのであります。厚生大臣の諮問に對しては熱烈なる御意見の發表があつたのであります。具體的問題として、第一線に於ける忠勇なる將兵の間に於て耳を掩はねばならぬやうな差別問題が起つて居ると云ふことを聽けば、全國の指導者各官は涙をふるつて憤慨して居ることゝ存するのであります。(拍手)。一億一心が叫ばれて居ります今日、東亞新秩序建設に邁進します所の我が大和民族が、斯くの如き状態で果して世界の指導者たるの自覺をもつて居るものかどうかと云ふことを

疑はざるを得ないのであります。樞原神宮の御前に 神武天皇の御創業の昔を偲び奉ることに依りまして、神武天皇がこの地に都を定められ或は京都奈良に於ける御皇居に於きましては、壘壕と云ふやうなものは少しも定められてなかつたのであります。徳川幕府などの權力者が壕や堀を作つて立てこもつたのであります。御皇室にはないのであります。然るに明治維新以來八十年、國民の間に未だ以て壕が築かれたやうな差別問題を、我々はつきり認識しなければならぬと思ふのであります。只今は教育の問題であります。今日の教育に於きまして、教育者が眞にこの問題を受ふるならば、今日まで融和問題が取り残されることが無かつたと考へるのであります。最近群馬縣に於きまして、内密に校長先生にお願ひしまして差別問題の件数を調査致しましたが、過去四ヶ年に亘りて、その統計の數字は六四件であります。恐らく學校當局はこれ等の數字を知らないのであります。これは校長先生限りであつて、受持ち先生限りで教室の中に入れられ聞かすから聞かす事件は、非常なる數字に上るものがあることを思ふのであります。又これを全國として考へたならば眞に恐しいことでもあります。もつと、眞劍に融和問題を教育に取り上げて、そうして國家的、根本的の鍊成を圖らねばならぬのみならず、教育は教育勅語に示されたる所を教育の上に顯すべきであります。今迄の教育では未だ各府縣の代表から申されたやうな暗い陰惨な日本の姿であります。これを教へます時に、和の教育といふ點に於て日本の教育は鈍つて居つたと云ふことを私は痛感するのであります。所謂大和の教育を建前として融和を進める、確乎たる教育施設を要望する次第であります。私共の群馬縣は今を去る六百年の昔、南北朝の時代、新田義貞の御忠誠を心として、新田公は我々の先祖八千餘人を率ゐてこの大和の地に於て後醍醐天皇様の御爲に臣道を實踐したのであります。斯様なことから私共は、單なる言葉の問題でなく肚の問題であり、人間の問題であることを皆様に固くお誓ひ申上げるのであります。今や昭和維新と言はれ、所謂大政翼賛が叫ばれるこの重大なる時に於いて、明治維新に高山彦九郎を出した群馬縣は、我々融和事業に關係あるものは全國の皆様と共に昭和の只今に於て、高山彦九郎先生の意氣を以て邁進しなければならぬと思つて居るのであります。色々意見はありますが、要は結論を申し上げますならば融和と教育の問題は、技術や小手先の問題ではない

肚の底からお互は希望を求めねばならぬ、こゝに我々の実践の要素がなければならぬと云ふことを深く信するものであります。而して最後に文部當局に於きましては、厚生省當局と協力されて、本問題に力を拂はれつゝあることには非常に敬意を表する一人であります。然し豫算に於きましては誠に僅かでありまして、これだけの豫算で國民の魂の陶冶を考へるならば誠に心細い次第であります。どうか豫算に於いても更に増額されまして、融和教育の各種の施設を更に前進して頂くために一段の御努力を願ひたいと思ひます。(拍手)

熊谷議長 次は長野縣の高橋利重さん。

高橋利重君(長野縣)(登壇) 文部省は最近に於きまして融和问题の重要性を認められ積極的にこの問題に努力されつゝあることに對しては深く感謝の意を表するものであります。尙ほ今回の二千六百年奉祝大會に於きまして、融和问题は國家として重要であると云ふことを思はれたことを有難く思ふ次第であります。この融和问题に就きましてさう云ふ點から大いに感謝しなければならぬのであります。過去に於ける融和機關がどう云ふ形であつたか、少くともこの差別問題は學校を中心として傳染病の如く學校が媒介所となつて居ることは、差別問題の統計から觀て一番大きなものであります。ここに融和教育の必要性が當然起るのであります。然し今日の教育者がこの融和教育にどの程度に熱意をもつて居るか云ふことを我々は再検討しなければならぬと思ふのであります。大體融和教育をやるべき教育者が充分に融和问题の根本精神を認識して居ない所に、この問題が遅々として進まない一大原因があると思ふのであります。又教育者自身がこの融和问题が如何なるものであるかと云ふことをつきり明確に認識し、殊に融和教育が初等教育に必要であり又關係部落を對象として臣道を実践せしめると云ふことが國民鍊成教育の徹底と云ふことであると思ふのであります。斯様な見地から教育者をして、その對象たる所の部落に教育者を居住せしめることが一つの大事なる方途ではないかと考へるのであります。斯様な意味から申上げて教育者自身がこの融和问题に對して認識を深める爲めに教育者がその地區に居住せしめることを願ひして長野縣の意見と致します。

熊谷議長 次は德島縣の越野行雄さん。

越野行雄君(德島縣清和會常務理事)(登壇) 私は德島縣那賀郡新野町の尋常小學校に務めて居ります。越野行雄であります。教育界に於きまして大改革が行はれて、昭和十六年度より國民學校案が實施されることになりましたが、國民教育即ち融和教育なりと信するものであります。融和教育を考へない國民學校教育は考へられない、國民學校教育のなかには融和教育は必ず考へられねばならぬのであります。融和教育を進展せしむる方途如何。第一項、教育部門の統制、小學校教育、中學校教育、大學教育と一貫した融和教育でなければならぬ、今の所融和教育をやつて居る所は大體小學校だけで、如何に小學校をやつてもそれが中學校、高等學校、大學と進んで、それが打崩されることが多いのであります。次に教育研究機關の統制。德島縣に於ては校内融和教育研究會の次に郡單位の融和教育研究機關を作つてやつて居りますが、私がその御世話をさして頂いて居ますが唯一校だけの融和教育ではいかん、總ての學校、全國が一丸となつて同じ理想の下に進むならばもつと早くこの問題は解消すると思ふのであります。次に融和教育は即ちその指導者にあるのであります。その指導者のうち特に學校長の入れ換へをする、前に師範學校長の頭と云はれたが實際は小學校であります。何と言つても職員を指導し學校を經營する爲めにはどうしても校長先生の頭を入れ換へること。次に女教員の頭、女教員が差別問題を起して居ることが屢々である。女の先生の頭を充分に打ち換へねばならぬと考へます。次は實際に當つては何と言つても指導者が愛の指導、教育愛に燃えて各家庭の各部落を指導しなければならぬ。今まで教育は早く校長にならう、或は早く月給が上るやうにといつたふうに、自分の名譽のみを考へて居つた爲めに、融和教育と云ふものも餘り進行しなかつたと思ふのであります。故に愛の教育に於て各部門に没入すること。次は青年教育、融和教育には青年指導者が必要であります。私の村に約六百名の男女青年が居りますが、私とその團長を致して居りますが、青年層と云ふものは非常に感激し易く又非常に実行力に富んで居ますが、この青年を説き伏せて我々の時代にこの問題を解決し、一日も後に残してはいかんと云ふことを説き伏せることが必要であります。次は成人教育であります。教育と云ふものは餘り學校のみに止つて社會に出る

ことを好まなかつたが教育者は、寧ろ部落常會を利用してこの問題を特に説得し、誠心誠意説くならばこれを聴かないものはないのであります。以上申上げた所が出来ますならば融和教育の促進は必ず出来るものと思つて居ります。(拍手)

熊谷議長 次は岡山縣の高橋順逸さん。

高橋順逸君(岡山縣囑託)(登壇) 文部大臣閣下の御諮問に對して岡山縣の代表と致しましてお答へ致します。各府縣の多數の方から非常な高説が述べられて私の言ふ所は最早盡されたのでありますが、極めて具體的な一、二を申上げたいと思ふのであります。先き程來教育者の頭を代へねばならぬと云ふ議論が盛んにあつたやうであります。私も極めて同感であります。融和教育講習會などと云ふものが開かれて居りますが唯、一時の安價な感激に終つて、實際、教育に現れて居る実績は發見することが困難であります。その教育者に對して頭の改造を迫ることは當然であります。これを具體的に如何なる方法によつて頭を改造するかと云ふことが残された問題であります。私はこの點に對して文部當局に對して特に御考へを頂いて所謂師範教育の徹底的改善をして戴きたいと思ひます。融和教育即ち國民教育と云ふことを、信念をもつてその教育の上に立つと云ふ教員の養成に努めて頂きたいのであります。これは即ち師範學校教育を具體的に申上げた譯であります。更に各府縣に於きまして融和教育を實踐するに當つて、極めてお互ひ遺憾に考へて居りますことは、融和教育に對する命令系統の不確實なることでもあります。この事業が社會事業の一部に取り上げられて居ります爲か、融和教育に對して學務課、社會教育課邊りでは、他人の御手傳ひと云ふ感があつたのではないかと思ふのであります。この命令系統を確實にして行かねば、全國に徹底する融和教育の進展を圖ることが出来ないと思ふのであります。以上を申上げて他府縣の御高説に御賛成申上げて壇を下る次第であります。(拍手)

熊谷議長 次は愛媛縣の岡田源六さん。

岡田源六君(愛媛縣)(登壇) 文部大臣の諮問にお答へ致します。私共差別されて居る者の立場として、先づ文部大臣にお尋ね致したいことがありますからそれから申上げます。文部大臣は、先き程京都の代表から言はれたやうに、常に融和

教育の重要性を思はれ、通牒或は訓令等を屢々發せられたのであります。けれども果して然らば文部省に於てこの事業が徹底して居るかどうかと云ふ實狀を御調査になつたことがありますか。通牒訓令の出しつばなしであつては實は我々我地區民は迷惑致すのであります。従つて私はそれに對して文部省は如何なる方途を講じこの融和事業に對して如何なる手段をもつて我々に臨まれるのであるかと云ふことを申述べて頂きたい。文部大臣の御祝辭のなかにもあつたのであります。これは單なる一時的であり何等恒久性をもたないと思ふことではいかんと思ふのであります。我々はこの訓令と云ふやうなものでは誠に靴の上から痒い所をかくやうな感がある。訓令でなく命令と云ふことでもつと背後に力のあるものとして頂きたいと思ふのであります。(拍手) 従つて各府縣は勿論、文部省に融和教育の督學官などを置いて、各府縣が文部大臣の命令に従つて居るかどうか、又これが徹底して居る教育者が何人あるかと云ふことを、我々に報告して頂きたいと思ふのであります。(拍手) 私はこの場合田舎の小學校の先生を苦しめることは餘り言はない。文部大臣自らその管轄される大學、高等師範、文理科大學が果して、融和問題を取上げてその教育のなかに織込んで居るか、田舎の小學校だけや問題ではない。新體制はピラミット型に行かねばならぬ。又融和運動も新體制と共にピラミット型に行かねばならぬと思ふのであります。我々は縣へ行つても或は市町村或は小學校の先生に聞いても、よく官僚的とか官僚獨善と云ふことを聞くのであります。俺は上から命令がないからやらないと言ふ、自分の職を通じて職域奉公と云ふことが言はれますが、その人々は自分の職を奉じて居ますが、一度その職を離れたらこの融和運動も一度に捨て、終ふ。その職を離れたらこの融和運動に熱意をもつて居る先生は果して居るであらうか。學校に對しては普通學務局から命令して頂きたいと思ふのであります。(拍手)

松浦勇太郎君(奈良縣大和同志會副會長) 本件も尙相當意見があると思ひますが、委員附託と致したいと思ひます。委員の氏名及び人数は議長に一任致したいと思ひます。(拍手)

熊谷議長 只今の動議によつて委員附託としてよろしうございますか。(滿場拍手)。それでは御賛成と認め委員附託と

致します。尙ほ宣言、決議の起草を終りましたから委員長から御報告をお願い致します。

四、宣言並決議

宣言決議起草委員長 伊藤未尾君(聖訓奉旨會常務理事)(拍手)(登壇) 私共五名の者が起草委員を命ぜられて別室に於きまして慎重検討致しました。本大會の準備委員會に於てこの宣言、決議の原案を作製して下さつて居つたのであります。その原案を拜見致しまして、こゝに成案を得るに至つたものであります。その宣言、決議原案を朗讀致します。

(宣言決議案朗讀)(満場拍手)

以上 委員會の成案を御報告申し上げます。

熊谷議長 宣言並に決議文に付きまして只今委員長から御報告がありました。別段御意見はないかと思ひます。が委員長長の報告通り決定してよろしうございますか。(満場拍手)。満場一致の御賛成であります。

五、各府縣提出協議題

1、新體制に関する事項

熊谷議長 これより各府縣團體提出の協議事項に移ります。全部で十四ありますが、一號より八號までと、十三、十四は新體制に関する共通の點がありますので一括して議題と致します。先づ京都府から御説明を願ひます。

阪口眞道君(京都府親和會主事) 各府縣提出協議題(一)新體制に即應すべき融和運動の方策如何。提出理由を説明致します。肇國の大精神に基き大東亞共榮圈を確立致しますために、先づ國內の新體制を確立しなければならぬのであります。この國內に於きまして未だ猶ほ一部の同胞に對して生々しき差別現象が現實にあるのであります。又一部國民の生活状態を観る時に猶ほ極めて遺憾な現實にあるのであります。今や我が國は大東亞新秩序を建設しなければならぬのであり

ます。東亞建設の前に國內に融和問題解決と云ふ事實が私共の前に横つて居るのであります。即ち日本國內に於て先づ國民たるの臣道を実践する爲めには、今日の社會情勢は過去の如き地に足の着いてないやうな幽靈運動では斷じて解決出来ないと思ふのであります。茲に於て今進展確定しつゝある強力なる國民組織を通じて例へば市町村常會などの翼賛運動を通じて一大躍進をしなければならぬと思ふのであります。眞に一億國民がこの問題解決の爲めに大御心に答へ奉らん爲めにかねばならぬと思ふのであります。その點に就いて今日までの如く相變らず幽靈運動に終つて居つたならば、斷じて新體制下に於ける融和運動の進展は望まれないのであります。本問題について満場の皆様の御意見を承りたいのであります。

熊谷議長 次の議題について神奈川縣の御説明を願ひます。

青木信二君(神奈川縣青和會主事) (二)の協議題「融和事業の新體制に處する方策如何」について御説明申し上げます。京都府の提出議題とその精神に於きまして同一でありまして、今、阪口さんの御説明で充分でありまして私が今更説明する要はないと思ひますが、提出致しました責任上私共の方の意見を加へさせて頂きたいと思ふのであります。私共はこの運動が二千六百年を期して事業の一大進展を期せねばならぬと考へて居る次第であります。同時に政府に於きまして大政翼賛運動を行はれて居りますが、その大政翼賛運動のなかにこの融和運動を織り込んで行かねばならぬと考へるのであります。これをこの際やらなければ出来ないのであるかと思ふのであります。二、三年前國民精神總動員運動が行はれたのであります。その時に融和運動がその一部分に入れて頂きたいと云ふことであつて、恐らく全國の融和事業團體がこの國民精神總動員上非常に力をかけて居つた所が、そうではなかつた。國民精神總動員運動は、融和運動に對して何等の力もなかつたのであります。私共誠に残念に思つて居りました。今回政府に於きまして大政翼賛運動を起されて居りますがその運動のなかに融和運動を織り込んで頂きたい。この前の國民精神總動員運動で非常な痛手を受けたのでありますからこの際は翼賛會の運動には是非共入れて頂きたいと思ひます。次第であります。

熊谷議長 次は協議題の第三、茨城縣から御説明を願ひます。

津川公治君(茨城縣社會事業協會主事) 「大政翼賛運動に即應せる融和促進運動の具體的強化方策如何」簡單に申上げます。大政翼賛運動が全國的に展開されて居りますが、今日よりの融和運動はこの大政翼賛運動を歸一する必要があることは、今更申上げるまでもないこととあります。政府に於きまして、本年度の融和促進運動費として前に豫算を計上されて居りますが、融和運動が國民運動でなければならぬ以上、この問題は一般の啓蒙の強化にあると思ふのであります。この融和運動を如何にすれば一般の啓蒙教化に最も大きな効果をもつことが出来るかと云ふことに付きまして、御參會の皆様が御協賛願ひたいと存じて、この問題を提出した譯でございます。

熊谷議長 次は協議題第四、岐阜縣の御説明を願ひます。

熊崎利夫君(岐阜縣社會事業主事補) 「融和事業の團體刷新擴充に關する件」説明致します。この問題に付きましては前の三問題は非常に關聯があるのであります。この融和運動解決の十ヶ年計畫が樹立されて以來今日まで六ヶ年の歳月を費して居りますが、その間に於ける我が融和運動は今日とは餘程飛び離れたものであつた。即ち滿洲事變以來非常に國內に於ける國體精神日本精神の昂揚と云ふことから、強力なる國家體制へ移行して居ります。これに就きまして大體從來の融和事業が今日の時代に合はぬものになつて來たのであります。そこに當つてこの大政翼賛運動或は新體制これは一言に申しますと明治維新に比すべき大轉換期に直面して居ると私は信ずるのであります。その時に當つて融和事業十ヶ年計畫の統一的進展の要望は、餘程考へねばならぬと思ふのであります。例へばあの要綱のなかに、文部省にその關係課を置く或は關係各省に融和職員を置くことと云ふやうになつて居りますが、それはなか／＼今の所では實現しさうにもないのであります。これを如何に實踐するか現在の組織をもつて現在の體制をもつて、これを如何にするかと云ふことになるのであります。この點に付きましては要するに新體制をどうしても取り入れねばならぬ、この聲、先き程來この會場内に滿ち／＼て居るだらうと拜聽するのであります。大政翼賛運動は既に展開されつゝあります。そしてその組織も地方に於ても段々

出來つゝあります。融和團體の代表者をこの強力な運動のなかに送り込まないと云ふことは重大な問題であります。これを何故に本案に於て考慮されないか。この點を非常に遺憾に思つて居ります。中央に於きまして融和事業の進展に努力して居ると云ふことであります。その御努力は非常に多とするのであります。更に中央を督勵致しまして、地方協力會議或は參與或は顧問がどん／＼組織されて終ふがそれに取り残されてはならない。實際に大政翼賛運動のなかにその會議のなかにその役員のなかに、本當の呼びをもつ人を送り込まねばならぬ。地方の協力會議に於いてそれを引受ける人物がなければいけません。この點を今強力に要望しなければならぬと思ふのであります。それに對して如何なる方法を執るべきか、今からでも遅くはない、只今の文部大臣、厚生大臣に對する答申、答申として全國大會の名に於て即ち緊密なる連絡を執つて大政翼賛運動のなかにこれを取り入れるべく、地方融和團體にそれ關係する主務主管會議を中央に召集されて強い要望をすることをどうか全會一致で御賛成願ひたいと思ふのであります。これは極めて融和運動の展開の上に必要なこととあります。どうしても大政翼賛運動を中心にして各府縣各市町村に強力なる一元的統制の下に融和事業を進展させたいと思ふのであります。どうかこの融和に對して本當に強力にする意味に於きましてこの具體的方策を協議する會議を開催すると言ふことを御決議願ひたいと思つて居ります。答申案と共にこれを如何にするかと云ふことに付きまして、どうか御協力をお願ひ致したいと思ふのであります。(拍手)。

熊谷議長 次は協議題第五、富山縣。

山本源次君(富山縣屬) 富山縣提出の議題「融和事業を國策として國民運動要綱を標榜し其の徹底強化を策すること」に付きましては、先き程來の各府縣からの説明に於て大體盡きて居るやうであります。唯提案を致した目的を一言述べやうと思ふのであります。融和事業も十ヶ年計畫の實踐遂行に依りまして格段の進展を遂げ、着々その成果を納めつゝあります。これは御同慶に堪へない次第であります。然るにこの融和運動、融和事業を詳細に觀察致します時に猶ほ融和運動從事者に限られ、融和事業、融和事業關係者に限られて居るやうでありまして、國民運動として進展する所に缺くる所があ

つて、我々の豫期する進展を見ないのであります。これは誠に隔靴搔痒の感があります。然して何故に本運動が國民運動として進展しないか私は第一に擧げたいことは、我々融和事業に従事する者の心の一致を缺くからであります。勿論過去の融和運動の形體に於きましても批判の餘地はあります。又これを指導統制すべき所の中央機關に於ては缺くる所のあつたことは事實でありますけれども、我々この事業に従事する者の心の一致を缺いたと云ふことが、今進展しない原因であると私は思ふのであります。今や日本は新しい時代に突入して居ります。二五九九年の日本は既に二六〇〇年の日本ではありません。我々の心に於ても又然りと云はねばなりません。あの水平運動に於きましても、最近の傾向と致しまして所謂發展的解消をすと云ふことであります。我々の大同團結も叫ばれて居りますが、この考へは又今の我々の氣持を語つて居ることが明瞭であります。同じ高峰の月を觀るものは、この問題の解消を念願する者はどうしても一致しなければならぬのでありますから、今日の新しい時局に對して各の心の一致して居ると思ふのであります。この聖なる樞原の地に於てこの記念すべき大會に於て、我々の過去になすまないお互をこの問題の爲めに大同團結する此の機會を與へられたことを私は最も欣快とする所であります。同時に私は一言當局にお願ひ致したいことは、この會場の空氣或は御意見のある所を深くお吸み取り下さつて、新時代に即應する所の方途を講じられんことをお願する次第であります。

熊谷議長 協議題第六。岡山縣御説明を。

山崎利吉君(岡山縣融和事業協會囑託)「新體制下に於ける融和運動は如何にあるべきか」大體に付きまして提出理由の説明致します。今や 皇國は世界新秩序の任務を貫徹すべき光榮ある使命の下に、その一環として大東亞共榮圈の確立の聖業に邁進しつゝある時でございます。この時に於きまして我々は過去の一切の古き陋習を打破して肇國精神に還り、大政翼賛赤子一體の實を顯現し、皇威を八紘に宣揚しこの聖業に献身奉仕をしなければならぬと思ふのであります。これは誠に新體制下に於ける融和運動推進の理念であると思ふのであります。融和運動は政府と表裏一體の立場に於きまして、新體制に基く方策、適切な運動の擴充機構の整備等を考究致して、徹底的協力體制を整へて力強い指導力をもつて融和運

成の使命を果して行かねばならぬと思ふのであります。就中その實踐方策に就きまして、數項を擧げて諸君の御共鳴を頂きたいと思ふのであります。第一に中央地方の融和團體の機構の整備擴充を圖つて、もつて新體制下に於ける本問題完全解決を期するため運動をやらねばならぬ、次に中央地方の融和團體の連絡を一層密に致して新情勢に即して國策が實踐に當ること第三に大政翼賛會と密接な連繫上融和團體の職員中より適任者を中央又は地方の翼賛會及其の支部に送り相互相關聯せしめること。第四に、町内會、部落常會等を終始指導して舉國一體融和促進の輿論を喚起して、もつて本問題の解消を圖ること。第五に、關係官廳並に上層部に協力會議を催けること。大體これ等諸點に留意致して、融和運動の強力なる展開、その指導力を強くたくましく致して、新狀勢に即して力強く融和運動を進めることが最も緊要なること、存じ、岡山縣と致しましてはそのやうな心組で今日融和事業の整備に取りかゝつて居るのでございます。これに對して中央並に各府縣の御高見を拜聽致したいと思ひ本案を提出した次第であります。以上簡單でございしますが提出理由を説明致します。(拍手)

熊谷議長 次は第七佐賀縣の御説明を願ひます。

横尾克巳君(佐賀社會事業協會主事補)「國家新體制下に於ける融和促進積極方策如何」各府縣より先き程來屢々御説明がありましたから、極く簡單に佐賀縣の提出した理由だけを一言附言させて頂きたいと思ひます。融和運動は今日解決しなければ悔を千載に残すと信ずるのであります。その他色々のことが論議されて居りますが、實踐的解決の方策を講じなければならぬと思ふのであります。今日は大政翼賛運動が展開されて、中央には中央大政翼賛會、各府縣にも支部が設立されたのであります。新體制を標榜する時に未だこの融和問題が國內に残つて居ると云ふことは誠に遺憾であります。この問題は大政翼賛會に於て第一に採用されるべきではないかと思ふのであります。この意味に於きまして實踐的積極的解決方策を樹立することが最も緊要の問題であると信じて佐賀縣に於きまして皆様の御意見を拜聽致したいと思ひましたのであります。佐賀縣の意のある所をお汲み下さいまして、實踐的根本的解決方策について皆様の御意見を充分にお

述べ下されることを願ひ致します。簡單でありますが佐賀縣の提案した理由を御説明申上げました。(拍手)

熊谷議長 次は第八、兵庫縣の御説明を願ひます。

金子念阿君(兵庫縣清和會囑託)——提出した協議題八は大政翼賛運動に於て融和問題を一層重視し適切なる具體對策樹立方を其の筋に要望するの件。この文字の方面から言ひますと大政翼賛會がこの問題を重視するかしないか解らない。これに對して一層重視して頂きたいと云ふやうに考へられない譯もないのであります。然し乍ら實際問題として今までの例からしても進んで一層重視して頂きたいと云ふことを申入れることが必要であります。兎角人間は自分の住んで居る世界の人生觀社會觀をもつものであります。大政翼賛會の主腦部と云ふやうな人が、此の重大なる問題に付き痛切な感をもたないと思つて、この問題を結局忘れると云ふやうなことになるかも知れない。例へば明治維新の始めに於きまして所謂解放令と申して居ります太政官布告がออกมาして、政府はその後に續いて色々の對策を講じ、この問題解決に努力洋意すべき筈であつたのであります。併し乍ら維新の開國の理念から致しますと、この融和問題は解決すべきだと云ふことから太政官布達を出したのであります。それは單なる理念に過ぎなくて實際行動として必要な指示をしなかつたから、それ以來今日まで七十年猶ほこの問題が残つて居ると云ふことは、つまりその主腦部の人にそう云ふ問題より来る痛切なる感がないと云ふことで放棄されたのと同じ結果になつたのであります。結局偉い人も自分の世界のやうな社會觀、人生觀をもつて居ると云ふことでありますから、さう云ふことを言つて差支ないと思ひます。次に融和問題は、小學校教育令が出てその教育綱目のなかに差別していゝと云ふことは絶対にない筈でありますから、この教育が本當に實施されて居たならば今日融和問題などある筈がない、然し乍ら今日むづかしく言はれて居るものは、その教育と云ふことが實際に當つて居る人の周圍にこの問題より来る痛切なる感がなかつた。寧ろ學校の先生がある場合には問題を起したこともあるのであります。斯の如くして此の大政翼賛運動の根本理念に於きましては、決してこの問題は無視される筈はない、勿論それはつきり取り入れなければならぬのであります。けれども實際聯絡をつける人間を入れて置かないと忘れられて終はない

か色々の役員が出来て、色々の組織をもつて興りつゝありますが、それ等の役員の内はこの問題の關係の人がどれ位居るか。又府縣にも色々な役員が出来て居りますが、參與或は顧問と云ふものの中に本問題の關係の人がどれだけ願を出して居るか、これは相當大きな問題ではないかと思ふのであります。斯の如き理由で一層重要視すると云ふやうな文字を使つた譯であります。それで重要視して頂いて具體的に根本的對策を考へて頂きたいのであります。その筋の意味は政府とこの運動は表裏一體でありますからその筋も表裏を含めて居つていゝので、政府に對してこれを重視して具體的方策を考へて頂きたい、又翼賛會に向つても申すべきであり、又この翼賛會は全國的でありますから、お互は府縣に歸つて各府縣支部に要望することも必要でないか、或は町村に參集するものはその町村に於てこれを要望すべきであると思ふのであります。私の方と致しましてはそう云ふ方面に陳情書と云ふものを各縣内に提出した譯であります。つまりこの問題を重視して頂いて、根本的對策を考へて頂きたいと云ふことを要望するのであります。この會の決議と致しましてそう云ふことが通過致しましたならば、私共の欣快の上もない次第であります。

熊谷議長 次は議題第十三、愛知縣

加藤信一君(愛知縣勞働紹介所囑託)——私は愛知縣の加藤と云ふ者であります。融和團體が聯合して大會を始めて開催したことは大正十三年十一月十六日だつたと思つて居ります。それからこちらへ聯合會が開かれること數回、皆様の血の出るやうな闘ひによつて事業は次第に進展しつゝあります。殊に融和事業十ヶ年計畫に於ては我々の行く途はつきりして居ります。第一に環境の整備、第二に教育の進展、第三に經濟の建て直し、この三つで融和事業を根本的に解決すると云ふことになつて居つたのであります。所で支那事變に依つてこの十ヶ年計畫は一體どうなつたのであらうか、地區の者は心を盡して經濟の建て直し教育の進展、環境の整備を急いで居る時にどうなつたか、地區ばかりではないが、ある方面に於てはこの事變によつて澤山のお金を儲けた人がありますが、一面皮革の統制ゴムの統制等あらゆる統制に於いて、非常に經濟を壓迫されて居る者も見ることが出来ます。殊に地區に於て最も重要性をもつて居りますゴムの統制、皮革の統制

によつて失業を來したるものも相當澤山あります。私は津島の者であります。津島に於きましても皮革業は現在四ヶ月ばかり休業して居ります。又ゴムの配給がない爲めに麻裏草履も休業して居るのであります。各地色々の統制のために鶏を買ひに歩いて居る者も全部休業して居ります。又地區から他の方面に働きに行つて居る者でも、繊維工場で働いて居つたものも失業して居ります。これは國家の産業に再編成する上に統制も止む得ないことであります。日本の國を建て直す爲めにはどうしても統制を強める必要があり、元より國民は心を一にしてこれを忍ぶことが當然であります。けれどもこの統制經濟によつて失業する者を、先に考へることを何故にしないかと私は思ふのであります。(拍手)。茲に於てこの統制經濟に於て失業して居る者に對して、何とか出来るだけの御配慮を願ひたいと思ふのであります。翻つて地區の状態を観ますと、私に大政翼賛、新體制と云ふことは失業させることかと質問する者もありますが、よく説き聞かせて軍需工場に世話し、或は滿洲移民を勵めて居る者もあります。滿洲にも行けない、軍需工場にも入ることの出来ない身體の餘り丈夫でない者、名古屋に電車賃を使つて行つて六〇圓儲けるより、津島に居つて日に一圓五十錢儲ければ結構である。何とか考へて頂きたいと云ふ質問を度々聞くのであります。こうした時に我々は一體どうすればいいか、どうかこう云ふ問題に對して何か救ふ方法を考へて頂きたいと思ふのであります。例へば授産場を作つて時局に即應する仕事を興へるよりないと思ふのでありますが、餘り長く申上げる時間はありませんが、どうか當局に於きましてこの問題を何とかよき方向に導いて頂きたいと思ふのであります。(拍手)

熊谷議長 第十四議題、廣島縣。

古藤一君(廣島縣訓導) 私は廣島縣から參會の古參でございます。大政翼賛會に對して融和問題即時解決方策樹立方陳情の件この聖代に生を享けて千載一遇の佳き年紀元二千六百年一億同胞の深い感激のうちに残り二句にしてこの年も終らんとして居りますが、この建國の聖域樞原に於ては、紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會が開催され、簡單々々と呼ぶ者多し) 非常なる感激であります。私の一生を通して今日の感激は忘れることは出来ないと思ふのであります。そ

もそも融和運動は國民一體下に於ける國民運動でありまして、國民精神總動員はこの運動を取り上げて、國民に對して強力に働きかけるべき筈であつたのであります。我々は屢々その筋に建議し陳情も致しましたが一向に埒があかなかつたのであります。これでは國民精神總動員運動は現状維持的存在ではなかつたかと疑はざるを得ないのであります。今や内外の情勢は急速に動いて居ります。大政翼賛會は、その中核として新體制運動の指導を自力の責務として立ち上つたのであります。即ち萬民翼賛の精神は、國民一體の基礎の上に始めて樹立されるべきものであつて、融和問題の解決を圖ることなくしては恰も砂上に樓閣を築くに等しきものであります。我が廣島縣に於きましては、來る十一月二十七日共鳴會の役員が相川縣知事閣下に會見したのであります。知事は我々の主張は一々同感であつたのであります。閣下は大政翼賛會がこの問題の解決を圖らないやうな無力なものであつたならば他は押し知るべし何事もなし得ないであらう、これ一つ解決しても大政翼賛會は無用の存在でなかつたと言はれるであらうと云ふお話でありました。又、大政翼賛會の本部は知らず我が廣島縣支部としては實踐綱目の中に強力くこれを唱ふのみならず、自らの責務としてこれが解決に當ると云ふ力強い言明を得たのであります。私は各府縣支部が嚮を捕へてその實踐綱目にこの融和問題解決を掲げて大政翼賛運動の中に採り入れ初めて國民を動かす大きな力となることを信するのであります。殊に本大會に於て大政翼賛會本部に對してこれが解決方を自らの責務として樹立されるやうに建議或は陳情を致します事は最も時宜を得たこと、考へてこゝで本協議題を出して滿場の諸君の御賛成を得たいと思ふのであります。(拍手)

熊谷議長 以上を以つて協議題第一より第八、第十三、第十四の提案者の御説明は終了致しました。これ等協議題につきましての意見發表であります。時間も廻つて居りますから極く簡単に要領よく願ひ致します。先づ群馬縣の田村綱憲君に願ひします。

田村綱憲君(群馬縣融和會理事) 群馬縣では、先き程厚生大臣並に文部大臣閣下の答申案に對する時に、協議題に關する意見も申上げたつもりであります。尙ほ先き程來の各位の御意見の通り、新體制を樹立するに當りましてこの融和問

題が取残されたならば、千載に悔いを残すと云ふことは同感であります、その理由は詳に申上げる時間は許しませんが、唯、本縣と致しましては唯陳情式に頭を下げて言葉でお願ひするだけでなく、大政翼賛會中央部に融和部を設置すること、地方支部に融和部を設置すること、町村常會或は部落常會に對しても、新體制と表裏一體の關係に於いて本問題が解決しなければ悔いを千載に残すことは疑ひない。(拍手)。詳しいことは申上げることが差控へますが、これを以つて私の意見と致します。(拍手)

熊谷議長 次は岡山縣の熊本博君。

熊本博君(岡山縣觸和事業協會青年部幹事) 全國の皆様方多數のお集りであり時間の關係もありまして、大會は少しだけ氣味であります、今少しであります。がんばつて下さい。悠久二千六百年の年も既に十數日を以て左様ならであります。而しこの記念すべき二千六百年を終りをつけることは、この聖代に生を享ける我々國民はこの尊い年を送るのであります。今月まで悔みに悩んでゐたこの融和問題も解消して、この差別問題からも別をつけやうではありませんか。今まで聲を大にして叫ばれ又お互が鬭争致しましたこの問題が、どう云ふ状態にあるか、私はかつて北支戰線に岡山縣の囑託を受けて慰問に行つて來たのであります、この慰問に行つた時に私は考へた、支那人の多くが、皇軍の行動の防げをして居つたのであります、これは何を意味するか、それは横の連絡が如何に強いかを物語つて居るのであります。融和問題が今日猶ほ残されて居つて、次の日本の國家が累卵の危きに至ることを私は恐れるのであります。(拍手)。こゝに於いて私共國民は言葉の一體ではなく、眞に心からなる所の皇國一體を實現して、皇統連綿二千六百年の歴史を守り続けねばならぬと思ふのであります。具體的に色々意見をもつて居りますが、私如きつまらない者が長々と申上げることが迷惑でありますから差控へますが、この差別の問題が解決つくならば、私は今こゝで自殺して喜んで死ぬことが出来るのであります。(拍手)。斯う云ふやうな燃ゆる熱情をもつて居ります。この融和大會に於きまして我々の強い決心を、中央からお越し下さつた高官の方々が我々のこの氣持をお汲み取り下さつて又國民にはつきり御示し下さることを切望する次第であります。

あります。(拍手)。上に立つものは飢ゑた者の空腹を満し涙する者の涙を拭ふことが政治家の責任であります。(拍手)。

又今日までの國民として、この垢を紀元二千六百年を送ると共に麗いさつぱりと拭ひ去らうではありませんか。(拍手)

熊谷議長 次は愛媛縣の成川了惠さん。

成川了惠君(愛媛縣) 私の申上げますことは既に多くの諸君より述べられたのであります、大體融和問題の解決に付きましたは、國民總動員法の實施されて居る今日、この融和問題を取上げて行くことが、政府として本當のやり方であつたと思ふのであります。運まき乍らもこの非常時局に、新體制即ち大政翼賛運動を起さねばならぬ、一億一心一丸となつてその實を擧げねばならぬと云ふことは、つまりあくまで一天萬乘の大君に盡すために我々が生きて居ると云ふことでもあります。自己を離れて大乘精神に生ると云ふ強い信念が、それを解決するものであるのであります。既に新體制大政翼賛運動は各府縣の役員が任命されて居ります。然し融和問題に熱心なる人が、恐らく全國各府縣を見ても一人も出てないと思ひます。この運動の本當の徹底を期するならば、大政翼賛運動と一體にならなければならぬと思ふのであります。それで大政翼賛會がこの運動の本當にどの部門に取り入れるか、私の知る範圍に於きましては、教育部、文化部、社會部、こゝう云ふやうな部門であります、これは文化にも大いに關係あることであります。それから教育部、啓蒙運動、精神運動にも關係がある。それから社會部の事業にも關係があります。經濟方面にも關係がある。これ等の部門に入るか或は別に融和部としてやるかどの點がいゝかと言ふことは、大いに研究がなければならぬことであると私は思ひますが、これをやると云ふことになれば、實際に理解ある皆様方今日のこの新體制下に於て、而も悠久二千六〇〇年の記念すべきこの大會に於て、これを通してやつて頂きたいと思ふのであります。又中央當局に於いてもこの大會の空氣を充分に認識されんことを望む次第であります。(拍手)

熊谷議長 次は京都の大槻太郎君。

大槻太郎君(京都府訓導) 新體制に即應する融和運動の方途如何と云ふことであります。私は少しく具體的に申上げ

さして頂きたいと思ふのであります。教育者自らお互に感謝して國民教育をすると云ふ重大なる使命をもつて居るのであります。私は過去二ヶ年間京都府何鹿郡何鹿村大野區に住居をして居りますが、最も感じたこと 經濟更生次に厚生貯金、次に少年團の實施少年達の魂を鍊ることはやがて社會人となつて日本のために盡さねばならぬと信ずるものであります。

熊谷議長 次は長野縣の高橋利重さん。

高橋利重君(長野縣) 時間が迫つて居りますから簡單に申し上げます。先き程來の各先輩の御意見に依つて、今後のこの融和事業がどう云ふ方向に進むべきかは、大體知ることが出來たことを喜ぶ者であります。然し乍ら今日の我々の考へますことは、大政翼賛運動から取殘こされることを十分に注意しなければならぬと思ふのであります。斯う云ふ意味に於きまして、今後に於ける所の融和問題は、勿論時局に即應し國策に即應する所の方策を樹てることで實際問題と切り離すことの出來ない問題であります。今日は尙ほ差別されて居る實狀であります。この部落の實際を考へたならば、どうして今この根本的解決策を樹立しなければならぬ。我が現在の部落の實情を感じて、唯所謂便乘主義に捉はれて新しい方法を考へて居るならば、やがて來るべき時代にも現在のやうな惨めな状態が残るのではないかと思ふのであります。従つて根本に於けるこの問題につきまして、今日まであらゆる方面から説いた方策が、果して現在の國策に順應するかどうかと云ふことを再検討する必要があると思ふのであります。従つて今後あらゆる方策を我々の現狀に於きまして部落の實體を完全に解決する所の方法を取り入れなければ、完全なる融和問題の解決は出來ないと思ふのであります。斯様な意味に於きまして、我々の今後の進むべき途に於いて充分生かしてかゝらねばならぬ所の重大時期に立ち到つて居ると云ふことを我々充分先づもつて知ることが大事であると思ふのであります。先づ今後に於ける方向に付きまして先き程來各先輩の言はれた通り。この肇國の精神を大理想としたる融和運動と、今日の新體制國民の組織のなかに織り込んで解決しなければならぬ政府として國家としても、當然の重大問題を如何にして解決するか、完全なる融和問題の解決は先づもつて政府

自身が政策を樹立すべきではないかと思ふのであります。(拍手)。今後に於ける我々の進むべき途は、現在の實狀をはつきり認識した上に、我々自身が益々努め又政府も自らの認識の上に、この問題を解決すべき方策を樹立されることを要望致すのであります。(拍手)

松浦勇太郎君(奈良縣大和同志會副會長) 一號より八號並に十三、十四號皆新體制下に關係ある問題でありますから本問題は厚生大臣諮問委員に附託されることを望みます。(拍手)

熊谷議長 只今の動議に御異議ございませんか。(賛成々々)の聲、拍手)。御賛成のやうですから厚生大臣諮問答申起草委員に附託致します。

2、地區外轉住に関する事項

熊谷議長 次に第九號議案。提案者であります三重縣の御説明をお願い致します。

藤井彌平太君(三重縣厚生會主事) 「地區民の地區外轉居の方策に関する件」これは從來屢々研究せられた事でありませんが、實際問題として地區民は比較的密集生活がありまして、従つて堅實な農業をやらうと思つても出來ないのであります。又労働或はその他商工業等もその活動範圍が狭く、従つて發展性を缺く場合があります。又産業、教育、文化、經濟のことを更生することが進展致しません。又これは比較的であります。人口の増加が高率でありますので、益々密集しまして誠に遺憾とするところが多いのであります。これを改善する一つの方法として、地區民の轉住或は轉出によつて一般のものと混住することが、融和事業として最も効果あることと思はれるのであります。なかには自覺した一部の人の、地區外に轉出することによつて相等に成功しつゝある者もあります。併し乍ら大部分は地區に土着して居ります。これに付きまして何とかいゝ方法を積極的に考へたならば、そう云ふ方法について承つて歸りたいと思つて居る譯であります。以上。(拍手)

熊谷議長 何か意見はありませんか。

今西今次郎君(大阪府) 私は大阪の今西と申す者であります。遺憾乍ら只今提案された事項に對して絶対反對の意見を有するものであります。(拍手)。その理由は、こゝに私自らの體驗を申上げて皆様の御諒承を得たいと思ふのであります。私は今から約二十年前地區を離れて外部に居を移し、今月まで色々な事情を拜見したのであります。現在の私自身は、外部の人から推されて市會に議席を有する者であります。私は地區外に住み、相當の信用、相當の地位をかち得たのであります。市會議長、副議長選舉問題について、私の市會に於ける態度を批難し、私の手許に投書した者があります。それを御參考までに相談致します。(投書葉書朗讀)。諸君。生を享けて以來、何等他人から畜類に例へらるやうな行爲をしたことはないであります。去る十一月十五日の市會總改選には最高の名譽を贏ち得て、四十二歳、働き盛りとして、大朝都下版に私の寫眞も掲載されました。而も私の投票者の八割までは、一般の人の投票であると確信して居ります。私が四本脚に例へられた、まさか、このテーブルの四本脚ではありませんまい。如何に外部のなかに住んでも、所詮、何かことがあると人間扱ひにされない所に、この部落の惱みがあるのであります。(拍手)(議場騒然)皆様、私は社會公共のため微力を致して居ります。又生活狀態も他人に比して何ら遜色ない私、色は黒くても顔も人に遜色ないと云ふ自惚れをもつ私が、四ツ足の畜生と言はれる、この事實から考へて私共が何時如何なる所に住つても、到底この桎梏から免れることは出来ないであります。唯これから逃れることの出来ない場合は、地區に居る他ない。お互に日本人として人間には變りはない、外部のもの、反省より他にないのであります。(拍手)。而して我々は自ら、外部の者の頑迷を打ち破るものでなければならぬと思ふのであります。(拍手)。中央よりはるばるこの大會に御臨席下さつた高官の方々、どうかこの事實を御覽下さつて、我々が國家の一員として、新體制の根本理念に立脚して巨道實踐の誠を捧ぐる爲めにこれ等頑迷なる者を取締つて頂くためには、唯、強力なる強權の發動より他ないと思ふのであります。(拍手)。本件に絶対支持の理由はこゝに存するのであります。(拍手)

(議場騒然)

熊谷議長 お靜かに願ひます。お靜かに願ひます。二九五番。

松浦勇太郎君(奈良縣大和同志會副會長) 本問題も厚生大臣諮問委員に附託(議場騒然)。

熊谷議長 靜かに願ひます。七五八番。愛媛縣。

中田純政君(愛媛縣) 此所は聖地極原でございます。御神勅の重きことを考へる時、五々條の御誓文を發布せしめて以來、こゝに七十幾歳猶ほ、今日融和問題を叫ばねばならぬと云ふこと、政治家の罪か行政官の罪か又社會民衆の罪か我々部落民の發展力の鈍き爲めか、今や百年の大計を樹て、我々は火柱となつてこの問題を解決しなければならぬと思ふ一人であります。要するに一億一心大政翼賛のその時に當つて、近衛公の聲明せられたる(議場騒然)

熊谷議長 第九號議案に關係がないやうですから、中止して下さい。次に二四三番。

森利一君(埼玉縣) 埼玉に起つた問題を申し上げます。九號議案に關係するものであります。川越市に縣會議員である水野と云ふ人があります。その人が最近に於いて同じ縣會議員から、水野は縣會議員であつてもあれは四つ足だと云はれたと云ふやうな、生々しい事實が起されたのであります。如何に我々が補佐し地區外に行つても。縣會議員になつても斯様な言葉を言はれるのであります。問題を解決されて居りませうけれども、我々はそうした問題、生々しき事實を申上げて、如何に我々が地區外に轉出しても、そうした問題は解決されないと云ふことを申上げて、九號議案に反對する者であります。(拍手)(議場騒然)

熊谷議長 次、五七番

高橋順逸君(岡山縣囑託) 三重縣提出の九號議案は、只今提案の理由を承りますと、先づ提案説明に對して嚴正なる批判を行つて見たいのであります。地區外轉住と云ふ用語に、自分の現在の社會的立場の地位を逃れて、この問題から逃れて利己的功利的の逃避を誠みやうとすると云ふことが、その説明のうちに看取されたのであります。現在の融和運動

が國民一體下の建て前に於いて臣道實踐の方向に於いて行はれ、かゝる利己的な功利的なる氣持に誘導する如き三重縣の施設者に對して、一縣の態度として疑はざるを得ないものがあります。その點再度三重縣の御説を承りたいと存じます。尙ほ私はこの地區、人口資源調整と云ふ點についての意見を申し上げますが、部落に生れた者の氣持を申し上げますと、今やこの聖期の黎明に處する日本臣民として、強く生れ變つて居ります。人がどうであらうと、こうであらうと、自分の行くべき道に向つて進み、而も地區外に或は海外に雄飛することを最も誇りとするものであります。三重縣の御説の如き功利的な意味でなく、臣道實踐の問題として人口資源の調整の問題として、地區外に進出すること最も可なりであります。大政翼賛の奉公の誠を盡す意味に於て、大陸進出これも獎勵すべきことであります。この意味に於きまして、この新狀勢に即應致しまして人口と資源の調整を圖りつゝ、そして今後の國家の要求するであらう、高度の犠牲に對應する爲めの進出ならば、兩手を舉げて賛成致したのであります。こうした嚴正なる批判の上に、三重縣の提出に對して深く考慮致したのであります。再び三重縣の御説明を承つてから考へたいと存じます。

熊谷議長 一一〇番

今西次郎君(大阪府)

賛成意見は別であります。討論裁決をお願ひ致します。

熊谷議長

二九五番から委員附託の動議もありますが、反對意見を相當あるやうであります。(議場騒然)。三重縣の方本議案を御撤回願へませんか。(拍手)

藤井彌平太君(三重縣囑託)

三重縣では、全市ではありませんが、大部分農村でありまして、殊に耕地は狭くどうして生活が貧弱であります。それで他の地に轉住した方が生活の安定を圖るためにもいゝと思へるのですが、説明に缺くところがあり、議場に混亂を來させたやうでありますので、取りあへず撤回致します。(拍手(議場騒然))

熊谷議長

それでは三重縣から撤回されました。

3、融和教育に關する事項

熊谷議長

次は第十號議案を提案致します。富山縣の御説明

本江榮吉君(富山縣横下條小學校長)「融和教育に關する徹底方策を促進し完全なる解消を策すること」。極く簡単に申し上げます。實は文部大臣の諮問事項につきまして皆様の御高見を拜聴し、殆ど盡くされた感がありますが、こゝに立つ光榮に浴したのですから一言申し上げます。本大會の眞剣なる態度、これは一時的の叫びでなくはつきりと同胞に教へる力強き運動となつて行かねばならぬと思ふのであります。(拍手)。我々は微温的に闘つてはいかん。過去に於ては微温的であつた爲めに七十年間もかゝつて今尙ほこの問題を聲を大にして叫ばねばならぬ現狀であるのであります。我々自身よりもより理解しないものに徹底するやうに、大きな力ある運動でなければならぬ。大阪府の人からの心からの叫びに非常なる感激を與へられました。もつともつと力強い運動として、この問題の解消を念願する次第であります。(拍手)

山口縣(不明)君 本協議題は、文部大臣の諮問事項と重複して居るやうでありますから、その諮問委員に合せて附託されるのが適當と思ひまして、動議を提出致します。(賛成々々)(拍手)

熊谷議長

只今の動議に御賛成のやうですから、文部大臣諮問答申委員に附託することに致します。

次に十號議案であります。これは提案者から御撤回になりました。

次に十二號議案、これも提案者から御撤回になりました。それでは先に一任されました厚生大臣諮問事項答申起草委員並に文部大臣諮問事項答申起草委員の數及び御氏名を係から朗讀致します。

(係員委員氏名朗讀)(拍手)。

熊谷議長

只今御指名申上げました委員の方は、御苦勞であります。夕食後直にお集りを願ひます。

本日は長時間に涉り御熱心に御審議を頂いて厚く感謝致します。それでは本日の會議はこれで終了致します。明日は午前九時より再會致します。

(満場拍手)

—午後五時四十三分散會—

第二日

(午前九時十分振鈴)(拍手)

六。厚生大臣諮問答申案

熊谷議長 只今より第二日の行事に移ります。先づ厚生大臣諮問事項に對する答申案に付きまして、委員長よりその結果を御報告願ひます。

厚生大臣諮問答申案起草委員長(京都府、森梁香君)(登壇、拍手) 昨日の大會に於きまして、厚生大臣閣下の諮問に對する答申並に各府縣から御提出に相成つて居ります協議題のなかで、厚生大臣の諮問に關係あります所の十協議題に對して、取纏め方を我々二十三名の委員に御依頼に相成つたのであります。考へますにそのことを御依頼になつた御趣旨は、現段階に於ける融和問題の重大事項であります。昨日お話のありましたやうに、明治維新に取残されたこの問題を、今度の維新に完全に解消し得るや否やと云ふ重大問題であると考へるのであります。従つて我々委員は、皆様の熱意を如何

に具顯するかと云ふことに付きまして、委員に御依頼を受けたことを一大光榮に考へますと共に、又一面非常に責務の重大さを痛感したのであります。我々委員一同は、昨日大會が終るやいなや委員會を開催致しまして、深更に至るまで各委員は熱心に緊張致しまして委員會を致しまして、時の移るもの知らない状態でありました。而して委員會に於きまして纏めました「案」と云ふものがありますが、これから御報告申し上げますが、皆様から大きな御依頼を受けました委員一同は誠に不敏不肖で、各位の御期待に添ひ得るや否やと云ふことを懸念致すものであります。幸に御賛成を得ましたならば委員一同は非常に光榮に存する次第であります。尙ほ委員會で取纏めました案を、本日充分に御審議願ひます爲めに、御手許に御配り致しますことが本来であります。何分委員會の終了致しましたのが深更でありまして、時間がありませんのと又誠に潜越な申分ではありますが、各位が我々委員を御信任下さつて居ることに甘えて口頭で報告させて頂きます。答申案は大體二通の案になつて居ります。先づ前文、次に後の文章、後の方は大體三つの事項に分かれて居りますが、先づ順序として前文の方から申し上げます。

「未曾有の重大時局に際會し、一億一心臣道を竭し以つて大政翼賛に邁進すべき秋融和事業をして一層進展せしむる方途は、大政翼賛運動と一環の關係に於て曩に決定せる「融和事業の総合的進展に關する要綱」の完遂を期すると共に特に、世局の推移に鑑み左記事項に留意し、總力を擧げてこれが徹底を期し、實效を收むるの要あり」

簡單に御説明申し上げます。昨日皆様の熱烈なる御意見の大部分が、大政翼賛運動、新體制運動とこの融和運動と如何なる關聯にあらねばならぬかと云ふ點が多く御議論であつたやうであります。それに付きましての御意見を簡單であります。私と思ひますに、一環の關係とはどう云ふ關係になるかと申しますと、大政翼賛運動は御承知の通り一つの精神的大運動として、政治力をもつて居る大きな運動が現に發足されつゝありますから、この運動が新なる進展を致しますとそれに伴ひ經濟方面或は政治、文化の方面に於きましても、所謂再編成と云ふものが取り上げられるのではないかと思ふ

のでありますが、この大政翼賛運動そのものが、各種の方面に於て新しい所の體制を作ると云ふことになる、そのこと、同じことが我々の融和運動の方面にもなければならぬと考へるのであります。併し乍ら目下の所に於きましては大政翼賛運動も發足したばかりであります。これからの運動であります。我々は、大政翼賛運動の融和問題解決の一つの部門を受け持つ所に一つの環した運動として、今後の融和運動を進めねばならぬと云ふ關係に於きまして、この文句を入れたのであります。次に後の文章であります。融和事業の現段階に於きまして、色々積極的に施設しなければならぬ點が誠に多いのであります。それは昨年決定致しました「綜合的進展に關する要綱」の各部門を積極的に進めることが、最もこの際必要であると存するのであります。同時にその頃と社會的狀勢が非常に變つて居りますことが、我々の運動を進める上に於て、非常に重大なる影響をもつのであります。融和事業の綜合的進展要綱を積極的に實踐すると言つても、その後變つた社會的狀勢に即應する施設を取り入れて、これから申上げる點を是非實行しなければならぬと考へるのであります。

「(一)自覺更生に關する事項、(1)、國土計畫に照應して關係部落に於ける人口並に資源の調整文化厚生施設の徹底産業の再編成を圖ること」これからの融和問題解決につきまして、各種の施設を積極的に進めねばならぬのであります。その方針は、高度國防國家の建設と照應して、關係部落に於ける人口、或は資源或は文化の問題、更生施設の問題を徹底的に施設しまして、その施設致しますことは、高度國防國家の建設と照合して、力強くこれを行ふこと、これに即應する施設をやらねばならぬと云ふことであります。二番目には

「(2)、關係部落内中小工業者の轉業に際しては、極めて困難なる實情あるに鑑み(これを捨て、置くことは出来ないから特に適切なる指導斡旋の方途を講ずること)これは昨日愛知縣社會事業協會が御提案になつて居ります所でありまして、特に中小工業者の轉業轉職問題が、非常に重大化して來たのであります。部落の産業狀態は、所謂中小工業者が誠に少くないのであります。こうした刻下の狀勢に於きましては、未だく多數が轉職轉業しなければならぬ狀勢になつて

居るのではないかと思ふのであります。これに付きまして、國家の施設であります所の、訓練所の問題或は職業輔導の問題或は更生金庫の問題等もありますが、各種の國家の施設を充分に生ずることも必要であります。特に部落の中小工業者に對して、特別な方途を講じて行ふことが必要であると存じて、これを答申事項の一つに入れた譯であります。

(3)、「國民精神の昂揚を圖り國民的資質の錬成を期すること」御承知のやうに大東亞建設と云ふ歴史的大事業を完遂するについて地區の人は、一般に率先して職域奉公の全きを期し、臣道實踐を期する氣概即ち國民精神の昂揚を圖り、國民資質の錬成を圖ることが、この際最も必要なことではないかと存する譯であります。この三つが自覺更生に關する施設事項であります。

次に二番目に教育教化に關する施設事項であります。これを二つに分けてその一つは

(1)、「時局下國民一體の實を擧げ、皇國日本の眞姿顯現に努むべく之が根帯を爲す融和教育徹底には特に留意することであり、説明は省略致します。

(2)、「大政翼賛會を通じて啓蒙教化運動を積極化し、國民各層を通じ國民生活各般に亘り、舊來の陋習を根絶し以つて國民一體の根柢を堅からしむること」大政翼賛運動は、國民總てに於いてこの融和問題を取り上げて、國民組織を通して差別觀念撤廢の精神に充分に強調して頂く、又、國民生活の諸般に涉つて、或は政治、教育、文化總ての方面に涉つて、大政翼賛會の運動を通じて、斯うした所の啓蒙運動の積極化を期したいと思ふのであります。

第三、融和事業機關に關する事項であります。これは一番大事な事項であると思ひます。この組織機關に關することを大體五項目に分けました。

(1)、「關係官廳に於ては、本事業關係の部課又は關係官を設け夫々その機能の積極化に努むること」これは特に行政方面に對して我々は要望するのであります。融和運動を進めて行く上に於いて、我々の意圖が行政方面に積極的に現れなければ、効果が充分に擧らないのであります。行政方面と融和運動との關係は表裏一體の關係であります。我々の意圖が行政

に現れ、又行政が我々を通して、その目的を貫徹すると云ふ表裏一體の關係に於いてはじめて事業を促進することが出来ると存じます。この關係に於いて行政方面を一段と積極化して頂くことが必要なこと、思つて、各關係官廳に融和に関する部、課、或は關係官を置いて頂いて、各機態の積極化に努めて頂きたいと思ふのであります。次は中央地方の融和事業團體の系統化を圖る二點は、

(2)、「中央、地方の融和事業團體の系統化を圖ると共に之を整備し、特に市區、町村機關の充實を期すること」委員會に於ては色々具體的問題が取上げられたのでありますが、こうした答申案に弾力性をもたせるために、言葉は簡單でありませんが、その言葉のなかに非常に今後の融和事業團體の組織などについて考へて居る點を一つ申上げたいのであります。現在あります所の全國の融和團體は、御承知の通り創立されてから相當な年月を経て居りますが、その間に於きまして、現下の時局に於て相當に組織の改造を觀た所もないのであります。大多數は創立當時の形態のままではなからうか、その際、中央地方の融和事業團體を、現在の國內狀勢特に新體制運動或は大政翼賛運動の起つて居ります時にこれに即應するやうな組織に改造をすることが最も必要なことではないか、その具體的のこと、致しまして、或は中央融和事業團體は地方團體との關係連絡と云ふやうなものが、今一層強化される必要はなからうか、又地方團體とそれから市町村融和實行機關との關係と云ふものが、今一段緊密に積極化される必要はなからうかと思ひます。又團體の組織機構について、果して斯うした國內狀勢に即應し、この重大なる問題を解決するやうな組織として、うまく行つて居るかどうか、こゝう云ふ問題は今後充分に検討し又考へられ、又實行されなければならぬ問題だと思ふのであります。各種の團體が、この際新しき組織に歸一すると云ふやうな方途は、今後の重大問題を解決する方法として研究、協議され、何とか善處されなければならぬ問題ではないか、これ等の整備は只今申上げたやうに、特に市町村融和實行機關の充實整備を圖ることが大切なこと、存するのであります。次に

(3)、「中央、地方の融和事業團體は夫々協議機關を設け、その機能を發揮せしめること」が、融和問題解決の一つの具體

的方法であります。協議機關を設ける、上意下達、下意上達の機關とする。大衆の意向が上に通ずるやうな協議機關を新しく作つて、大衆民衆の意圖が、充分に上の方に通ずるやうな方途を講ずる必要はないかと考へた譯であります。その次に

(4)、「中央、地方の融和事業團體は關係行政部局大政翼賛會等と連絡を緊密ならしむるため適當なる機關を設くること」これは昨日のお話にもあつたやうに我々の運動を進める上に於きまして、關係行政部局は勿論、大政翼賛運動と緊密なる連絡を圖ることが必要であることは申す迄もないのであります。それに付きまして、或は大政翼賛會のなかに融和事業に熱意をもつて居る人が入つて貰ふ、又大政翼賛會が更に積極的に、當然の仕事としてこの融和問題を取り上げてくれるやうに持ち込むことが必要である。又融和事業の機構のなかに大政翼賛會の幹部の人に入つてもらつて充分に御活躍願ふ我々の運動を今後積極的に進展せしめる爲めに、關係行政部局と大政翼賛會との連絡を一層緊密にする必要ありと存じまして、その爲めの適當な機關を設けると云ふことを、第四項として取り上げたのであります。次に

(5)、「市區町村融和機關は融和事業の綜合的實施に當ると共に市區町村常會、部落常會及町内常會の一般的運営を通じ之が促進を圖ること」國民組織の下部組織として、市區町村常會部落常會が設置されて居りまして、夫々積極的な活動をして居りますが、融和運動の下部組織と申しますか、市町村常會或は部落常會に積極的に働きかけて、市町村融和實行機關は推進力となつて行かねばならぬと云ふ重大なる事項であります。

以上の通り答申案の作製を得たのでありますが、併し乍らいよく、厚生大臣閣下に答申として出しますに當りましては厚生省に於いては、我々の意のある所熱意のある所を充分お汲みとり下さつて積極的に實現して頂くことを特に願ひしなければならぬと思ふて居ります。更に答申案に盛り込まれた所の各項目は、我々自身の手にかきまして、我々融和事業に關係して居ります者の手に於いて出來ますことは、我々の手に於いて充分これを積極的に實現しなければならぬと思ふのであります。厚生大臣に對する諮問答申案の御説明は以上只今申上げた通りであります。更に各府縣から出た協議事項のな

かで、只今答申事項と一致して居りますものは別として、それ以外に一つ二つ答申案と別に考へねばならぬものがあります。それに對して委員會の結果を御報告申上げたいと思ふのであります。兵庫縣から出て居ります「大政翼賛運動ニ於テ融和運動ヲ一層重視シ適切ナル具體對策樹立方ヲ其ノ筋ニ要望スルノ件」それから廣島縣からの「大政翼賛會ニ對シ融和問題ノ即時解決方策樹立方陳情ノ件」は一括して御報告に申上げます。眞に適切なる御提案であると存じますが、委員會に於きましても、大會の名に於て大政翼賛會に要望することに相成つたのであります。更にその方途に付きましては、本日の大會で纏める譯にいかんから、中央融和事業協會に一任して、皆様の熱意を大政翼賛會に通じて、頂くやうに致したいと思ひます。それから厚生大臣閣下諮問事項に關する意見發表のなかに、國家の強權に關する問題が出たのであります。差別的言動を取締る所の法律を作つて頂きたいと云ふやうな御意圖のやうに我々は拜察するのであります。それに付きましては、非常に重大なる問題として慎重審議致しましたが、この法律を作ると云ふ問題は、本大會だけの問題ではなく、相當古くから融和事業關係者間には研究され、そして屢々實行運動としても實施されて來たのであります。その御意見の御意圖は我々も同感であり、委員會は充分に審議致しました。併し乍ら斯うして問題に付きましては、今まで十年間色々具體的運動が實施されて、理解ある當局に於いて充分に取り上げられ研究されたが、どうしても立法技術の方面その他に於いて非常に困難であると云ふ實狀であるのであります。又假りに左様なものが出來ましても、これを取り扱ふ所の第一線の警察官その他の方々が、充分この問題に對して重要性を認め、その問題に對して理解が充分であります。されば、如何に立派なものが出來ても、その運用の點に於いて遺憾があれば何もならぬのであります。就きまして我々委員會に於いて慎重審議致しました結果、先づこの問題に對して第一線の警察官の方々に、この問題を理解せしめるやうに充分に運動するやうに、内務大臣に對して警察官教育或は各府縣の警察犯處罰令などに於いて、取り入れて貰ふやうに充致すと云ふことに、委員會に於いて決定したのであります。この大會の名に於いて内務大臣に陳情致し、内務大臣から各府縣に通牒を出して頂く、或は警察官教育にこの問題を積極的に取入れて頂く。或は警察犯處罰令に各府縣が入れて頂く

と云ふやうに陳情致し、我々の希望が必ず實現するやうに努力すると云ふことに決定致しましたが、この點を御諒承願つて置きたいと思ふのであります。大體以上が委員會の決定であります。皆様の御熱心なる御意見に對し我々眞に不敏であります爲めに充分に御期待に添ふことが出來ないことを恐れるのであります。幸に皆様の御賛成を得ますならば誠に幸に存じます。(拍手)

熊谷議長 六六六番。

山本利平君(山口縣)——只今厚生大臣諮問に對する答申案作製の經過等について委員長から報告がありました。

熊谷議長 一寸待つて下さい、時間がありませんから登壇せず自席でお述べ下さい。尙ほ私は厚生省側として一言申し上げたいのであります。本大會に厚生大臣より斯くの如き諮問がありましたのは、昨日生活課長より申上げました如く、目下國家は誠に非常時に直面して、本當に舊來の陋習を打破して國民一體の成果を上げればならぬ、大政翼賛運動は發足致しましたが、この運動を取り上げることが必要であると云ふこの大會の皆様の御意見は充分に拜聴致しましたし、只今委員長の報告通り御決定がありましたならば、單に大會ばかりでなく、これを實行することが肝要であります。この大會の空氣は厚生大臣或は平沼會長、平沼さんは今度大臣になられたのであります。その他關係と連絡を執つて實行を期したいと思つて居ります。厚生省側として一言申上げて置きます。それでは只今申上げましたやうに時間がありませんから自席から。

高橋順逸君(岡山縣融和事業協會主事) 只今、委員長から御報告がありました。この案に盛られた所の文字の美しさに眩惑されて、これに満足してはならないのであります。(拍手)。要はこの案に盛られた精神が、實際運動として全國民に展開しなければならぬのであります。國家の今日の現状は一日一刻たりとも現状肯定的イデオロギーに立つことが出來ないのであります。その意味に於きまして、私共はこの大會が強力なる答申案の實行を欲する。これを實行することその爲めに繼續的の委員會を形成して、それは我々の下部から盛上る力として實行に移して頂きたいのであります。

熊谷議長 六〇七番

原井友吉君(廣島縣) 只今の提案に付け加へて申し上げます。各府縣の團體より推薦致します所の委員を以つてその委員に實行を繼續的に依頼すると云ふ事にお願致します。

熊谷議長 六六六番。

山本利平君(山口縣一心會評議員) 元より厚生大臣閣下に對する答申案については、委員各位は慎重審議されたことを我々は厚く感謝するものであります。而して報告された内容をお聞き致しますと、我々衷心より賛成するものであります併し乍ら昨日以來、各位の意見發表を我々拜聴致しまして、現下我が國の狀勢に於きまして、最も重大問題として即ち高度國防國家の建設と部落問題との關係と云ふ點について、私共疑問を持つ點があります。この部落問題の完全解決の根本目標として、我々は今國內新體制に即應して、部落内の問題の基本的解決の要點が、我々自身先づ部落民自身の立場に於いて反省しなければならぬ多くのものがあるが、高度國防國家建設に障害となるものが、現在の部落間に存在するものをどうするか、この點について答申案に於いて我々の反省と云ふ點が缺けて居るやうに思ふのであります。而して委員長の報告によりますと、融和團體の統合と云ふことを言はれたのであります。色々全國の融和團體の統合については、衷心賛成致すものであります。然し今日の融和團體が反省しなければならぬ點は何處にあるか、それは融和團體自身の性格で個人主義的自由主義的であると云ふことである、これによつて色々の團體が、今日この時局の進展に即應しない多くのものがあり、現在の融和團體に飽足らない點があるやうに思はれるのであります。この點に付きまして私は、新體制運動實踐としては京都案より具體的にこの問題の解決進展に大きな寄與を廣すものと信ずるものであります。委員會に於きまして、斯う云ふ點を非常に取上げられなかつたのではないか、靴下搔痒の感があります。私はこの點に於いて、委員長は今一應再考して頂くことが出来ないかと思ふ次第であります。(拍手)。

(議場騒然)

熊谷議長 お靜かに願ひます。六六六番。

姫井伊介君(山口縣一心會評議員) この融和運動は、高度國防國家の建設に對する國策として認めて頂きたいと思ひます。それでなければ力がありません。先づこれが重要な國策として認められたならば、或は恐らく會長閣下も御臨席下さつたであらうと思ふのであります。次に字句に捉はれるやうであります。問題の本質上、厚生大臣諮問事項に付きまして融和事業を一層進展せしむるの要ありとありますが、私共の要望は、融和事業はこの重要な機會に於いて、解消しなければならぬと思ふのであります。(拍手)。然るに解消せしめる爲めの進展であります。その進展の爲めに、何か力がなければ従來の綜合計畫が要望され色々立派な方法が並べられても、進展促進する所の新しい力をもたねばならぬ、然もこの仕事は多くの人は、一般の人が理解がないと言つて居りますけれども、それも事實であらうが、その一般の人の無理解の上にも、今までも本當に理解して居るだらうが、本當に徹底した理解が上の方、國務大臣にあれば、今日までこんな問題が残つてない譯で(拍手)あります。私は委員長長の報告に反對ではありません。賛成であります。斯の如き希望をつけるのであります。次は現在忠勇無比なる皇軍將士にも部落出身の人も多い譯ですが、この軍部内に於いては、いまはしき事象が起つて、あることは御承知の通りであります。これを軍部に言へばそれは社會問題であつて軍隊に於いては差別問題は取上げるべきものでないと思ふお話であります。現實の問題として今のまゝでは、果して東亞の聖業の完遂に差支ないであらうか。(拍手)この際軍部でも考慮を願はねばならぬ、即ち新しく入營する人に對してだけでも差別的言辭を使はないやうに、我々から呼び掛ける要があると思ひます。次はこの運動の中央地方の融和團體の系統化について御報告がありました。これを一歩進めて、全國一本としたい(拍手)、最初お話があつたやうに、寧ろ分裂傾向があると云ふことは誠に憂ふべきことでもあります。何故これが一本にならないか。これはどうしても一本として協力するものでなければならぬ。致しましたならば、この運動完成の爲めに、宮殿下を總裁に戴くことが出来るかも知れないのであります。(拍手)。今の状態ではそれが出来ない。地區内に於ける教育の問題或は經濟の問題などは、政府で積極的の計畫を以つてやつて頂け

ばい、が、この融和問題因習打破差別觀念の撤廢に付きまして、もつと一元化した強力なものは、而も宮殿下を總裁に戴けば僅かに二三年でもつて、この運動は徹底することが出来たのであります。私共は二千六百年までに、この運動の完全解決を目標にして居つたが出来なかつた。時は紀元二千六百年、所は肇國聖業の聖地、集つて居る者は國民融和事業に精進する行者であります。私が只今申上げたやうな希望を以て一體となつて進むならば、融和事業の解決は期して俟つべきものがあります。私共はこれを心に置いて、委員長の報告に對し賛成して、希望を申上げた次第であります。(拍手)

熊谷議長 時間がありませんが。

嵐部壽太郎君(高知縣) 私は委員長の報告に賛成致しますが、一言希望条件を以つて居るものであります。本大會は融和事業團體大會でありますが、殊に融和團體強化と系統的整備に付きましては、一步も融和團體から外に出て居りません。然るに今日の融和事業進展強化の問題は、單に融和團體の統合、強化のみで問題は解決すべきでないと思ひます。部落問題の解決の爲めに、多年血を流し投獄されたものも多々あるのであります。その水平社も解消したのであります。これと大同團結することが融和問題解決の近途ではないかと考へるのであります。融和團體統合強化は、斯うした各方面の野にあるものを拾ひ上げることであります。尙ほ強權發動に付きまして、内務大臣から訓令を發して戴くと云ふのであります。今一步進めて差別取締の法律を制定して戴きたい。一億一心の叫ばれて居ります今日、高度國防國家の建設を叫ぶ今日、今尙ほ差別事象が存在する現状であります。法律を制定して差別は罪惡なりと云ふ指導を國民に示さなければ、我々第一線に立つて幾ら叫んでも何もならない、現に高知縣に於きまして、一家から六人の兄弟を戦線に送つた名譽の一家に對して、村内の人は何と言つたか、「あれは特殊部落民である」と言つた者がありました、國家の爲め身命を堵して戦つて居るものに對して、斯うした差別言辭を弄するやうな現状に對して、強權を發動してこれを取締ること果して少數民に對する利益保護であらうか、これを考へる時に、強權發動し法律制定以外、何の方法もない。(拍手)

熊谷議長 簡單に願ひします。

嵐部壽太郎君(高知縣) ではこれで終ります。(拍手)

栗原積君(群馬縣融和會理事) 一言申し上げます。この強權發動に對しては群馬縣は賛成であります。委員長の御報告を拜聴致しますと、法律を出してもこれを取り扱ふ警官に、理解がなければ駄目だと言はれたが、そう云ふやうな警官が、日本にあるだらうかと云ふことを委員長はお考へ願ひたい。この大會に參る時に我々非常な覺悟をもつて來た。神武天皇が御來征されたのは……

熊谷議長 未だ御發言の方が澤山あるやうですが時間がありませんから。

杉本繁吉君(福岡縣親善會支部幹事) 私は本大會の名に於いて、各融和團體は速刻統合の決議をして頂きたい。(拍手)

今西今次郎君(大阪府) 私は委員長長の報告に對して絶対に不満を表明するものであります。併し乍ら一旦委員にお委せした以上、本日は忍ぶべきであらうかと思ひます。私の氣持は大體六六番(姫井伊介)さんの意見と大同小異であります。私共、本日は紀元二千六百年を奉祝する爲めに來たのであるから、今日はこのまゝ、忍んで頂きたい併し乍ら我々は、委員にお委せした以上、委員も多數の一、〇〇〇名に近い意見を織り込むことも無理であらうから、本日、委員にお委せしてその動向を見定めて我々又考へたいと思ふのであります。(拍手)

熊谷議長 時間がありませんから、只今の厚生大臣の諮問に對する答申案に付いて、委員長の報告通り決定致したいと思ひますが、御異議ございませんか。(拍手)。それでは多數の御賛成と認めて、委員長の報告通り決定致します。(拍手)

尙ほこの問題は單に答申されても、それが實行されるかどうかと云ふことが重要な問題であります。又只今御決定になつたことは抽象的問題であります。これを實行するに付きましては、更に各方面の具體的の意見を聽く必要があらうかと思ひます。従つてその他の事項に付きましては、如何なる方法に依つてこれを實行するか、その實行の具體的對策を如何するか、それは議長として何かの方法で考へたいと思ひますが、そう云ふことは議長にお委せ願ひたいと思ひます。(拍手)

七、文部大臣諮問答申案

熊谷議長 次は文部大臣の諮問に對する答申案について、委員長の御報告を願ひます。

文部大臣諮問答申案起草委員長(鳥取縣牧田春太郎君)(登壇、拍手) 文部大臣諮問並に富山縣提出の第十號議案を併せて二十名の委員が審議致しました結果を御報告致します。陛下の赤子を世界無比の力ある皇國民に教育することは誠に國家百年の大計であります。教育に關係する者が、非常なる精神を要することは言を俟たぬのであります。又封建の昔から明治、大正、昭和の今日まで、この融和教育をせねばならぬことは非常に残念であります。又時局下最も肝要なることであると考へます。殊に文部當局に對して我々が希望する所は山々ありますが、昨日來の立派なる方々の、熱烈なる御意見を拜聴し、又この大會に流れて居る眞劍なる御意向を考へて、我々二十名の委員が慎重審議致しました結果が次に朗讀致しますやうな答申案を得たのであります。

(別掲文部大臣諮問答申案朗讀)

以上でありまして、内容に付きまして御説明申上げる筈であります。時間の關係上省略致しますが、満場の皆様御賛同あらんことを切望して報告と致します。(拍手)

熊谷議長 文部大臣諮問事項に對する答申案は只今、委員長から報告がありました。この問題に付きましても皆様御發言の方が多數あらうと思ひますが、時間の關係上次の行事もありますため、御許を頂いて委員長の報告通り決定致したいと存じますが、(拍手)。それで御異議ないものと認め、委員長報告通り決定致します。

議長と致しまして最後に御挨拶申上げます。二日間に亘つてこの非常に重大な重要な問題について、極めて眞面目に極めて御熱心に御審議願ひましたことを深く感謝致します。尙ほ議長は極めて未熟でありますのに拘らず、皆様の御援助に依つてこの重責を完う致しました點に付いても、厚く御禮を申上げます。この意義深き紀元二千六百年、世界の大轉換期

に當り皇國の使命いよゝ重大なる折柄、一億一心の礎をなす國民融和解決の爲めの劃期的の答申並に決議を得たことは國家のため誠に慶祝に堪へない所であります。この會期を通して、熱心に御主張になりました點に付きましては、私と致しましても出来るだけ努力を致したいと考へる次第であります。(拍手)。熱心なる御審議を頂いたことを、深く感謝致しますして議事を終ります。(拍手)

(午前十一時)

第五章 大會整理

一 陳情

大會に於て中央融和事業協會に一任せられた内務大臣に對し差別言動處置に關する陳情並に大政翼賛會に對し國民融和運動に關する陳情については、其後關係方面と協力して慎重審議の結果左記の通り決定して昭和十六年一月十四日付を以て夫々陳情した。

1、内務大臣ニ對シ

差別言動處置ニ關スル件

現下我國當面ノ喫緊事タル融和問題ノ解決ニ關シテハ從來官民共力各種施設ヲ講ジ來リシト雖モ多年ニ亘ル陋習ハ容易ニ除キ難ク不合理ナル差別事象今猶其ノ後ヲ絶ツニ至ラザルハ洵ニ聖代ノ恨事トイハザルベカラズ吾等ハ夙ニコレガ解決ノタメ或ハ偏見打破ノ啓蒙運動ヲ展開シ或ハ關係部落ノ自覺更生ニ力ヲ致スト共ニ他面差別言動絶滅ノ爲法規ニヨルコレガ取締ヲ要望シ曩ニハ差別言動取締法制定ニ關スル請願ヲ貴衆兩院ニ提出シコレガ採擇ヲ見又警察犯處罰令中ニ之ヲ規定セラレンコトヲ其ノ筋ニ陳情スル等十有餘年コレガ實現ニカメツ、アリ

今ヤ支那事變勃發以來四年愈々強固ナル國內體制ノ要請セラル、秋統後ニ於テ頻々トシテ差別事件ノ惹起シ甚シキハ護國ノ英靈ニ對シテサヘ問題ノ發生ヲ見ルアリコレガ民心ニ及ボス影響ノ甚大ナルヲ察スルニ本問題解決ノ要極メテ緊切ナルモノアリ而シテ之ガ解決ノ方途固ヨリ多岐ナリト雖モ過去ノ成績ニ鑑ミルニ中央地方ノ行政各部門ニ於テ考慮セラル、ヤウ切望ニ堪ヘザル所ナルモ就中警察行政ニ於テ十分ナル御理解ノ下ニ一層積極的ニ指導協力援助ヲ得ルハ本問題解決促進上極メテ有效ト

思料セラル、ヲ以テ時局ニ對處シテ眞ニ遺憾ナキヲ期スルヲ特ニ左記事項ニツキ御配慮相成度茲ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ノ決議ヲ以テ及陳情候也

記

- 一、差別言動ニ對シ取締ノ方途ヲ講セラレタキコト
- 二、警察官ニ對シ融和問題ニツキ充分ナル理解ヲ促スタメ警察官教育ノ上ニ特ニ留意セラレタキコト
- 三、警察官ニ對シ趣旨ノ徹底並ニ取扱ヒニツキ特ニ訓令ヲ發セラレタキコト

2、大政翼賛會事務總長ニ對シ

國民融和運動ニ關スル件陳情

茲ニ高度國防國家體制ノ完成ヲ期シ大政翼賛運動ノ發足ヲ見一億同胞ヲシテ大政翼賛ノ臣道實踐ヲ完ウセシムベキ強固ナル國民組織ノ確立ニ邁進セラレツ、アルハ邦家ノ爲慶賀ニ堪エザルトコロナリ今ヤ國民生活各領域ニ於テ速カニ新體制確立ヲ要請セラルル秋、其ノ國民組織ノ成立ヲ妨グルガ如キ國民差別ノ陋習ノ遺存スルハ誠ニ遺憾ナリト謂ハザルベカラズコノ陋習タルヤ國民各層ヲ通シ生活各般ニ亘リ根強ク瀾漫シ國民相互間ノ相剋摩擦ヲ招來スルガ如キ實情ニアリ如斯ハ管ニ一部同胞ノ不幸タルノミナラズ大東亞共榮圈ノ根柢タルベキ民族協和ヲ害フノ基因トモナルベク眞ニ深憂ニ堪エザルナリ

融和團體ハ夙ニ差別的偏見ノ芟除ヲ希シ或ハ啓蒙運動ヲ展開シ或ハ「融和事業ノ綜合的進展ニ關スル要綱」ヲ確立シテ國民融和ノ完成ニ努メ來リシガ支那事變勃發スルヤ時局ノ重大性ニ鑑ミ右要綱ニ改訂ヲ加ヘ肇國ノ大義ニ基キ國民一體ノ實ヲ舉グルヲ以テ根本精神トシ皇國日本ノ眞姿ヲ顯現シ大東亞共榮圈ノ建設ニ即應センガタメニ國民生活各般ニ亘ル舊來ノ陋習ヲ根絶シ以テ全一體ノ成果ヲ招來スベク計畫的組織的ニ強力ナル進展ヲ期シ今日ニ及ベリ

之ヲ按ズルニ國體ノ本義ニ基キ國家國民ノ總力ヲ集結シ一億一體臣道ヲ實踐セシムベク國民組織ノ確立ヲ目標トセラル、大

政翼賛運動ハ其ノ精神ニ於テ國民融和運動ト全ク合致スルモノニシテ融和團體ガ究極ノ目的トスル國民一體ノ實ヲ舉グルハ即チ貴會ノ目的達成ニ資スル所以ニシテ融和事業關係者ノ大政翼賛運動ノ進展ニ期待スル所亦極メテ大ナルモノアリ是ヲ以テ翼ハクベ貴會ニ於カレテハ本問題ノ特質ヲ十分御理解ノ上直接ニ之ガ解決ニ當ラル、ト共ニ融和運動ヲシテ大政翼賛運動ト一環ノ關係ニ於テ獨自ノ機能ヲ遺憾ナク發揮セシムル様深甚ノ御配慮相成度茲ニ紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會ノ決議ニ基キ及陳情候也

一、融和事業の新體制要綱

大會に於ける厚生大臣諮問事項の決議は、其の後中央融和事業協會に於て厚生大臣に答申したが、右決議の趣意に基づき融和事業新體制の確立の急務なるを痛感し中央融和事業協會は更に一月二十八、二十九の兩日厚生省に於て全國融和事業協議會を開催して慎重審議した後、左記委員を選び之に一切を委託した。

- (東京) 安藤 專哲 (埼玉) 坂木 寛一 (群馬) 上井 致 (長野) 鈴木 鳴海
- (富山) 山本 源次 (京都) 森 梁香 (兵庫) 木村 堯 (奈良) 吉本勝太郎
- (和歌山) 藤範 見誠 (大阪) 河上 正雄 (廣島) 上松 光雄 (島根) 山本文太郎
- (山口) 稗田 實言 (大分) 東山 範明 (佐賀) 原 猶次 (福岡) 眞鍋 博愛
- (徳島) 長谷部 豊 (愛媛) 福井宇之助 (真心會) 平原 見親

右委員は翌三十日社會事業會館に於て審議し、安藤氏を委員長とし、特に上井、鈴木、森、藤範、稗田、東山、福井の八氏を特別委員として起草方を一任して散會した。特別委員は二月九、十、十一の三日間霞ヶ關中央ホテルに、全員合宿籠城し晝夜兼行に十一日紀元節當日には早朝明治神宮に拜跪して、最後の案を決定し、これを二月二十三、四日兩日厚生省に開催せる委員會に於て更に審議を重ね遂に左記の通決定を見た。

融和事業新體制要綱

融和問題ノ解決ハ皇國日本ノ眞姿ヲ顯現シ高度國防國家體制ノ根柢ヲ培フ所以ニシテ全國民ハ齊シク之ガ解決ニ邁進セザルベカラズ之ガ爲メ中央並地方ノ行政廳ニ於テハ本事業ノ重大性ニ鑑ミ夫々其ノ機能ノ積極化ヲ圖ルト共ニ融和運動トシテハ國民組織確立ノ爲發足シタル大政翼賛運動ノ強力ナル進展ニヨリコレガ解決ハ期セラルベキモ現下ノ實情ハ今暫ク融和運動機關ヲ存置セシムルノ要アルヲ以テ新ナル創意ニヨリ左記融和事業ノ新體制ヲ確立シ皇運ヲ扶翼シ奉ラントス

記

一 行政機關ニ關スル事項

- 1 關係省ニ一課ヲ設クルコト
 - 2 中央關係官廳ニ於テハ專任指導官ヲ設置スルコト
 - 3 專務職員ヲ新設並増置スルコト
 - 4 地方廳ニハ更ニ關係職員ヲ増置スルコト
 - 5 市町村ニ指導職員ヲ設置スルコト
 - 6 從來ノ融和團體ニ於ケル事業的の部面ハ各行政機關ニ於テ之ヲ行フコト
- ニ 運動機關ニ關スル事項

(一) 基本方針

- イ、國民運動トシテノ推進力タル機能ヲ發揮セシムルコト
- ロ、關係各行政廳ト表裏一體ノ關係ニ置クコト
- ハ、大政翼賛會ト一環ノ關係ニ置クコト

(二) 機關ノ名稱

本機關ノ名稱ハ

ト稱スルコト

(三) 機關ノ組織

甲 系統ニ關スル事項

中央機關ハ其ノ統制下ニ府縣單位ニ支部ヲ設クルコト
府縣支部ハ〇〇府縣本部ト稱シ市(區)町村ニ推進力タル機關ヲ設クルコト
但シ必要ニヨリ概ネ府縣機關ニ準シ郡市(大都市)ニ支部ヲ設クルコト

乙 構成ニ關スル事項

一 執行機關

- 1 中央機關ハ左ノ構成ニ據ルコト
理事 監事
理事 監事ハ關係行政部局ノ關係官、大政翼賛會關係者、關係各種團體關係者、地方機關關係者其他適當ナルモノヨリ選出スルコト

2 地方機關ハ左ノ構成ニ據ルコト

本部長 副本部長 理事
本部長ニハ知事ヲ副本部長ニハ學務部長並適當ナル者ヲ、理事ニハ府縣關係部課長、大政翼賛會關係者、關係各種團體關係者、郡市町村機關々係者其他適當ナルモノヲ府縣本部長ノ内申ニヨリ中央機關之ヲ委嘱ス

3 市(區)町村機關

町内會、部落會ノ基礎ノ上ニ立チ市(區)町村ヲ中核トスル組織ヲ構成シ其ノ構成員ハ市(區)町村長内申ニヨリ府縣

本部長コレヲ委囑ス

二 聯絡機關

但シ地方ノ實情ニ依リ大政翼賛會ノ市區町村支部又ハ特設シタル委員會コレヲ行フコト
中央機關ニ於テハ關係行政廳及大政翼賛會並關係各種團體トノ緊密ナル聯絡ヲ圖ル爲當該機關ノ關係者ヲ參與ニ委囑スルコト

三 協議機關

1 中央機關

中央地方ノ聯絡ヲ圖リ上下達意ノ機能ヲ發揮セシムル爲協議員ヲ設クルコト
協議員ハ各府縣本部長ノ推薦シタルモノニツキ中央機關コレヲ委囑スルコト
但シ各府縣三名以内トス

2 地方機關

上下達意ノ機能ヲ發揮スル爲協議員ヲ設クルコト

協議員ハ郡市(區)町村機關ノ推薦シタルモノニツキ府縣本部長コレヲ委囑スルコト

(四) 事業

1 中央機關ハ其ノ目的ヲ達スル爲調査、研究、企劃、指導、獎勵等ヲナスコト

2 地方機關ハ中央機關ニ準ジ適當ナル事業ヲ行フコト

(五) 機關ノ經費

1 中央機關ノ經費ハ厚生省其他關係各省ノ獎勵金、補助金及寄附金並其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルコト

2 地方機關ノ經費ハ府縣及中央機關ノ獎勵金補助金及寄附金並其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルコト

3 郡市(區)町村機關ノ經費ハ市町村及府縣本部ノ獎勵金、補助金及寄附金並其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルコト
(六) 其他
從來ノ友誼團體ト稱セル融和團體ニ對シテハ中央機關ニ於テ適當ナル方途ヲ講ジ聯絡提携ヲ圖ルコト

緊迫セル刻下ノ實情ニ鑑ミ右新體制確立ノ爲メ速ニ左記事項ノ實現ヲ期ス

- 一 主務省ハ本案實現ノ爲メ萬全ノ努力ヲ拂ハレタキコト
- 二 同趣目的ヲ持ツ融和機關ニ對シテハ之レガ一元化ヲ圖ル爲主務省ニ於テ速ニ適當ナル方途ヲ講ゼラレタキコト
- 三 大政翼賛會ハ積極的ニ本運動ニ努力セラレタキコト

第六章 大會一覽

一 大會日程

第一日 十二月十日(火曜日)

一、開會式 (午前十時)

於建國會館

開式ノ辭

宮城遙拜

默禱

君が代奉唱

紀元二千六百年紀元節ニ賜リタル詔書捧讀

會長式辭

厚生大臣告辭

祝辭

內閣總理大臣

宮內大臣

內務大臣

文部大臣

大政翼贊會事務總長

紀元二千六百年奈良縣奉祝會會長

紀元二千六百年頌歌齊唱

閉式ノ辭

一、參拜 (午前十一時)

樞原神宮、畝傍御陵

(中食)

一、胸像贈呈式 (午後一時)

二、議事 (自午後一時三十分至午後五時)

議長、副議長選舉

宣言、決議

厚生大臣諮問

文部大臣諮問

協議事項

第二日 十二月十一日(水曜日)

一、議事 (午前九時)

於建國會館

諮問答申

協議事項

講演 (午前十時)

「肇國の大義」 吉田茂氏

第六章 大會一覽

萬 歲 三 唱 會 (正 午)

(中 食)

一、物故功勞者慰靈祭(午後一時)

於建國會

二 加盟團體

融和團體名	所 在 地	融和團體名	所 在 地
中央融和事業協會	東京市麴町區霞ヶ關三ノ三	山梨縣共愛會	山梨縣廳內
茨城縣社會事業協會	茨城縣社會課內	長野縣同仁會	長野縣廳內
下野 昭 和 會	栃木縣社會課內	岐阜縣社會事業協會	岐阜縣廳內
群馬 融 和 會	群馬縣社會課內	靜岡縣社會事業協會	靜岡縣社會課內
埼玉縣社會事業協會	浦和市高砂町三ノ三七ノ一	愛知縣社會事業協會	愛知縣社會課內
千葉縣社會事業協會	千葉縣社會課內	三重縣厚生會	三重縣一志郡久居町
東京府社會事業協會	東京市麴町區丸ノ内三ノ一	滋賀縣昭 和 會	滋賀縣社會課內
神奈川縣青 和 會	神奈川縣社會課內	京都府親 和 會	京都府廳內
新潟縣社會事業協會	新潟縣社會課內	大阪府公道會	大阪府廳內
富山縣大和會	富山縣社會課內	兵庫縣清 和 會	兵庫縣社會課內
石川縣融和事業協會	金澤市廣坂通二	大 和 同 志 會	奈良縣廳內
福井縣親和會	福井縣社會課內	和歌山縣同和會	和歌山縣廳內

鳥取縣一心會	鳥取縣社會課內
島根縣和敬會	島根縣社會課內
岡山縣社會事業協會	岡山縣廳內
廣島縣共鳴會	廣島縣廳內
山口縣一心會	山口縣廳內
德島縣融和團體聯合會	德島縣社會課內
讃岐 昭 和 會	香川縣社會課內
愛媛縣善鄰會	愛媛縣社會課內
高知縣公道會	高知縣廳內

福岡縣親善會	福岡縣社會課內
長崎縣誠心會	長崎縣社會課內
熊本縣昭 和 會	熊本縣社會課內
大分縣親 和 會	大分縣社會課內
鹿兒島縣社會事業協會	鹿兒島縣廳內
聖 訓 奉 旨 會	東京市赤坂區氷川町三三
本派本願寺一如會	京都市本派本願寺內
大谷派本願寺眞身會	京都市大谷派本願寺內

三、厚生大臣諮問事項

諮 問

紀元二千六百年ニ方リ戰時下社會情勢ノ動向ニ鑑ミ融和事業ヲ一層進展セシムルノ要アリト認ム
仍テ之ガ方途ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ
昭和十五年十二月十日

紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會

厚生大臣 金 光 庸 夫

說 明

光輝アル紀元二千六百年ニ方リ内外ノ情勢ヲ洞察スルニ我國ハ今ヤ總力ヲ舉ゲテ聖戰目的ノ完遂ニ邁進スベキ秋ニシテ舊

來ノ陋習ヲ打破シテ國民一體ノ成果ヲ期シ融和事業ヲ一層進展セシムルノ要アリト認ム
仍テ茲ニ其ノ會ノ意見ヲ求ムル次第ナリ

四、文部大臣諮問事項

諮問

紀元二千六百年ノ記念スベキノ秋國體ノ本義ニ鑑ミ愈々國民一體タルノ實ヲ舉ゲ以テ時局ニ對處センガ爲融和教育ヲ一層徹底セシムル具體の方途如何

昭和十五年十二月十日

文部大臣 橋田 邦彦

五、各府縣提出協議題

- 一、新體制ニ即應スベキ融和運動ノ方策如何 (京都府)
- 二、融和事業ノ新體制ニ處スル方策如何 (神奈川縣)
- 三、大政翼賛運動ニ即應セル融和促進運動ノ具體的強化方策如何 (茨城縣)
- 四、融和事業ノ團體刷新擴充ニ關スル件 (岐阜縣)
- 五、融和事業ヲ國策トシテ國民運動要綱ヲ標榜シ其ノ徹底強化ヲ策スルコト (富山縣)
- 六、新體制下ニ於ケル融和運動ハ如何ニアルベキカ (岡山縣)
- 七、國家新體制下ニ於ケル融和促進積極方策如何 (佐賀縣)

- 八、大政翼賛運動ニ於テ融和問題ヲ一層重視シ適切ナル具體對策樹立方ヲ其ノ筋ニ要望スルノ件 (兵庫縣)
- 九、地區民ノ地區外轉住ノ方策ニ關スル件 (三重縣)
- 一〇、融和教育ニ關スル徹底方策ヲ促進シ完全ナル解消ヲ策スルコト (富山縣)
- 一一、建國記念日ヲ國民融和日トスルノ件 (山口縣)
- 一二、神社氏子問題解決ノタメニ強權ノ發動ヲ其筋ニ要望スルノ件 (兵庫縣)
- 一三、戰時統制經濟下ニ於ケル中小商工業者ノ生活安定ニ關スル件 (愛知縣)
- 一四、大政翼賛會ニ對シ融和問題即時解決方策樹立方陳情ノ件 (廣島縣)

六、役員

大會々長	財團法人 中央融和事業協會會長	男爵 平沼騏一郎	同	社會課長	加藤 三郎
同副會長	奈 良 縣 知 事	山内 逸造	同	財團法人 中央融和事業協會常務理事	菊山 嘉男
總 務	奈 良 縣 學 務 部 長	中川 金三	同	參 事	下村春之助

七、係員

一、議事竝式典係	東京府社會事業協會	安 藤 專 哲	鳥取縣一心會	牧田春太郎
京都府親和會	森 梁 香	大和同志會	德島縣融和團體聯合會	吉川吉治郎
兵庫縣清和會	木 村 堯	長野縣同仁會		長谷部 豐
				鈴木鳴海

山梨縣共愛會	小田切義廣	中央融和事業協會	牧哲男
滋賀縣昭和會	郷間源一郎	同	山幡悟
廣島縣共鳴會	上松光雄	一、庶務會計係	上田末市
鹿兒島縣社會事業協會	小笹進	奈良縣	島田嘉助
奈良縣	村田不見雄	同	吉本勝太郎
同	鎌田憲亮	同	細井晴雄
同	松原茂治	同	川口健二郎
同	平原惠庸	同	中川義雄
同	小林光子	同	福島正雄
同	野崎君子	中央融和事業協會	豐島定一
同	川口テイ	一、救護案内係	長野武次
同	山口旭子	奈良縣	野本林造
中央融和事業協會	一番ヶ瀬勇	同	山崎武雄
一、記録係	野尻直冬	同	中島福義
奈良縣	喜田藤松	同	
同	吉田留三郎	同	

八、參會者氏名

東京府	東京府社會課	社會事業主事	安藤專哲	同	屬	藤村重二
同	同	書記	羽田章	同	親和會主事	阪口眞道
東京府社會事業協會元八王子村隣保館	主事	補古賀英利	同	同	市社會部長	漆葉見龍
東京府社會事業協會融和部	帶務委員	中村至道	同	主	事	松島吉之助
同	同	松山主計	同	屬	屬	根坂芳朗
東京市淺草區今戸一丁目	同	深川武	同	村	村	長久保秀治
東京市世田ヶ谷區喜多見町	同	鈴木保	同	區	區	長松岡仁之助
東京府南多摩郡元八王子村	同	山中幸吉	同	住	住	職岡橋憲榮
同	同	南多摩郡堺村	同	郡支會副會長	郡支會副會長	鷲山諦嚴
同	同	北多摩郡昭和田	同	更生會會長	更生會會長	關東利三郎
京都府	京都府社會課	社會課長	植田源一	同	郡支會幹事	坂口宗道
同	同	社會事業主事	森梁香	同	協議員	西村重吉
同	同	同	同	同	洛南融和會幹事	竹內源太郎

南桑田郡野條	區	長	高木喜平次
南桑田郡種田野村	同	前田敷之助	
船井郡富本村	郡青年更生聯盟幹事	平井房次郎	
船井郡高原村上豐田	協議	員 平井 秀一	
何鹿郡以久田村大橋	小學校訓導	大槻 太郎	
福知山市天田	支會副會長	山本龜太郎	
福知山市上野	區	長 大垣良三郎	
天田郡菟原村	方面	委員 山本勇治郎	
天田郡下六人部村	實行組合	長 大西政右衛門	
天田郡下六人部村	方面	委員 松本 庄吉	
同 上川口村	區	長 吉田佐十郎	
同 金谷村	區	長 衣川佐喜次	
東舞鶴市行水	市會議	員 大塚 勝藏	
同 八條三笠角	小學校訓導	員 吉澤 久次	
舞鶴市福來	市會議	員 大機藤次郎	
與謝郡日置村二九〇四	區	長 井戸本助左衛門	
中郡長善村善王寺	住	職 木本 正敏	

竹野郡鄉村御堂	更生委員長	中田 眞教
竹野郡豐榮村成願寺	支會評議員	山口 金藏
熊野郡上佐濃村佐野乙	區	長 植田千代藏
京都市西洞院正面	市融和教育研究會長	折井 守次
京都市東九條陶化京都市	校	長 伊澤 貞壽
京都市下京區東七條	更生委員	員 菱野 貞次
同 下京區東七條崇仁小學	視學委員	員 中島源三郎
同 東七條須原通	更生委員	員 池岡幸次郎
同 東七條西ノ町	同	渡邊豐治郎
同 鹽小路通河原町西	融和聯合會理事	熊野喜三郎
同 上京區鷹野北町	同	野口 西道
同	更生委員	員 藤川 良藏
同 伏見區兩替町	同	後藤 安吉
同 十一丁目	融和聯合會理事	河上 利治
同 竹田狩賀町	更生委員	員 榊井 安雄
同 深草加賀屋敷	協議員	員 佐野信三郎
同	更生委員	員 小森 助八

左京區田中西河原町

同	同	丸木由次郎
同	同	松下源三郎
同	同	川井 正雄
同	同	中原伊三郎
同	同	寺田清四郎
同	同	岡村彦次郎
同	同	朝田善之助
同	同	墳下 繁雄
同	融和係長	城 等治
京都府特高警察課	主	事 片山 亮喜
京都府社會教育課	主	事 森本 金次
京都府學務課	視	事 脇坂作次郎
京都府社會課	主	事 脇坂作次郎
同	親和會書記	林 勇
天田郡下夜久野村	同	谷川 辰市
何鹿郡綾部町井倉	更生委員長	長 福田春太郎
大阪府廳內	社會課長	西田傳三郎

同

同	同	河上 正雄
同	屬	小寺 虎義
同	囑	櫻井 徳光
同	公道會主事	服部 省三
同	同書	記 小北 由藏
同	囑	託 眞銅 秀丸
同	書	記 野間 完
同	公	吏 望月 武夫
同	市	會 議員 松田 喜市
同	同	栗須喜一郎
同	同	近藤 檜保
同	同	北岡 順命
同	同	笹田慶三郎
同	同	久保 忠義
同	同	濱田 光明
同	同	今池 樽吉
同	同	北野 實

生駒郡矢田村 同
 同 安堵村 同
 山邊郡丹波市町 同
 山邊郡東里村 同
 山邊郡二階堂村 同
 山邊郡波多野村 同
 磯城郡川東村 同
 磯城郡川西村 同
 磯城郡三宅村 同
 磯城郡初瀬町 同
 磯城郡大福村 同
 同 香久山村 同
 同 纏向村 同
 宇陀郡神戸村 同
 宇陀郡宇太町 同
 宇陀郡榛原町 同
 宇陀郡三本松村 同
 宇陀郡内牧村 同
 宇陀郡室生村 同

谷野彌元義 宇陀郡曾爾村 同
 胡内 龜松 宇陀郡御杖村 同
 中山 愷男 高市郡畝傍町 同
 奥田榑五郎 高市郡鴨公村 同
 片岡 正雄 高市郡船倉村 同
 福井勘次郎 高市郡高田町 同
 松田 檜藏 北葛城郡陵西村 同
 榎垣 兵祐 北葛城郡上牧村 同
 乾田 清治 北葛城郡河合村 同
 吉田 長敬 南葛城郡大正村 同
 原田清治郎 南葛城郡掖上村 同
 竹上 正吉 南葛城郡秋津村 同
 吉田 勇治 南葛城郡葛城村 同
 霜永竹治郎 南葛城郡葛城村 同
 菊岡半右衛門 宇智郡宇智村 同
 岡本 太藏 宇智郡五條町 同
 石田勝之助 宇智郡野原町 同
 福田 善三 宇智郡大淀町 同
 福岡 鏡 吉野郡龍門村 同

萩原 春吉
 青海奈良吉
 小松奈良次郎
 殿村藤八郎
 高橋久太郎
 井上 松藏
 島越清次郎
 黒松 伊平
 竹田 惣治
 香谷 健治
 藤井勘右衛門
 西京 保義
 岡田慶治郎
 米田榮太郎
 櫻井龜五郎
 林 平造
 山本市太郎
 仲川房次郎
 阪本 猷吉

吉野郡中龍門村 同
 奈良市東之阪町 同
 吉奈良市畑中町 同
 奈良市西之阪町 同
 生駒郡片桐村西田中 同
 生駒郡三郷村下之庄 同
 生駒郡南生駒村小平尾 同
 生駒郡南生駒村椿 同
 山邊郡二階堂村嘉幡 同
 磯城郡川東村金澤 同
 宇陀郡宇太町岩崎 同
 宇陀郡神戸村小附 同
 高市郡船倉村室生谷 同
 高市郡畝傍村大久保 同
 高市郡鴨公村飛驒 同
 北葛城郡陵西村市場 同
 高市郡高田町山内 同
 高市郡高田町大道五丁目 同
 北葛城郡河合村西穴閣 同

福岡 傳一 南葛城郡大正村鎌田 同
 伊藤浦三吉 南葛城郡大正村小林 同
 荒木龜太郎 南葛城郡葛城村粟坂 同
 木村 時藏 南葛城郡葛城村左瀬 同
 松本 米三 宇智郡五條町大島 同
 眞柴 勝利 吉野郡大淀町比曾 同
 増田市太郎 吉野郡龍門村佐々羅 同
 山本 義見 吉野郡中龍門村柳 同
 吉中 米一 奈良市尼ヶ辻町 同
 前田徳太郎 南葛城郡御所町 同
 藤岡 勇吉 北葛城郡新庄町 同
 佐々岡元吉 北葛城郡掖上村 同
 新澤健次郎 北葛城郡陵西村市場 同
 松村 米松 同
 松本庄次郎 同
 守道 清 同
 大西 清隆 同
 中尾太三郎 同
 藤岡 美雄 同

三重 縣

南葛城郡大正村鎌田 住田 角三
 南葛城郡大正村小林 西口紋太郎
 南葛城郡葛城村粟坂 辻川彌太郎
 南葛城郡葛城村左瀬 川田 勝亮
 宇智郡五條町大島 巽 靜雄
 吉野郡大淀町比曾 川崎吉太郎
 吉野郡龍門村佐々羅 藤谷彌四郎
 吉野郡中龍門村柳 岸田幸次郎
 奈良市尼ヶ辻町 多田 儀一
 南葛城郡御所町 同 會 理 事 十楚 培
 北葛城郡新庄町 同 會 講 師 布施 弘憲
 北葛城郡掖上村 融和教育研究会副會長 吉村清太郎
 北葛城郡陵西村市場 同會支部幹事 中本彌太郎
 度會郡七保村大字永會 定 庸雄
 同 定 作太郎
 同 下口 重助
 同 下口甚右衛門
 阿山郡城南村 書 記 松井 久吉

富士郡吉原町	郡	幹事	赤堀 利作
志太郡藤枝町	同	同	齋藤貞三郎
榛原郡川崎町	同	同	谷澤市太郎
小笠郡平田村	町	幹事	宮島 万吉
磐田郡磐田村	同	同	大見雄太郎
濱松市社會課	郡	幹事	永田 貫一
濱松市	郡	幹事	上村 良平
靜岡縣社會課	社會事業主事補	佐々木春吉	
小笠郡南山村	同	井上 良一	
山梨縣社會課	縣共愛會理事	小田切義廣	
中巨摩郡小笠原町	同	野中 善一	
南都留郡谷村町	同	近藤朋三郎	
東八代郡一宮村	同	高橋彌太郎	
北巨摩郡上手村	同	山本 久次	
滋賀縣	同	尾川喜代治	
蒲生郡鏡山村	同	中森 五一	
甲賀郡岩根村	同	夏原 富彌	
犬上郡豐郷村	同	同	

同	方面委員	谷口 有信	
蒲生郡八幡町	同	寺岡新太郎	
愛知郡愛知川町	同	藤谷 義尙	
犬上郡河瀬村	融和團體副會長	上田乙三郎	
同	同	松野才一郎	
同	同	山田一太郎	
坂田郡北郷里村	方面委員	山田一太郎	
犬上郡東甲良村	同	記 徳田 茂樹	
犬上郡東甲良村	同	記 徳田 茂樹	
彦根市里根町	同	役 中山 彌八	
愛知郡西小椋村	同	長 吉原 利八	
大津市膳所錦町	同	侶 坂口 信楠	
同	同	中村龜之助	
同	同	侶 寺澤 寛雄	
同	同	同	上杉 末吉
同	同	同	蒲池 一義
同	同	同	樞原 信英
同	同	同	北川 源平
同	同	同	昭和會副會長
同	同	同	内藤 誠夫
同	同	同	記 郷開源一郎
同	同	同	岡山憲次郎

大津市 伊香郡木之本町

嘱託	米澤 虎一
書記	居川 務

上田市横町 上水内郡津和村

支會	嘱託	藤倉 大順
同	同	笠原 觀秀
同	同	高橋 利重
同	同	鈴木 鳴海
同	同	原田 亨一
同	同	坂口 實
同	同	西澤 梅雄

岐阜縣社會課

融和會代表	森田 重雄
同	中山 一一
更生會代表	大橋 松男
自治會代表	大橋榮之助
校	長 福井 九市

長野市諏訪町

親和會理事	古市 良雄
同會指導員	大野元治郎
同會支部駐在員	山形 富雄
同會評議員	寺田長次郎
同	山口勝次郎
同	淺田清次郎
同	徳本 達雄
同	井崎 清二

岐阜市島

融和會代表	森田 重雄
同	中山 一一
更生會代表	大橋 松男
自治會代表	大橋榮之助
校	長 福井 九市

長野市外小柴見

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

山縣郡高富町

融和會代表	森田 重雄
同	中山 一一
更生會代表	大橋 松男
自治會代表	大橋榮之助
校	長 福井 九市

吉田郡西藤島村

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

養老郡日吉村

融和會代表	森田 重雄
同	中山 一一
更生會代表	大橋 松男
自治會代表	大橋榮之助
校	長 福井 九市

吉田郡西藤島村

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

同 多藝村

融和會代表	森田 重雄
同	中山 一一
更生會代表	大橋 松男
自治會代表	大橋榮之助
校	長 福井 九市

吉田郡西藤島村

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

同 多藝村

融和會代表	森田 重雄
同	中山 一一
更生會代表	大橋 松男
自治會代表	大橋榮之助
校	長 福井 九市

吉田郡西藤島村

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

上田市

同	同	成澤伍一郎
同	同	岩吉
同	同	員山寺右左衛門
同	同	武 森太郎
支會	嘱託	朝倉 重吉
同	同	伊藤 武雄
同	同	神田 賢一

石川縣

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

北佐久郡北大井村

支會	嘱託	朝倉 重吉
同	同	伊藤 武雄
同	同	神田 賢一

金澤市中村町

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

上水内郡水内村

支會	嘱託	朝倉 重吉
同	同	伊藤 武雄
同	同	神田 賢一

能美郡中海村

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

下水内郡豐井村

支會	嘱託	朝倉 重吉
同	同	伊藤 武雄
同	同	神田 賢一

能美郡中海村

融和事業指導員	今村甚兵衛
同	道上仁太郎

石川郡笠間村	同	新宅 清次	同 西町	視 學 佐伯 卓治
羽咋郡高濱町	同	佐藤 勇吉	同 江崎町	社會教育主事 補坂出雅己
河北郡七塚町	同	髭 豐	同 西町	縣社會教育囑託 米井 多藏
石川郡宮保村	同	宮村 勝次	氣高郡大正村古海	一心會囑託 川口 慈教
七尾市竹町	同	森田 乙松	同 寶木村寶木	小 學 校 長 松本 政市
石川縣融和事業協會	書	垣内 正勝	岩美郡倉田村國安	同 塔 正治
富 山 縣			米子市角盤町	同 大西 孟信
射水郡小杉町	縣大和會副會長	片口安太郎	氣高郡美穗村	同 藏光 工
中新川郡滑川町	理事並監事有澤與左衛門		同 東伯郡市勢村下伊勢	同 實行組合長 福田 政幸
西蠍波郡東五位村	同 理 事	島田勝次郎	同 米子市角盤町	小 學 校 長 玉井 益一
高岡市鴨島町	同	高島 秀雄	同 同 富士見町二丁目	同 田中 千藏
射水郡新湊町	同	大濱由次郎	同 八頭郡散岐村佐貫	訓 導 吉村 泰之
上新川郡伊能野村	同	村下綱次郎	同 同 松江市菅田町	同 山西 武
下新川郡東山村	小 學 校 長	本波榮太郎	同 大原郡加茂町	同 中山 澤吉
富山縣廳社會課	大和會書記	山本 源次	同 同 松江市內中原町	和 敬會幹事 井戸内半藏
同	同 會 書 記	高木 巴二	同 同 幸町	同 土江喜代一郎
射水郡橋下條村	小 學 校 長	本江 榮吉	同 同 同	和 敬會主事 飯島 武雄
鳥 取 縣				
鳥取市藥師町	社會事業主事	牧田春太郎		

岡山縣

同 菅田町	同 書 記	山本文太郎	同 同	同 同	一本杉數太郎
岡山縣社會課	社會事業主事補	黒瀬 鐵雄	同 同	同 同	山本 藤政
同	融和事業協會主事	岡崎規矩吾	同 同	同 同	坂本 定理
勝田郡勝加茂村	縣 囑 託	高橋 順逸	同 同	同 同	小林藤太郎
眞庭郡落合町	同	柴田 諤眞	同 同	同 同	大森 源治
岡山市奥田	融和事業協會囑託	山崎 利吉	同 同	同 同	平川 太郎
同 竹田	同	野田勝次郎	同 同	同 同	楠木順太郎
倉敷市榮町	同 幹 事	岡田 又一	同 同	同 同	東本 理平
淺口郡船穂村	同	花田 一郎	同 同	同 同	竹中清太郎
都窪郡三須村	同	石井 光一	同 同	同 同	原田幸太郎
同 菅生村	同 評 議 員	岡川 黃一	同 同	同 同	鴨崎 博吉
和氣郡藤野村	同	村上 健夫	同 同	同 同	羽原 正司
小田郡矢掛町	同	水川 鑑一	同 同	同 同	畑 百兵衛
苫田郡久田村	同	高橋 義光	同 同	同 同	奥村 俊了
英田郡土居村	同	小林 章一	同 同	同 同	藤下久米四
勝田郡古吉野村	同	木村 忠雄	同 同	同 同	今西 彌作
兒島郡郷内村	同	熊本 博	同 同	同 同	藤川 鹿男
上道郡玉井村	同	若本 倫吉	同 同	同 同	藤本 鈴一
廣 島 縣					
安佐郡三入村	同				

安佐郡三川村	財官 義朝	同	仁方町	藤村 淺市
芦品郡新市町	藤坂倉三郎	同	吳市	今岡 九一
山縣郡殿賀村	竹田喜三吾	同	廣島縣社會課	渡邊 重一
尾道市	山本留次郎	同	廣島縣社會課	市役所公吏 山下 覺
沼隈郡鞆町	原井 友吉	同	廣島縣社會課	社會事業主事補 上松 光雄
双三郡板木村	中野 久	同	廣島縣社會課	共鳴會囑託 山口 經也
同 君田村	森岡 時光	同	廣島縣社會課	社會事業事務囑託 今井 旗二
同 吉舍町	岡田 一	同	廣島縣社會課	特高主任 福本 榮一
比婆郡東城町	富田文一郎	同	廣島縣社會課	同
同 峯田村	赤丸 弘	同	廣島縣社會課	橋本惣二郎
同 庄原町	上田植右衛門	同	廣島縣社會課	梅田 福一
佐伯郡三高村	濱井 勘一	同	廣島縣社會課	新長 英雄
安藝郡江田島村	久岡 恕六	同	廣島縣社會課	訓導 古藤 一
同 坂村	三滿 盛一	同	廣島縣社會課	藤岡 總市
同 音戶町	吉村 二郎	同	廣島縣社會課	大久保信一
同	水牛喜太郎	同	廣島縣社會課	高磨 敏夫
同	岡本 謙一	同	廣島縣社會課	下平 盛夫
同	仲岡 勘一	同	廣島縣社會課	宗吉 連三
賀茂郡竹原町	尾川 通吉	同	廣島縣社會課	八幡 實
同 川尻町		同	廣島縣社會課	大久保芳雄

同 甲奴村	於子 逸郎	萩市	一心會地方指導員 上田 悟
沼隈郡山手村	岡 與一	山口市十五區	區 長 松本 匡一
比婆郡東城町	福田 實	厚狹郡小野田町	一心會評議員 堀井 伊介
賀茂郡西條町	協 政代	都濃郡鹿野村	協同組合長 上田 巖
廣島市福島町	菊崎 正行	山口縣佐波郡右田村	國弘半治兵衛
豐田郡戶野村	岡光 唯一	阿武郡吉都村	一心會評議員 藤野 雅亮
同 本郷町	中林 操一	字部市	同 田村 定一
同 長谷村	瀧本太四郎	下關市	同 山本 利平
同 大崎南村	上田 昇	和歌山縣	同和會副會長 成川善太郎
山口縣社會課	記 小枝 敏夫	有田郡箕島町	社會事業主事 藤範 晃誠
宇部市社會課	記 德田淺二郎	和歌山縣社會課	囑託 田中 廣市
山口市社會課	記 佐古 了二	同	社會事業主事 岩崎 哲貫
玖珂郡高寺町	長 小濱 清一	同	同和會主事補 宇多 了誠
熊毛郡室津村	記 豐島 三郎	同	同和會囑託 森田 廣一
美禰郡伊佐町	記 清水 一雄	同	囑託 丸山 信男
防府市社會課	記 田中 三郎	同	西牟婁郡支會長 北條 鐵心
山口縣社會課	記 重枝 吟三	同	西牟婁郡支會幹事 榎本 操六
同	記 中村 茂	同	西牟婁郡支會副會長 那須孫次郎
下關市長府		同	

同 富田村	越智 政一	東宇和郡橫林村	水口 重雄
同 九和村	桑田 淺吉	同 高川村	細川 春吉
同 菊間町	橋田 靜一	松山市	村上 政雄
同 波方村	吉田 正美	同	有田庄三郎
同 大山村	馬木 滿治	喜多郡大洲町	支會指導員 井上清次郎
同 盛日村	濱脇 房治	同 新谷町	僧 侶 成川 了惠
同 伯方町	中田 純政	同 大洲町	郡自治會主事 大西房次郎
同 弓削村	濱本 文七	同 御祓村	僧 侶 泉 庄太郎
同 溫泉郡坂本村	明連 隆雄	同 内子町	僧 侶 藤岡 教導
同 石井村	朝野 三郎	香川縣	
同 久米村	村上 道春	香川郡由佐村	讚岐昭和會主事補 加藤 卓治
同 小野村	中田 政一	高松市宮脇町	同 多田 久吉
同 伊豫郡上灘町	青井 義文	木田郡平井町	讚岐昭和會平井町分會長 高島 元逸
同 北伊豫村	三好 實	綾歌郡坂出町	同 坂出町分會指導員 山條 祐教
同 砥部町	仲田 定見	香川郡直島村	同 直島村副分會長 朝田 秋次
八幡濱市	藤原 顯綾	木田郡前田村	同 前田村分會指導員 杉田 賢一
同	岡田 源六	小豆郡草壁町	同 草壁町分會副會長 濱野 輝次
西宇和郡伊方村	川口 滿義	高知縣	
同 宮内村	西本 政治	高知縣社會課	社會課長 目代 眞一

同	社會事業主事補 汲田松之助	幡多郡中村町	瀨部壽太郎
同	公道會主事 森田 丑金	高岡郡東又村	上村 吉正
同	同 幹事 永吉 清喜	幡多郡佐賀町	濱岡 義美
幡多支廳	屬 奥田 正夫	安藝郡室戸岬町	山田 周作
高知市南與力町	池田 永馬	土佐郡森村	藤田 盛若
同 本町	伊尾木禮馬	高岡郡日下村	指 導 員 田村 玉樹
香美郡赤岡町	志磨 村治	福岡縣	
同 岩村	近森熊次郎	福岡縣社會課縣	親善會囑託 高橋 麟二
長岡郡本山町	佐古田兼馬	同	同 書 記 高橋 稔生
同 長岡村	溝淵 信義	福岡市	支 部 書 記 木村慶太郎
香美郡吉川村	役 松田 廣繁	小倉市	支 部 理 事 光應 智英
安藝郡安藝町	記 武田 保吉	久留米市	支 部 理 事 杉本 繁吉
香美郡山田町	坂田 早稻	京都郡行橋町	本 會 理 事 森淵 宣寬
長岡郡本山町	岩本 春茂	糸島郡前原町	同 理 事 藤野 剛
土佐郡朝倉村	記 西崎 鶴吉	田川郡伊田町	支 部 幹 事 藤本 鐵藏
高知市南河ノ瀬町	西森 鶴吉	嘉穗郡碓井村	本 會 理 事 田中 松月
吾川郡長濱町	記 森本 靜鬼	遠賀郡香月町	本 會 幹 事 末永 九郎
同 弘岡中ノ村	記 石川 誓章	三瀨郡大川町	支 部 幹 事 小川 金藏
高岡郡戸波村	同 尾崎 武	浮羽郡水分村	本 會 囑 託 田中小八郎

澤崎 四郎 同 碓氷郡安中町
 中村庄次郎 千葉縣東葛飾郡七福村谷津一二九四
 廣瀬誠一郎 茨城縣
 松井庄五郎 奈良市西之坂町
 廣田正敏 同 法蓮町
 中岡繁治郎 同 東木辻町
 有松英義 元三重縣知事
 阿部甚兵衛 三重縣桑名郡深谷村
 河村數榮 同 一志郡久居町
 北村電三郎 靜岡縣濱名郡吉野村須之木澤
 多羅尾昭徹 滋賀縣
 大久保休吾 岐阜縣
 小根澤義山 長野縣上田市
 四代目吉岡與左衛門 福井縣三方郡耳村南市
 五代目吉岡與左衛門 同
 池田吉右衛門 同 大飯郡青郷村西三松
 高澤藤七 富山市總曲輪

中川要次郎 同 清水町
 岩田忠益 同 奥田町初音
 高島覺太郎 富山縣高岡市南町
 平田条次郎 同 氷見郡太田村
 松尾謙次郎 鳥取縣米子市角盤町一ノ九九
 岩本儀一郎 島根縣
 曾田達圓 島根縣簸川郡今市町
 藤澤熊市 同 鹽冶村
 香川輝 元岡山縣知事
 岡崎熊吉 岡山縣
 武南新一郎 同
 アリス・ベテ
 アダムス 同
 藤本徳吉 同
 原田理太郎 同
 荒木三左衛門 同
 古賀兼平 同
 前田貞次郎 廣島縣

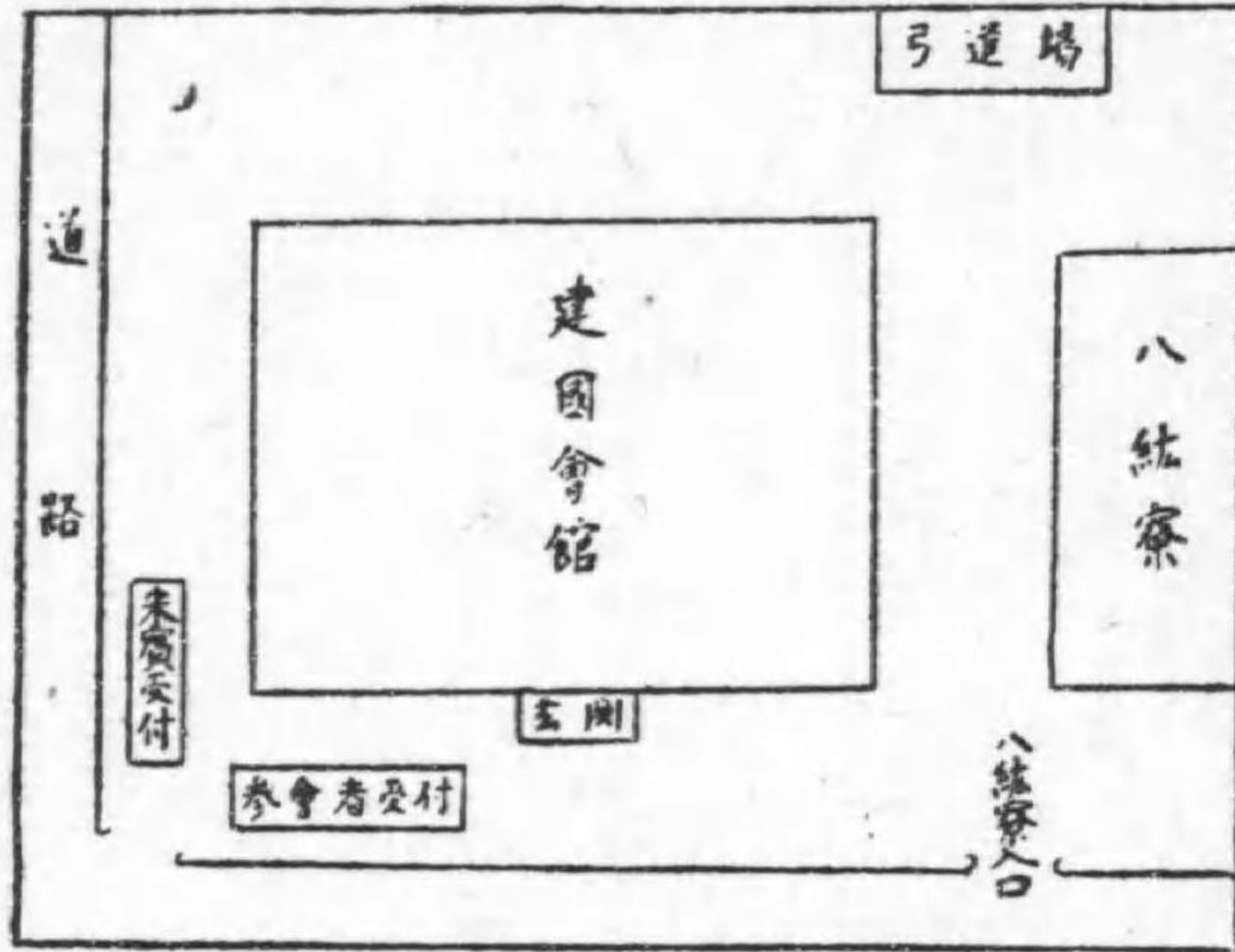
中村桂堂 同
 赤松昭憧 山口縣
 河野諦圓 山口縣都濃郡久米村
 林猛夫 和歌山縣那賀郡王子村
 大津麟平 元德島縣知事
 木村和藏 德島縣名東郡上八萬村
 能仁達朗 同 勝浦郡小松島町
 藤井義象 同 海府郡川西村
 佐藤慈勝 同 那賀郡富岡町
 片山宇八 同 板野郡應神村
 三井貞七 同 同 一條町
 前田久子 同 名東郡上八萬村
 雲財和太郎 同 板野郡大山村
 穂積禎降 愛媛縣喜多郡大洲村
 遠田周一郎 同
 森恒太郎 同 溫泉郡余土村

森貞卯太郎 同
 竹島敏夫 高知縣吾川郡長濱町
 弘田永清 同 高知市中島町二一八
 松尾富久録 同 香美郡山田村
 岡崎精郎 同 吾川郡秋山村
 大西正言 同 高知市北門筋
 田中光顯 高知縣
 板垣退助 同
 大江天也 同
 柳瀨勁介 福岡縣三井郡大橋村
 光應智覺 同 小倉市支北方
 南部露庵 福岡縣
 堤貞見 佐賀縣北波多村
 諸岡豐治 同 唐津市大字唐津二九二
 伊藤平八 熊本縣八代郡宮原町

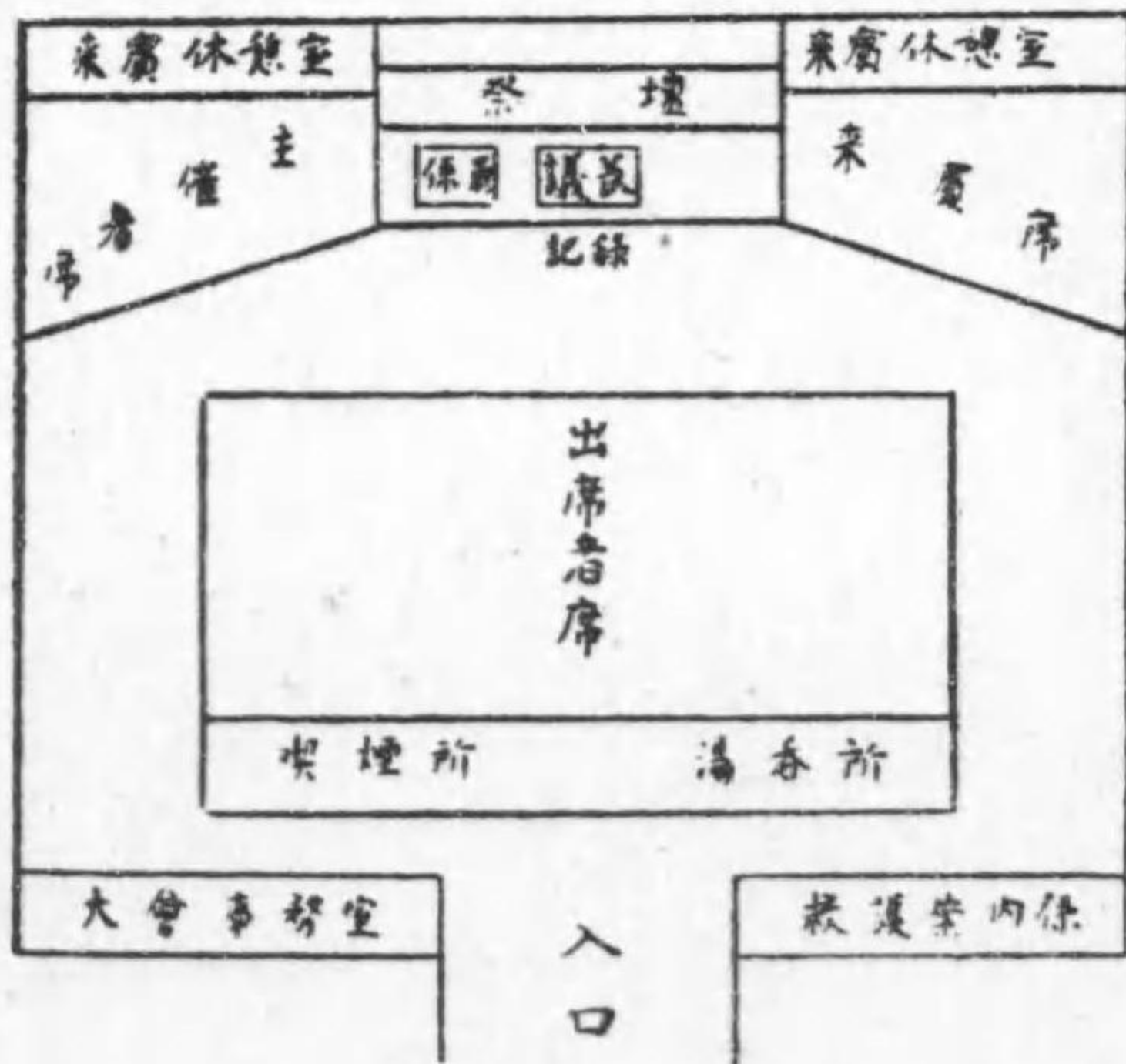
十、紀元二千六百年頌歌

- 一 遠すめろぎの
かしこくも
はざめたまひし
おほ大和
天つ日嗣の
つぎつぎに
御代しろしめす
たふとさよ
仰げば遠し
皇國の
紀元は二千
六百年
- 二 あを人民に
い照る日の
光あまねき
おほ八洲
春のさかりを
さく花の
薫ふがごとき
ゆたがさよ
仰げば遠し
皇國の
紀元は二千
六百年
- 三 大わたつみの
八潮路の
めぐり行きあふ
八 絃
ひじりのみ業
うけもちて
宇とおほはん
かしこさよ
仰げば遠し
皇國の
紀元は二千
六百年

受付見取圖



會場見取圖



412

477

昭和十六年八月二十八日印刷
昭和十六年九月一日發行

非賣品

東京市麩町區三年町一番地二十一

編纂者 財團法人 同和奉公會

財團法人同和奉公會代表者

發行者 菊山嘉男

東京市深川區牡丹町一丁目七番地

印刷所 今井印刷所

終

